

一関地区広域行政組合議会会議録

令和5年10月19日招集
第53回 定例会

一関地区広域行政組合議会

目 次

審議結果	6
議事日程	8
開会及び会議宣言	10
会議録署名議員の指名（千葉信吉君・岩渕優君）	10
会期の決定	11
一般質問	11
☆ 猪 股 晃 君	11
1 ごみ搬入量から見る今後のごみ搬入量推計について伺う	
(1) 令和4年度搬入量をどのように分析しているかについて伺う	
(2) 分析結果より推計される今後のごみ搬入推計をどう見ているかについて伺う	
(3) 資源ごみの搬入量が、年度間比較で減少していることの分析について伺う	
2 し尿汚泥及び浄化槽汚泥の資源化の取組について伺う	
(1) 取組内容について伺う	
(2) 堆肥化は実現できているかについて伺う	
☆ 齋 藤 禎 弘 君	15
1 介護保険事業について伺う	
高齢者の増加とともに介護を必要とする方が増えており、介護保険制度は住民の暮らしになくてはならない事業となっており、さらなる充実が求められている	
(1) 介護保険料の滞納状況と差押処分の状況について、近年の動向と合わせて伺う	
(2) 特別養護老人ホームの入居待機者数の状況と、近年の動向と合わせて伺う	
(3) 特別養護老人ホームの入居待機者の解消に向けた対策について伺う	
(4) 第9期介護保険事業計画における介護報酬の改定について、現在の検討内容を伺う	
(5) 第9期介護保険事業計画の施設整備における特別養護老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、介護医療院の整備計画の検討状況について伺う	
(6) 第9期介護保険事業計画における第1号被保険者の保険料の見込みについて、現在の検討状況について伺う	
(7) 高齢者施設のクラスターの発生状況について、これまでの動向と合わせ伺う	
☆ 那 須 勇 君	27
1 新最終処分場の整備等について	
(1) どの時点をもって、候補地が予定地となるのか理由も含めてを伺う	
(2) 住民等説明会の在り方について伺う	
・ 今後どのように開催していく考えか伺う	
・ 管理者の声を直接聞きたいとの意見に対して、所感を伺う	
・ ゲリラ豪雨や地震などの自然災害に対して不安を感じている住民に対し明確に答えるべきと考えるが、どのように対応していくのか伺う	
・ 想定外の事案が生じたときの行政組合の責任についてははっきりと答えるべきと考えるがどうか伺う	
(3) 生活環境影響調査について伺う	

- ・ 調査の内容を伺う
 - ・ 住民の意見を参考にしながら、今後の調査に生かしていきたいとのことだが、説明会で出た意見はどのようなものか、また対応について伺う
 - ・ 調査結果に基づく地域の生活環境に配慮したきめ細かな対策とは、他自治体の事例ではどのような対策を講じているのか伺う
 - ・ 周辺にお住まいの方々の不安解消について、生活環境影響調査（ミニアセスメント）は県条例未満の面積だが、県環境影響評価条例では、調査事項において現況調査の期間等にどれだけ違いがあるのか伺う
 - ・ 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく調査項目とのことだが、住民が不安に感じる項目があれば調査実施できるのか伺う
 - ・ 生活環境に影響の少ない、市街地を通らない新たなアクセス道路の検討は可能か伺う
- (4) 施設整備を進める上での課題について、どのように捉えているのか伺う
- (5) 施設整備に対して理解を深めていく取組について以前の管理者の答弁において、さらに工夫を重ねながら進めるとしているが、どのような内容か具体的に伺う
- ☆ 沼 倉 憲 二 君……………39
- 1 一般廃棄物最終処分場に係る生活環境影響調査について伺う
- (1) 9月25日に開催された生活環境影響調査の住民説明会の所感を伺う
- (2) 生活環境影響調査で住民からの調査箇所や調査期間などの要望や指摘に対する対応を伺う
- (3) 今後の住民の理解醸成にどのように取り組むのかを伺う
- 2 今後の介護保険事業の運営について伺う
- (1) 介護ニーズの増加と介護保険料の負担増加に対する、基本的な管理者の考えを伺う
- (2) 介護サービス提供の現場のサービス供給体制や人材の確保をどのように捉え、対応する考えかを伺う
- ☆ 千 葉 栄 生 君……………47
- 1 エネルギー回収型一般廃棄物処理施設及び新最終処分場への対応について伺う
- 両施設を1か所に絞り込み後の住民説明会が行われているが、特に新最終処分場においては、生活環境の不安から反対を訴える住民運動が活発化していることから以下の点について伺う
- (1) 新最終処分場の説明会でどのような意見が出されているのか伺う
- (2) 住民の不安に対してどのように対応するのか伺う
- (3) 可燃ごみの減量化策について伺う
- 2 マテリアルリサイクル推進施設整備基本計画について伺う
- 基本計画（案）の住民説明会を4会場で開催して住民理解に取り組んでいる状況であるリサイクル促進につながるための大事な時期と考えることから今後の取組について伺う
- (1) 住民説明会でどのような意見や反応があったのか伺う
- (2) 推進に当たっては住民からの意見を聞く機会を計画しているのか伺う

☆ 佐 藤 敬一郎 君……………54

1 火葬場について伺う

宮城県境に住んでいる市民は、宮城県栗原市、登米市の火葬場を利用している

その場合、市民以外の者ということで使用料が2倍となる

- (1) 栗原市、登米市の方の釣山斎苑、千厩斎苑の利用状況について伺う
- (2) 一関地区広域行政組合、栗原市、登米市の火葬場使用料金を統一できないか伺う
- (3) 栗原市、登米市の火葬場を使用した場合、釣山斎苑、千厩斎苑の利用料金を上回った場合の差額を補助できないか伺う
- (4) 火葬後の金歯などの回収について伺う

2 ごみの分別収集とリサイクルについて伺う

ごみの分別の仕方については、ごみの分け方・出し方テキストで対象者にお知らせしているが、次の点について伺う

- (1) ごみの分別収集とリサイクルの現状と課題について伺う
- (2) 空き缶をつぶして出してはなぜいけないのか伺う
- (3) ペットボトルをつぶして出してはなぜいけないのか伺う
- (4) 生ごみを生ごみだけの収集としてコンポストやメタンガスとしてリサイクルできないか伺う
- (5) 粗大ごみのリサイクルについて伺う

3 し尿処理汚泥の活用について伺う

- (1) し尿汚泥の農地還元について伺う
- (2) し尿汚泥と生ごみからバイオガス（メタンガス）を製造して発電を行うことについて伺う

☆ 岩 渕 典 仁 君……………61

1 新最終処分場について伺う

- (1) 新最終処分場整備に係る今後の対応（令和5年1月30日）について伺う
 - ・ 地域住民へどのように説明、対応をしてきたのか伺う
 - ・ 住民の方の不安の解消にどのように努めてきたのか伺う
 - ・ 「新しい時代にふさわしいもの」とは具体的にどのようなものか伺う
- (2) 施設整備に関し説明会で出た意見の概要と今後の対応について伺う
 - ・ 土地所有者説明会
 - ・ 建設候補地周辺自治会説明会
 - ・ 住民説明会
- (3) 洪水浸水想定区域と土砂災害警戒区域の影響はないのか伺う
- (4) 敷地外の道路整備に当たって構成自治体との連携をどのように図っていくのか伺う
- (5) 施設整備を進める上での課題について伺う
- (6) 地域住民の合意形成の方法について伺う

☆ 真 箆 光 幸 君……………74

1 マテリアルリサイクル推進施設整備基本計画の事業方式について伺う

- (1) DBO方式としているが、民間事業者への意向調査により出されたLCCが総事業費の根拠か伺う

- (2) 従来のLCCは、現行のリサイクルプラザの収支を当てはめるのか伺う
- (3) 簡易VFMで運営管理費を最大15%としているが、目標としては低くはないか伺う
- (4) DBO方式の場合のSPC設立・運営に係る課税について伺う
- (5) 循環型社会形成推進交付金の交付要件である目標値の設定はどのように算定しているか伺う

報告第2号	令和4年度一関地区広域行政組合一般会計予算継続費の通次繰越しの報告について…	80
報告第3号	令和4年度一関地区広域行政組合一般会計予算繰越明許費の繰越しの報告について…	80
認定第1号	令和4年度一関地区広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定について……………	80
認定第2号	令和4年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について…………	81
議案第7号	令和5年度一関地区広域行政組合一般会計補正予算（第1号）……………	94
議案第8号	令和5年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計補正予算（第1号）……………	94
議案第9号	あっせんの申立てについて……………	96
議案第10号	釣山斎苑の指定管理者の指定について……………	98
議案第11号	千厩斎苑の指定管理者の指定について……………	98
議員の派遣について……………		99

第 53 回 定 例 会 日 程 表

令和 5 年10月19日

日次	月日	曜日	開議時間	会 議 別	議 事
1	10月19日	木	午前 10 時	本 会 議	会議録署名議員の指名 会期の決定 一般質問 議案審議

審 議 結 果 等

議案番号	件 名	議決月日	議決結果
報告第 2 号	令和 4 年度一関地区広域行政組合一般会計予算継続費の通次繰越しの報告について		議決不要
報告第 3 号	令和 4 年度一関地区広域行政組合一般会計予算繰越明許費の繰越しの報告について		議決不要
認定第 1 号	令和 4 年度一関地区広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定について	10月19日	認 定
認定第 2 号	令和 4 年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	10月19日	認 定
議案第 7 号	令和 5 年度一関地区広域行政組合一般会計補正予算（第 1 号）	10月19日	原案可決
議案第 8 号	令和 5 年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計補正予算（第 1 号）	10月19日	原案可決
議案第 9 号	あっせんの申立てについて	10月19日	原案可決
議案第 10号	釣山斎苑の指定管理者の指定について	10月19日	原案可決
議案第 11号	千厩斎苑の指定管理者の指定について	10月19日	原案可決
	議員の派遣について	10月19日	決 定

受理した議案

報告第2号	令和4年度一関地区広域行政組合一般会計予算継続費の通次繰越しの報告について
報告第3号	令和4年度一関地区広域行政組合一般会計予算繰越明許費の繰越しの報告について
認定第1号	令和4年度一関地区広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定について
認定第2号	令和4年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第7号	令和5年度一関地区広域行政組合一般会計補正予算（第1号）
議案第8号	令和5年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計補正予算（第1号）
議案第9号	あっせんの申立てについて
議案第10号	釣山斎苑の指定管理者の指定について
議案第11号	千厩斎苑の指定管理者の指定について

議 事 日 程

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		会期の決定
日程第 3		一般質問
日程第 4	報告第 2 号	令和 4 年度一関地区広域行政組合一般会計予算継続費の通次繰越しの報告について
日程第 5	報告第 3 号	令和 4 年度一関地区広域行政組合一般会計予算繰越明許費の繰越しの報告について
日程第 6	認定第 1 号	令和 4 年度一関地区広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第 7	認定第 2 号	令和 4 年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 8	議案第 7 号	令和 5 年度一関地区広域行政組合一般会計補正予算（第 1 号）
日程第 9	議案第 8 号	令和 5 年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 10	議案第 9 号	あっせんの申立てについて
日程第 11	議案第 10 号	釣山斎苑の指定管理者の指定について
日程第 12	議案第 11 号	千厩斎苑の指定管理者の指定について
日程第 13		議員の派遣について

一関地区広域行政組合議会定例会会議録

令和 5 年 10 月 19 日 午前 10 時開議

定例会・臨時会の別 定例会
告示年月日 令和 5 年 9 月 13 日
告示番号 第 42 号
招集日時 令和 5 年 10 月 19 日
会議の場所 一関市議会議場

出席議員（18名）

1 番	稲 葉 正 君	2 番	千 葉 栄 生 君	3 番	岩 渕 典 仁 君
4 番	齋 藤 禎 弘 君	5 番	菅 原 行 奈 君	6 番	猪 股 晃 君
7 番	千 葉 信 吉 君	8 番	那 須 勇 君	9 番	岩 渕 優 君
1 0 番	門 馬 功 君	1 1 番	佐々木 久 助 君	1 2 番	小野寺 道 雄 君
1 3 番	沼 倉 憲 二 君	1 4 番	佐 藤 敬一郎 君	1 5 番	千 葉 大 作 君
1 6 番	武 田 ユキ子 君	1 7 番	真 竈 光 幸 君	1 8 番	千 田 恭 平 君

欠席議員（0名）

職務のため出席した職員

議会事務局長	三 浦 洋	議会事務局次長	細 川 了 子
議会事務局長補佐	栃 澤 嘉 幸		

説明のため出席した者

管理者	佐 藤 善 仁 君	副管理者	青 木 幸 保 君
副管理者	石 川 隆 明 君	広域行政組合事務局長	佐 藤 正 幸 君
介護保険担当参事	佐 藤 和 子 君	環境衛生担当参事	佐 藤 和 浩 君
広域行政組合事務局次長 兼 介 護 保 険 課 長	千 葉 信 子 君	広域行政組合事務局次長 兼一関清掃センター所長	菅 原 彰 君
総務管理課長	吉 田 健 君	大東清掃センター所長 兼川崎清掃センター所長	蜂 谷 敏 志 君
一関西部地域包括支援 センター所長	高 橋 恵 君	一関東部地域包括支援 センター所長	小野寺 久 美 君
介護福祉主幹	穂 積 千恵子 君	環境衛生主幹	千 葉 光 祉 君
会計管理者	中 村 由美子 君	監査委員	及 川 弘 人 君
監査委員事務局長補佐	佐 藤 肅 子 君		

議事日程 別紙のとおり
会議に付した事件 議事日程に同じ

第53回広域行政組合議会定例会

令和5年10月19日

午前10時00分 開 会

会議の議事

議長（千田恭平君） ただいまの出席議員は18名です。

定足数に達していますので、令和5年9月13日一関地区広域行政組合告示第42号をもって招集の、第53回一関地区広域行政組合議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

この際、御報告を申し上げます。

管理者提案9件を受理しました。

次に、猪股晃君ほか7名から一般質問の通告があり、管理者に回付しました。

次に、岩渕優君ほか1名から議案に対する質疑通告があり、管理者に回付しました。

次に、及川監査委員ほか1名から提出の監査報告書6件を受理しましたが、印刷物によりお手元に配付していますので、これにより御了承願います。

議長（千田恭平君） 本日の会議には、管理者、監査委員の出席を求めました。

議長（千田恭平君） 議場での録画、録音、写真撮影を許可していますので、御了承願います。

議長（千田恭平君） 次に、人事紹介について、管理者から申出がありますので、この際、これを許します。

佐藤管理者。

管理者（佐藤善仁君） 4月1日付人事異動により異動した職員及び今議会から本議会に出席する職員を紹介いたします。

介護保険担当参事、佐藤和子です。

（介護保険担当参事、挨拶）

事務局次長兼介護保険課長、千葉信子です。

（事務局次長兼介護保険課長、挨拶）

一関西部地域包括支援センター所長、高橋恵です。

（一関西部地域包括支援センター所長、挨拶）

以上で職員の紹介を終わります。

議長（千田恭平君） 次に、議会事務局の職員を紹介します。

議会事務局長の三浦洋であります。

（議会事務局長、挨拶）

議会事務局主査の石川由紀恵であります。

（議会事務局主査、挨拶）

議長（千田恭平君） 以上で人事紹介を終わります。

議長（千田恭平君） これより議事に入ります。

本日の議事は、お手元に配付の議事日程により進めます。

議長（千田恭平君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員はその数を2名とし、会議規則第81条の規定により、議長において、

7 番 千 葉 信 吉 君

9 番 岩 淵 優 君

を指名します。

議 長（千田恭平君） 日程第2、会期の決定を議題とし、お諮りします。

本定例会の会期は、本日1日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（千田恭平君） 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日1日間と決定しました。

議 長（千田恭平君） 日程第3、一般質問について、これより順次発言を許します。

第1回目の質問、答弁とも登壇の上発言願います。

また、質問は通告に沿った内容であるとともに、質問、答弁に当たりましては簡潔明瞭に願います。

質問議員は全て一問一答方式を選択しておりますので、回数の制限はありませんが、質問にあつては残時間に留意し、答弁時間を考慮して質問されるようお願いします。

また、答弁に当たりましては、答弁漏れのないように併せてお願いします。

猪股晃君の質問を許します。

猪股晃君の通告時間は30分で、一問一答方式です。

6番、猪股晃君。

6 番（猪股晃君） おはようございます。

質問順番1番の猪股晃でございます。

通告に従い、2点質問をさせていただきます。

まず、1点目でございますが、ごみ搬入量から見る今後のごみ搬入量推計についてお伺いいたします。

令和4年度のごみ搬入量実績は、組合収集プラス持込みの全体で3万3,855トン、前年度対比543トン減で1.6ポイントの減となっております。

また、令和3年度のごみ搬入量実績は、組合収集プラス持込みの全体で3万4,399トン、前年度対比265トン減で0.8ポイント減というようなことで、ここ2年の推移で2倍ほどの搬入量の減少となっております。

このことについて、どのように分析しているか伺います。

また、分析結果により推計される今後のごみ搬入量をどう見ているか伺います。

次に、資源ごみの搬入量が年度間比較で減少していることの分析についてであります。令和4年度では前年度対比27トン減の1ポイント減、令和3年度で前年度対比85トン減の3ポイント減というようなことで、一般的には資源リサイクルが進んでいるものと推測される状況下、このように減少しているという実績をどのように分析しているか伺います。

次に、し尿汚泥及び浄化槽汚泥の資源化の取組についてお伺いいたします。

し尿汚泥及び浄化槽汚泥の資源化に取り組んでいるようでありますが、その取組内容を伺います。また、資源化の中でも肥料としての活用はなされているものか伺いたいと思います。

以上、壇上からの質問とさせていただきます。

よろしく御答弁をお願いします。

議 長（千田恭平君） 猪股晃君の質問に対する答弁を求めます。

佐藤管理者。

管理者（佐藤善仁君） 猪股晃議員の質問にお答えいたします。

まず、ごみの搬入量についてであります。

組合管内全体の令和４年度のごみ搬入量は、令和３年度と比較いたしますと543.19トン減少しており、これを種別ごとに見ますと、可燃ごみが469.96トン、不燃ごみが32.83トン、不燃粗大ごみが13.27トン、資源ごみが27.13トンそれぞれ減少しております。

ごみの搬入量が減少している要因につきましては、まず人口減少が続いていることのほか、住民にごみ分別の意識が浸透していることが、ごみ搬入量の減少につながってきたものと分析しております。

ごみの搬入量が減少傾向にあることについては、これは従前より続いてございまして、令和４年度におきましても引き続きこの傾向が続くものと想定はしておりました。

しかし、ごみの搬入量の総量は減少傾向にあるものの、これを人口により１人当たりの量に換算をいたしますと1.07キログラムの増となっております。この１人当たりの搬入量が、僅かではございますが、増加したことにつきましては、一つは、コロナ禍による外出自粛の影響により、通信販売の利用が増えたことに伴う梱包材などのごみの増加、また、在宅時間が長くなり、各家庭での片づけが進んだことで、不要な家財等の清掃センターへの直接搬入が増えたことなどが影響したのではないかと推測しております。

今後のごみ搬入量の見込みであります、当組合で策定をしております一般廃棄物処理基本計画において、今後も減少傾向が続くものと見込んでおり、令和４年度のごみ搬入量による分析からも同様のことが言えるものと考えております。

次に、資源ごみの搬入量が減少している要因についてであります。

令和４年度の資源ごみの区分別の搬入量は、これを令和３年度と比較いたしますと、プラスチック製容器包装が5.77トンの増、ペットボトルが1.51トンの増、廃小型家電が0.69トンの増であった一方、ガラス瓶は19.89トンの減、缶は15.07トンの減、古紙類は0.14トンの減となっており、総量では27.13トン減少しております。

減少の要因としては、これも人口減少のほか、飲料用として流通しておりましたガラス瓶やスチール缶といった重量のある容器が、より軽量のペットボトル容器に置き換わってきていることにより、ごみの重量が減少しているものと捉えております。

このほかのお尋ねにつきましては、事務局長が答弁をいたします。

議 長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 汚泥の資源化の取組についてであります、一関清掃センター及び川崎清掃センターに搬入されるし尿及び浄化槽汚泥は、汚泥に混入している髪の毛などの夾雑物などを除去し、微生物処理や脱水処理を行った後、脱水汚泥として搬出しております。

両清掃センターから搬出される脱水汚泥は全量有償で資源化をしており、一関清掃センターから搬出される脱水汚泥は、県内の肥料製造会社に処理を委託し、全量を肥料の原料として資源化しております。

川崎清掃センターから搬出される脱水汚泥は、一関清掃センターと同様に県内の肥料製造会社に処理を委託し、肥料の原料として資源化しているほか、一関市内のセメント製造会社に処理を委託し、セメントの原料として資源化をしているところでございます。

令和４年度の実績は、一関清掃センターでは脱水汚泥1,593.27トンを経済的な原料として資源化

しており、また、川崎清掃センターでは脱水汚泥734トン进行肥料の原料とし、495.13トン进行セメントの原料として資源化しているところでありまう。

次に、清掃センターから排出された脱水汚泥が実際に肥料として使われているかとお尋ねでございますが、清掃センターから搬出される脱水汚泥の処理委託先である肥料製造会社では、原料であります下水汚泥、し尿汚泥、動植物性残渣、コーヒーかすなどを混合し堆積発酵させ、重金属や有害物などの含有量などについて定期的に分析を行った上で、稲作や野菜、花、果樹などの畑作の有機肥料、土壌改良材、緑化基盤材などの商品を製造していると伺っております。

販売先については具体的に把握しておりませんが、岩手県内のほか岩手県外でも販売していると伺っております。

議長（千田恭平君） 6番、猪股晃君。

6番（猪股晃君） それでは、再質問させていただきます。

まず、ごみの搬入量の関係ですけれども、資源ごみのリサイクルについて、全体的には減少傾向にあるということではあるのですけれども、何となく世の中の流れを見ると、資源ごみのリサイクルについてはスーパー等での回収やリサイクル業者への持込みなど、かなり多く行われているものと思われるところです。

そこで伺いますが、一関市、平泉町の両市町のリサイクルの実態が、スーパー等で回収されている部分も含めてどの程度あるものかという全体量、一関での全体的なリサイクルがどれくらい行われているかというような部分については、何か実態を把握しているものかお伺いいたします。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 資源ごみのリサイクルでございますが、当組合では各地区の集積所からの収集量と各清掃センターに持ち込まれた資源ごみの量、また、構成市町で実施している有価物集団回収事業による資源物の回収量については把握しておりますけれども、これ以外の資源ごみのリサイクルについて、例えば今、議員のお話しになりました当組合管内で資源物を回収している小売店舗などがございますが、その店舗数は一関市内では36店舗、平泉町内では1店舗となっておりますが、当組合では個別店舗からの資源物の回収量までは把握してございませんので、管内全体の資源ごみのリサイクル量ということについては把握していないところでございます。

議長（千田恭平君） 6番、猪股晃君。

6番（猪股晃君） それでは、次に、管内市町の様々な計画、いわゆる地球温暖化の関係の計画であったり、資源リサイクルの取組であったりという部分で様々な計画が立てられているものと思いますが、ごみ搬入量の減少及び資源リサイクルの取組などを踏まえた中、管内市町が策定している各種計画も加味したごみの搬入推計というような部分については、行っているものなのかお伺いいたします。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 構成市町の各種計画を踏まえたごみ搬入量の推計ということで、組合におけるごみの搬入量についてでございますけれども、これについては構成市町で策定いたしました、一関市であれば一関市一般廃棄物減量基本計画、平泉町であれば平泉町環境基本計画に盛り込まれた計画内容を踏まえて、当組合で策定しております一般廃棄物処理基本計画において推計を行っているところでございます。

現在の一般廃棄物処理基本計画は平成26年度から令和10年度までを計画期間とし、策定後は5年ごとに改定を行うこととしておりまして、今年度、その改定の年となつてございますので、現

在、改定に向けた事務を進めているところでございます。

この改定に当たりましては、構成市町が策定をしております各種計画を踏まえて行うという予定にしております。

議 長（千田恭平君） 6 番、猪股晃君。

6 番（猪股晃君） それでは、もう 1 点伺いいたします。

新一般廃棄物処理施設整備の整備計画、それからマテリアルリサイクル施設の整備計画ですけれども、資源リサイクルの動向、ごみ搬入量推計などを踏まえ、これら計画に影響は及ぼさないものなのか、特に令和 4 年 3 月に策定したエネルギー回収型一般廃棄物処理施設整備計画においては令和元年を基準年として令和 9 年度の処理対象ごみを推計しているようですが、今後の対応を踏まえてこれら計画に影響が及ばないものなのか伺いをいたします。

議 長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） ごみの搬入量の推計が新一般廃棄物処理施設の整備計画へ影響を及ぼすかというお尋ねでございますが、これにつきましては、各種計画を踏まえた最新のごみ排出量の推移や新たに取り組むプラスチック使用製品廃棄物の資源化に伴う影響、また、新一般廃棄物処理施設整備のスケジュールの見直しの状況などから、搬入量及び処理量がどのようになるか、一般廃棄物処理基本計画改定の中で再度精査することとしております。

また、一般廃棄物処理施設につきましても、これからの施設に必要な設備、機能、能力や運営内容などの仕様をまとめる段階におきまして、施設規模の見直しの必要も含め精査したいと考えているところでございます。

議 長（千田恭平君） 6 番、猪股晃君。

6 番（猪股晃君） それでは、次に、し尿汚泥、浄化槽汚泥の関係について伺いいたします。

資源化については、過去には管内農家への供給が行われていたようですが、今は行われていないとのことでありますが、行われなくなった背景等、何か承知しているものがあればお知らせいただきたいと思います。

議 長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 過去におきましては、清掃センターから発生する脱水汚泥を肥料として農地還元をする目的で直接農家へ提供していたという経緯はございますけれども、その後、農家での高齢化、後継者不足などで需要が少なくなってきた、また、脱水汚泥ということで通常の肥料と異なりまして取扱いが非常に難しいというようなことがございまして、取扱いの希望が減少していったという経過がございます。そのような理由で現在は提供していないというような状況となっているところでございます。

議 長（千田恭平君） 6 番、猪股晃君。

6 番（猪股晃君） 昨今の農業肥料の高騰化、全国の事例では下水汚泥の活用がクローズアップされてきております。現在は業者に委託料を払って処理をしていただいているというような状況下、管内の一関市、平泉町の関係部署とこのことについて何か話し合い等の連携などはあるものか伺います。

議 長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） この脱水汚泥の活用についての構成市町との連携ということでございますけれども、現在、構成市町の農政関係部署との間でこの脱水汚泥の利活用について、協議や意見交換などの場につきましては現時点では設けられていないという状況でございます。

議長（千田恭平君） 6番、猪股晃君。

6番（猪股晃君） 成分的な部分でダイレクトに使うというのはなかなか難しいところもあるということで、農業者が直接処理場から資源を持って行って使うというのは難しさがあるのかと思っています。

ただ、今の農業情勢の中では、様々、肥料の高騰等も踏まえて農業者にとって何かメリットがある部分が創出できないのかというところがありますので、ぜひ広域行政組合の取組等について一関市、平泉町の関係部署に情報提供をいただきながら、より安価に処理をするというような部分も含めて検討をお願いしたいと思っています。よろしくお願いいたします。

それから、今後の資源化の可能性についてお伺いいたします。

し尿、それから浄化槽汚泥搬入量ですけれども、令和2年度から令和4年度の搬入量を見ると減少傾向にあるかと思っています。もちろん、公共下水とか集落排水への接続というような部分もございますでしょうが、今後の搬入量をどう推計し、資源化の取組の動向をどう見ているかという部分についてお伺いいたします。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 今後の汚泥の推計でございますが、今、議員がお話しされたように減少傾向になるだろうというような想定はしてございます。これについては、やはり人口減少とかそういう要素が大きいのではないかと捉えてございまして、これまでの傾向からしてもそのような状況というように考えてございます。

この肥料化につきましては、農家のニーズがどの程度あるかというところを把握する必要があるというように考えてございます。以前、肥料化で直接農家に提供していたということがございましたが、なかなかニーズが合わないというような経過で、現在、県内の業者の方に資源化をお願いしているという経過もございますので、そのようなニーズの把握という部分も構成市町との情報交換をしながら進めてまいりたいと考えてございます。

議長（千田恭平君） 猪股晃君の質問を終わります。

次に、齋藤禎弘君の質問を許します。

齋藤禎弘君の通告時間は60分で、一問一答方式です。

4番、齋藤禎弘君。

4番（齋藤禎弘君） 日本共産党の齋藤禎弘です。

通告に沿って、介護保険について7点お伺いします。

高齢者の人権と尊厳が保障され長生きできる社会は、全ての年齢の人たちの安心と希望にも通じます。長寿を心から喜べる日本にしていくために政治が責任を果たさなくてはならないのは言うまでもありません。

今年100歳以上の人は9万2,139人になりました。53年連続で過去最多を更新しました。日本人の2022年の平均寿命は、女性87.09歳、男性81.05歳でした。女性は世界1位、男性は4位と世界でトップクラスです。しかし、平均寿命は男女とも2年連続で前年を下回りました。厚生労働省は新型コロナウイルス感染症の影響が大きかったと分析しています。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大は政府の失政が続いた結果、多くの命が失われました。感染症から国民を守る医療と公衆衛生の仕組みを強めることが長寿社会の基盤であることを示しています。

新型コロナウイルス感染症感染は、インフルエンザの同時流行も指摘される中で、警戒と対策

の強化が必要です。とりわけ、高リスクの高齢者を感染させない取組を重視することが必要です。あわせて、高齢者施設で感染防止策を講じることができるよう、公的な支援を講じなければなりません。

政府は新型コロナウイルス感染症対策で無為無策を重ねるだけではなく、高齢者の医療、介護の負担増政策を進めるなど冷たい政治を改める姿勢がありません。

昨年10月、75歳以上の後期高齢者医療制度で患者本人の窓口2割負担が導入され、受診抑制が広がることが危惧されています。高齢者が経済的な理由などで医療機関にかかれない事態は命の危機に直結します。窓口負担増を中止、撤回させることが必要です。

また、食料品をはじめ生活必需品の物価高騰が高齢者を直撃しています。収入の頼みの綱である公的年金は抑え込まれています。健康を心配しながら生活のために働き続ける高齢者は数多くいます。長生きするのがつらくなる社会にしてしまった政治の責任は重大です。

50年前の1973年、全国各地の自治体で高齢者の医療費無料化が広がる中で、国の制度として70歳以上の医療費無料化が実現し、1983年まで続きました。1973年当時の政府が国民福祉優先予算を政策の目玉に打ち出す状況も生まれました。社会保障を拡充させることは政治の責任です。

政府は昨年9月末に2024年度の介護保険制度改定に向けて検討を開始しました。見直しの議論をしていた厚生労働省の社会保障審議会介護保険部会は、昨年12月20日に見直しに関する意見をまとめました。しかし、コロナ禍や物価高騰による利用者や家族、介護職員や事業所の疲弊をよそに、政府の負担増、給付削減路線に対し短期間で批判が広がり、国民の批判を前に政府の当初の日程は大きくずれ込みました。

主な検討内容は、1つ目は介護保険サービスの2割負担、3割負担の対象の拡大、2つ目は要介護1と2を保険給付から外し、市町村が運営する総合事業への移行、3つ目はこれまで無料とされてきたケアプランの有料化、4つ目は老健施設などの多床室の有料化、5つ目は現在40歳以上が介護保険料の支払い開始年齢だったものをその開始年齢の引下げ、6つ目は福祉用具貸与制度の販売への転換、そして7つ目は特別養護老人ホームや老健施設、ショートステイの入所者、利用者のうち、低所得の人には食費、居住費を軽減する補足給付制度のさらなる厳格化の見直しです。

2000年4月から始まった介護保険制度は3年を1期とし、現在第8期です。この間、保険料の引上げや介護サービスの改悪を繰り返してきました。このような介護の負担増と給付削減をストップさせることは急務です。

介護保険改悪は、新型コロナウイルス感染症で疲弊している介護現場に一層の苦難を強いる重大な逆行です。大軍拡推進と大企業優先の政治から社会保障を拡充させる政治への転換が不可欠です。

そこで1点目の質問です。介護保険料の滞納状況と差押処分の状況についてです。

介護保険の第1号保険料は、全国の加重平均では制度がスタートした2000年から2002年の第1期では全国平均2,911円だったのに対し、現在の第8期では6,014円と2倍以上に増えています。当組合では6,167円であり、全国平均はもとより、岩手県平均の6,033円を上回っています。

そこでお尋ねします。介護保険料の滞納状況と差押処分の状況について、近年の動向と併せお伺いします。

2点目は、特別養護老人ホームの入居待機者についてです。

家族の介護のために仕事を辞める介護離職は全国で年間10万人に上り、介護をめぐる問題は高

高齢者はもちろん、現役世代にとっても重大な不安要因となっています。近年では、ヤングケアラーといった若い世代が介護をするといった実態が明らかになっています。

高齢者の貧困、孤立が進行する中、65歳以上の孤立死、孤独死は年間2万人に上ると推計され、介護を苦にした殺人、心中などの痛ましい事件も各地で起こっています。このような中で、低所得者でも入居が可能な特別養護老人ホームの拡充は急務であると言えます。

そこでお尋ねします。特別養護老人ホームの入居待機者数について、その状況と近年の動向と併せて伺います。

3点目は、特別養護老人ホームの入居待機者の解消に向けた組合の対策についてです。特に早期に入所が必要な方については早急に待機解消を図る必要があります。

そこでお尋ねします。特別養護老人ホームの入居待機者の中で早期に入所が必要な方への対応について伺います。

4点目は、第9期介護保険事業計画における介護報酬の改定についてです。

来年、2024年4月1日から第9期介護保険事業が開始されます。

そこでお尋ねします。第9期介護保険事業計画における介護報酬の現在の検討内容について伺います。

5点目は、第9期介護保険事業計画の施設整備についてです。

第9期介護保険事業計画の施設整備における特別養護老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、介護医療院の整備計画の検討状況について伺います。

6点目は、第9期介護保険事業計画における第1号被保険者の保険料の見込みについてです。

介護保険による被保険者の保険料はその自治体ごとに決定します。介護保険給付の財源のうち保険料は現在50%とされています。残りの50%は国、都道府県、市町村でそれぞれ負担します。この保険料を引き下げるには国庫負担の割合を大幅に増やす必要があります。

そこでお尋ねします。第9期介護保険事業計画における第1号被保険者の保険料の見込みについて、現在の検討状況と併せて伺います。

7点目は、高齢者施設のクラスターの発生状況についてです。

今年の5月8日に新型コロナウイルス感染症は、感染症法の位置づけが季節性インフルエンザと同じ5類に引き下げられました。しかし、5類に引き下げられても、その感染力が低くなったわけではありません。むしろ、感染が拡大するのではないかと危惧する専門家もおります。

岩手県の調査によれば、今年に入ってからクラスターが多数発生しており、特に高齢者施設では毎週その発生が報告されています。

そこでお尋ねいたします。管内の高齢者施設のクラスターの発生状況について、これまでの動向と併せて伺います。また、クラスター発生時の一関地区広域行政組合と岩手県のそれぞれの取組について伺います。

以上、壇上からの発言といたします。

御清聴ありがとうございました。

議長（千田恭平君） 齋藤禎弘君の質問に対する答弁を求めます。

佐藤管理者。

管理者（佐藤善仁君） 齋藤禎弘議員の質問にお答えいたします。

まず、特別養護老人ホームの入所待機者の解消に向けた取組はとのお尋ねについてから申し上げます。

入所待機者の解消は大きな課題の一つであると認識をしております。

当組合では特別養護老人ホームの整備、促進に努めてきたところであり、第7期の介護保険事業計画の期間であります平成30年度から令和2年度までに1施設50床を整備をし、次の第8期の介護保険事業計画では計画期間の令和3年度から令和5年度までに2施設49床の整備を計画し、うち20床を整備をいたしました。これにより、在宅で早期に入所が必要な入所待機者数は、第7期の初年度であります平成30年度には112人だったものが、第8期の最終年度の令和5年度には91人と減少はしたところでございますが、整備をしたベッド数との関係で見ますと、この期間に整備をした70床に対し同期間の待機者の減は21人でございます。

このように、施設の整備によりまして一時的には入所待機者数は減少いたしますが、特別養護老人ホームの入所要件を満たす要介護3以上の高齢者が増加をすれば新たな入所待機者が生じることとなりまして、施設整備だけで入所待機者の解消を図ることは困難であると認識をしております。

特別養護老人ホームの入所要件を満たす要介護3以上の高齢者は、第8期介護保険事業計画におきましては、いわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年には令和4年度末に比べ597人増加をいたしまして4,296人になると見込んでおり、特別養護老人ホームへの入所希望者も同様に増加するものと見込まれております。

一方、新たな施設の整備につきましては、これは現状におきまして介護従事者が不足をしている中で新たな介護人材を確保することは困難であること、また、施設サービスの利用の増加は介護給付費の増加をもたらす、ひいては介護保険料の引上げが必要になる、このような課題がございます。

このため、特別養護老人ホームの入所待機者を解消、そういったお尋ねでございますが、それをするためには、施設整備と併せて要介護者の増加を抑制する取組を進めることが重要であると考えております。

具体的には、構成市町などが実施をする介護予防・日常生活支援総合事業を充実させるほか、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施について、構成市町と連携をして進め、健康づくり教室などの通いの場に保健師などの医療専門職が関与をして、フレイル、いわゆる虚弱対策、疾病予防に取り組むなど、健康寿命の延伸により介護サービスの急増を防ぐ方向で進めているところでございます。

次に、介護報酬について申し上げます。

国では3年ごとの介護保険事業計画の策定にあわせて、介護報酬の改定に向けた作業が行われております。介護報酬は、介護サービス事業所の経営動向や介護現場の課題などを総合的に勘案して決定をされ、前回の令和3年度の改定では、感染症や災害への対応力の強化、地域包括ケアシステムの推進などに重点が置かれ、全体で0.7%の増となりました。

第9期の介護保険事業計画に対応する令和6年度介護報酬の改定につきましては、現在、国の社会保障審議会介護給付費分科会において基本的な考え方を取りまとめているところであり、改定内容については令和3年度の改定と同様に地域包括ケアシステムの推進が重要な柱になると、このように見込まれてございますが、改定率は現時点では示されていないところであります。

国の今後の予定については、年末の予算編成過程において介護報酬の改定率が示され、年明けに具体的な内容が決定される見込みとなっております。

介護報酬の改定につきましては、各事業所の経営に直結するものであり、また、当組合におき

ましても第9期計画期間中の介護給付費とそれを賄う介護保険料の設定に大きく関係いたしますことから、国の改定内容を適切に計画に見込んでまいりたいと考えております。

次に、第9期介護保険事業計画における施設整備についてであります。

第9期介護保険事業計画については、実施期間を令和6年度から令和8年度までとすることから、令和5年度までを実施期間とする第8期計画の検証を踏まえて現在策定中であります。

このうち、施設整備につきましては、令和4年度に実施をした高齢者の日常生活や介護の実態を把握するための介護予防・日常生活圏域ニーズ調査及び在宅介護実態調査や管内の指定居宅介護支援事業所及び指定介護予防支援事業所に勤務する介護支援専門員を対象に行う介護保険サービス料等に関する調査並びに県で実施をいたします介護保険施設入所希望者数調査及び特別養護老人ホーム入所待機者実態調査を基に、どのような施設がどの程度必要かについて検討中であり、現時点では具体的な内容をお示しする状況までは至っていないところであります。

次に、第9期介護保険事業計画における介護保険料について申し上げます。

第1号被保険者の介護保険料の算定については、まず3年間の計画期間中における介護サービスの利用見込量を算出し、この見込量から総費用見込額を算出することとなります。このうち、総費用見込額の50%が国、県、構成市町からの公費による負担、残りの50%のうち、現在は23%を第1号被保険者が、そして27%を第2号被保険者が負担をしており、この総費用見込額の23%を3年間の第1号被保険者の見込数で割り返したものがその計画期間における第1号被保険者の介護保険料の額となります。

第9期介護保険事業計画における第1号被保険者の介護保険料につきましては、高齢者人口や要介護者の認定者数など算定に必要な数値を的確に見込み算定を行うこととしておりますが、まず国からの介護報酬の基準が示されていないことから具体的な総費用見込額を算出することができていない状況であり、保険料の具体的な算定については今後検討していくことになります。

なお、そのほかのお尋ねにつきましては事務局長が答弁をいたします。

議 長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 介護保険料の滞納状況などについてでございますが、直近5年間の現年度分の各年度末時点の滞納繰越件数とその額でございますが、平成30年度は1,394件で2,144万円、令和元年度は1,151件で1,820万円、令和2年度は1,161件で1,645万円、令和3年度は1,060件で1,575万円、令和4年度は852件で1,511万円、また、令和5年度は、8月末時点でございますが、納期未到来のものを除く未納額は367件で536万円となっております。

また、過年度分の各年度末時点の滞納繰越件数とその額は、平成30年度は2,225件で3,039万円、令和元年度は1,441件で2,139万円、令和2年度は1,369件で2,011万円、令和3年度は1,144件で1,959万円、令和4年度は742件で1,285万円となっております。

介護保険料の滞納繰越額は現年度分、過年度分とも減少しているところであり、減少の理由としては、督促や催告などによる収納率の向上が考えられるところでございます。

なお、督促や催告を行っても納付いただけない方に対して、給与、預貯金、不動産などを差し押さえる滞納処分は、介護保険料についてはこれまで行った実績はございません。

次に、特別養護老人ホームの入所待機者についてでございますが、当組合では入所待機者については、岩手県が毎年4月1日を基準日として実施している特別養護老人ホーム入所待機者実態調査における入所待機者としております。

具体的には、要介護認定を受けており、特別養護老人ホームに入所申込書を提出している方で

基準日時点でいまだ入所できていない当組合の被保険者といった方になります。このうち入所待機者は令和5年度は281人で、このうち在宅の入所待機者は103人、さらにこのうち在宅で早期に入所が必要とされる方は91人でした。

在宅で早期に入所が必要とされる方の平成30年度以降の状況であります。平成30年度は112人、令和元年度は133人、令和2年度は107人、令和3年度は101人、令和4年度は121人、令和5年度は91人となっております。令和4年度に若干増加いたしました。令和5年度は減少しており、全体的には減少傾向となっているところでございます。

次に、高齢者施設における新型コロナウイルス感染症への対応についてであります。岩手県が公表している新型コロナウイルス感染症の発生動向によると、令和5年1月から10月1日までの一関保健所管内の高齢者施設における集団感染の発生件数は23件でありまして、感染者数は職員が64人、利用者が176人、合計で240人でした。

当組合では集団感染への対策としては、平時から国や県から発出される感染症対策の情報の組合ホームページへの掲載、メールによる事業所への通知により、感染症の予防と発生時の適切な対応についての情報提供を行うほか、事業所に対する実地指導において感染時の対応を想定した業務継続計画の策定を推奨していることや、感染者発生の報告を受けた場合には施設内での感染対策の強化や保健所への相談を促し、速やかに県と情報共有をしているところであります。

また、岩手県では感染者が発生した介護サービス事業所への支援として、緊急時介護人材確保・職場環境復旧等支援事業費補助金といたしまして、衛生用品の購入費用、消毒、清掃費用などのかかり増し経費、感染性廃棄物処理費用、施設内療養に要する費用に対する支援があり、また、新型コロナウイルス感染症発生時介護施設、障害者支援施設等支援事業費補助金といたしまして、他の施設から応援職員の派遣を受けた際の派遣調整などに伴う派遣元施設職員の割増賃金や手当などの経費に対する支援を行っているところでございます。

このほか、早期発見、早期対応により感染拡大を最小限にとどめるため、高齢者施設及び障がい者施設の従事者などを対象とした新型コロナウイルス感染症の集中的検査を実施しているところでございます。

議長（千田恭平君） 4番、齋藤禎弘君。

4番（齋藤禎弘君） 再度お伺いしてまいります。

まず、介護保険料の滞納状況についてであります。差押処分は今まではされていないということですが、これは評価いたしますが、まず、滞納繰越、今お話があったのですが、これをどのように捉えているか組合の認識をお伺いいたします。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 滞納繰越につきましては、先ほど件数と額について申し上げたところでございますが、先ほども申し上げましたように、減少傾向となってきたということでございます。組合といたしましても、適切な納付につながるよう、納付についての勧奨などを行っているところでございまして、そのような成果で収納率の向上が図られたということが滞納額の減少になっているということでございますので、そのようなことで捉えてございます。

議長（千田恭平君） 4番、齋藤禎弘君。

4番（齋藤禎弘君） 収納率の向上という聞こえはいいのですが、督促を強化したのかというように反対の見方もできます。

そのことは御指摘しておきますが、先ほど差押えはないというような答弁でしたが、なぜ差押

えをされないのか、その辺の理由を、もちろんこれは評価しますけれども、なぜされないのかというその理由があればお聞かせください。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 差押えなどの滞納処分の実績がない理由ということではありますが、介護保険料につきましては市税などと同様の公債権というものでありまして、各種法令に基づき徴収を行っておりまして、督促や催告を行っても納付されない場合は差押えを検討しなければいけないものでございますが、結果として差押えなどの滞納処分をした実績はないということでございます。

この考え方でございますけれども、差押えなどの滞納処分につきましては、被保険者の財産を職権により差押え換価処分をするものであります。介護保険における被保険者は65歳以上の高齢者であること、特に75歳以上の後期高齢者は年金収入以外の収入がなく、資力が乏しい方もおられることから、差押えにより被保険者の生活を困窮させるおそれがあるため、慎重に検討すべきものということで対応しているところでございます。

議長（千田恭平君） 4番、齋藤禎弘君。

4番（齋藤禎弘君） ありがとうございます。

これまでこうだと、今のお話だったというように認識しますが、今後も差押処分をしないというような考えでいらっしゃるのか、組合の考えをお伺いいたします。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 先ほど申し上げましたように、これまでもやらないということではなく、結果としてそういう事例はなかったということでもありますので、今後については状況により判断をしていくということではありますが、先ほど申し上げましたように、これまで差押えをしなかったという考えを申し述べましたけれども、そういう考えは引き続き持って対応していきたいというように考えてございます。

議長（千田恭平君） 4番、齋藤禎弘君。

4番（齋藤禎弘君） 先ほどの差押えしなかった理由というのはお伺いしましたが、いずれ、今後もその状況は変わらないというように考えますので、引き続き極力差押えはしないように申し上げまして、次の質問に移ります。

今度は特別養護老人ホームの入居者の待機者数についてでございますが、先ほど待機者も減っているという傾向があるというお話でしたが、令和5年度の待機者数が先ほど281人というお話がありましたが、令和4年度に比べて極端に140人くらい減少しているのですが、その要因は何だというように捉えていますか。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 待機者の減の要因というのはなかなかこれだというように申し上げるのは難しいのかと、いろいろな要素が複合的に関連してくるのかというようには捉えていますが、一つとすれば第8期の介護保険事業計画の中で施設の整備ということで取り組んできたという中で、特別養護老人ホームなどの整備を進めたことによりまして、ほかの施設に既に入所済みの方が増えたことや特別養護老人ホームの増床などが図られたというようなことも要因の一つではないかというように捉えております。

議長（千田恭平君） 4番、齋藤禎弘君。

4番（齋藤禎弘君） 次に、入居待機者の解消に向けた取組について、先ほど管理者である一関市

の佐藤市長から、要介護状態にならない取組をやられているというお話がありましたが、それについて実効性があるのかどうか、そのような検証をされているのか、その辺をお伺いします。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 介護予防の取組が重要だということで先ほど管理者のほうからお話をさせていただきましたが、基本的には介護予防の取組については構成市町への委託事業ということで実施してございます。この中では、構成市町がそれぞれ高齢者の福祉政策というものを持っておりますので、それらの中でどのような取組が効果的なのかということで実施をしていただいているという状況でありますので、構成市町の取組の中でそのような成果は出てきているのかというような捉え方はしてございます。

議長（千田恭平君） 4番、齋藤禎弘君。

4番（齋藤禎弘君） それでは、入居待機者についてお伺いしますが、入居待機者、先ほどの答弁では自宅で入居待機されている方も多数いらっしゃるわけですが、この介護されている家族の方ですね、私も何人かこれまでお伺いしたことがあります、相当大変なものがあるというところもお伺いしています。組合として、自宅で入居待機者を介護されている家族への負担を軽減するような、そのような具体的な取組があれば御紹介いただきたい。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 家族の方への負担軽減ということだと思いますけれども、それにつきましては組合独自ということではございませんが、様々な家庭で介護をしている際の負担軽減のためのショートステイの事業とか介護保険でメニューを用意しているものがございますので、それらを活用していただければというように考えてございます。

議長（千田恭平君） 4番、齋藤禎弘君。

4番（齋藤禎弘君） 今御紹介あったサービスというか事業ですが、全ての入居待機者の家族の方が利用されているという御認識でしょうか。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 介護保険の利用につきましては、介護支援専門員などの配置もしてございますので、そういう方に御相談をいただいた中で適切な助言などもさせていただきながら、必要なサービスは利用していただいているものというように捉えてございます。

議長（千田恭平君） 4番、齋藤禎弘君。

4番（齋藤禎弘君） 家族の負担は大変なものもあるということで先ほど御紹介しましたが、いずれ全ての方がそういったサービスなり事業を利用できるように今後もさらに周知のほうを徹底していただきたいということを申し上げまして、次の質問をお伺いします。

次は第9期介護保険事業計画の介護報酬についてですが、まだ改定率が示されていないということで年明けに明らかになると先ほど答弁がございましたが、3月議会で答弁があった、先ほどもお話がありましたが、令和5年度に管内指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防支援事業者に勤務する介護支援専門員を対象にした介護保険サービス料等に関する調査について、これはどのようなものを具体的に調査されたものか、その中身と結果について、簡単でいいので、御紹介ください。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 介護保険サービス料等に関する調査の内容でございますが、こちらにつきましては本年の7月から8月にかけて管内の指定居宅介護支援事業所、指定居宅介護予防支援事

業所及び小規模多機能型居宅介護支援事業所の計62事業所の介護支援専門員へ調査を依頼いたしました。115人の介護支援専門員から回答がございました。

その調査結果であります。介護保険サービス料については十分足りているという回答及びほぼ足りているという回答を合わせた数が多かったサービスは、通所介護が88人、訪問入浴介護が83人でありました。

やや不足しているという回答が多かったサービスは、訪問介護が71人、通所介護リハビリテーション70人、総合事業の訪問型サービスが68人、訪問リハビリテーションが63人となっており、訪問介護とリハビリテーションに係るサービスの不足を感じている方が多くなっているというところございました。

かなり不足しているという回答が多かったサービスは、定期巡回・随時対応型訪問介護看護が83人、認知症対応型通所介護が80人、介護医療院が68人、訪問リハビリテーションが60人となっており、サービスを提供する事業所が管内の一部地域しかない、または管内に事業所がないサービスの回答が多かったところがございます。

そのような回答でございました。

議長（千田恭平君） 4番、齋藤禎弘君。

- 4 番（齋藤禎弘君） 介護報酬の改定については年明け以降に検討されることになるというような答弁でしたが、介護施設の経営実態を見ると電気代高騰とかそういった部分でかなり経営も大変だという施設が多々ございます。報酬については引き上げていく必要があるのかというようには考えますが、上げれば今度は利用者の負担が増えると、そういうようになりますが、先ほどの保険料とかそういった内訳が国、都道府県、構成市町が50%の負担というようになっていますが、ここで考えるのは国庫負担を大幅に引き上げてくる、保険料が1号、2号合わせて50%、これを大幅に引き下げる必要があるというように私は考えますが、その辺、管理者の考えをお聞かせください。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 保険料の引下げということでありまして、介護サービス料を維持しながら保険料を引き下げるためには、不足する財源を確保することが必要となってきます。

現在、介護保険制度の状況を見ますと、構成市町に負担を求めなければその財源を生み出すということはできないという状況になっているというように考えております。しかしながら、構成市町が法定負担割合を超えて負担することは、本来1号被保険者の保険料で負担することとなる費用について、制度上想定されない構成市町の一般財源を充てるということになり、費用負担の公平性を損なうおそれがあるというように考えられますことから、国においても介護保険制度の創設時から法定負担割合を超えて構成市町が負担することは適当ではないという見解を示してございまして、組合でも同様の考えでございます。

それで、この介護保険料の負担の増大につきましては、当組合だけではなく全国的な課題と捉えてございます。介護保険料の被保険者負担を抑制するため、国庫負担割合のさらなる引上げなど新たな財源措置について、引き続き全国広域化推進会議などを通じまして国へ要望していきたいというように考えてございます。

議長（千田恭平君） 4番、齋藤禎弘君。

- 4 番（齋藤禎弘君） 先ほどの保険料の負担の構成市町に求めるというのは望ましくないという答弁でしたが、これをやってはいけないというものなののでしょうか。それとも、あまり好ましくな

いというものなののでしょうか。その辺ちょっとお伺いします。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 費用について構成市町に新たに負担を求めるということにつきましては、国のほうでは適当ではないという見解を示してございますし、会計検査院の検査などにおきましても、そのような取扱いをしている市町村につきましては適当ではないというような指摘をされているという報告がされているということもございますので、実質的にはそのような取扱いは難しいものというように捉えております。

議長（千田恭平君） 4番、齋藤禎弘君。

4番（齋藤禎弘君） 今、会計検査院のお話がありましたが、実際にやっている自治体もあるということなのですね。国庫負担については国に対してもっと負担を増やすように求めていく必要があるのかということをお話ししまして次の質問に移ります。

次は第9期の施設整備についてであります。先ほどの答弁の中で、アンケートの中でかなり不足しているというのがこの介護医療院の施設の紹介がありましたが、かなり不足しているというように、数字では出ているのしょうけれども、なぜこれが整備できないのか、その理由についてお伺いします。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 介護医療院などにつきましては第8期の計画にも整備について載せているところでありますが、実際の状況といたしましては第8期の期間中には難しいという状況になってございます。それにつきましては、やはり人材の確保がなかなか難しいというような中で、その開所した場合のその運営について、なかなかめどが立ちづらいというような状況で進んでないというようなところは伺っているところであります。

議長（千田恭平君） 4番、齋藤禎弘君。

4番（齋藤禎弘君） 組合としてそれを解消すべく何か努力とかというのはされているのでしょうか。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 人材確保、人材不足につきましては、介護の分野に限らず各産業の中で生じている課題だというように捉えてございます。生産年齢人口が減少している中でなかなかこれまでどおりの人材、人数を確保するというのは難しくなっているというような認識は持っております。

組合としての取組ということでございますけれども、組合独自ということではなく構成市町と連携しながら、職種の魅力を上げる取組とか、職場環境の改善を働きかけるなど、そのような形で介護職の魅力を高め、一人でも多くの方が介護職を目指そうかと、そういうものをつくり上げていくように構成市町と今取り組んでいるという状況でございます。

議長（千田恭平君） 4番、齋藤禎弘君。

4番（齋藤禎弘君） 次に、第9期の保険料の見込みについて、先ほど今現在では算出できないという状況ですけれども、保険料は第1期から期を重ねるごとに上がってきておりますし、当組合につきましては全国平均、岩手県平均より高うございます。この理由というのは以前にもお伺いしましたが、どのように認識されているのかお伺いします。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 当組合の保険料が平均より高いということにつきましては、それだけサー

ビスの利用が多いというように捉えておりますが、その要因といたしましては、高齢者人口に対しまして介護認定をされている人の割合、認定率の割合が他市より高いというような状況が要因の一つというように捉えてございます。これにつきましては、多くの方がこの介護保険という制度を御理解いただき、逆に言えば多く利用していただいているということも言えるのかというように捉えております。

議長（千田恭平君） 4番、齋藤禎弘君。

4番（齋藤禎弘君） 先ほど要介護状態にならない介護予防活動も積極的に取り組んでおられるというような御答弁がありまして、今の答弁だと介護の認定率が他市より高いということで、その取組が効果が出ているのかどうか、どのように捉えられているかお聞きします。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 認定率が高いということにつきましては、そのような状況になっている人が多いということの裏返しということもあるかと思っておりますので、議員おっしゃるとおりにまだまだ介護予防に対する取組に取り組んでいく必要があるというような捉え方はしてございます。

議長（千田恭平君） 4番、齋藤禎弘君。

4番（齋藤禎弘君） 介護が必要な方が増えればそれだけ施設が不足するとか、そういったのは当然なるのですが、やはりそうならないように事前に防ぐ取組というのが今一番必要なのではないかというように考えています。今も一生懸命やられているという紹介がありましたが、さらに中身を検証して介護状態にならないというか、健康で長生きできる、そういった社会というか自治体というか、そういったものをつくるようにさらなる努力をお願い申し上げて、次の質問に移ります。

次は、高齢者施設のクラスターの発生状況ですけれども、先ほど岩手県のホームページからということで、最終が発生したのが9月18日で、収束したのが9月24日という県の資料ではありますが、この対策ですけれども、5月8日に2類から5類に引き下げられましたが、対応策等は従前と変わっているのか変わっていないのか、その辺をお伺いします。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） クラスターに対する対応策でございますけれども、10月以降、県の対応も変わっている部分がございますので、それについて若干紹介をさせていただきたいと思いますが、まず10月以降の変更点ということで、当組合といたしましてはこれまでと変わらない対応を行っております。

岩手県では、新型コロナウイルス感染症が5類に移行いたしました5月8日から、新型コロナウイルス感染症発生報告の対象を職員や併設事業の利用者を除く施設入所者に限定する取り扱いに変更しております。

また、緊急時介護人材確保・職場環境復旧等支援事業費補助金においては、施設内療養に要する費用への補助の条件に感染症の予防及び蔓延防止のための研修や訓練を実施していること、オミクロン株のワクチンを接種していることなどが追加されるとともに、10月以降の施設内療養に係る補助の単価が1人当たり1日1万円から1日5,000円に変更、追加補助を受けることができる事業所の要件については定員30人以上の大規模施設の場合、1日当たりの療養者数が5人以上から10人以上に、定員29人以下の小規模施設の場合、1日当たり2人以上から4人以上に変更されております。

また、割増賃金につきましても、制限なしから補助上限を設けるといった変更があったところ

でございます。

議長（千田恭平君） 4番、齋藤禎弘君。

4番（齋藤禎弘君） 県と構成市町、組合ですね、これらの対応というのは、今いろいろ制度が変わった、変更点があるというお話がありましたが、対応というのは発生した場合、現在どのようになっているのか、その辺をもう1回伺います。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 発生時の対応といたしましては、先ほど申し上げましたように組合といたしましては、施設からの発生状況を組合のほうで把握した場合には当然、県と情報共有をいたしますし、県から情報をいただくという場合もございます。それを踏まえまして、施設については感染症拡大防止の取組について徹底するようにお話をさせていただくとか、そのような取組をさせていただいてきたところでございます。

議長（千田恭平君） 4番、齋藤禎弘君。

4番（齋藤禎弘君） 入居施設などでは県の指導で週2回、抗原検査をするように指導されているというのを施設の方からお伺いしましたが、現在、この抗原検査キットというのは支給されているということですが、これはいつまで続くのかというのが非常に心配されていると。もし支給されなくなれば施設自ら購入して準備しなければならなくなって、新たな費用負担になるというお話をいただきました。これは県から今支給されているということですが、これがなくなった場合は組合として対応されるのか、どのようにお考えになっているのかお聞きします。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 抗原検査キットの配布につきましては、期限についてはまだ県のほうからいつまでということは示されていないというところでありますので、現時点で終了した時点での対応というところについては組合内では検討しているという状況ではございません。

議長（千田恭平君） 4番、齋藤禎弘君。

4番（齋藤禎弘君） 支給されなくなった場合、当然、施設は電気代の高騰とかで人もいない、そういった経営が大変な状況にございます。ぜひ、組合として支給するか、もしくは構成市町と共同で無償で提供できるように、そういった検討をしていただきたいということを申し上げておきます。

施設では、なかなか自治体とか県に言っても無駄だろうと、そういった諦めの部分もあるような声も伺っています。それでは施設運営の方も大変だというように考えるのですけれども、やはり諦めが希望に変わるような、こういった施策も考えていっていただきたいということを申し上げます。

最後に、介護保険制度全般についてですけれども、保険料、保険給付は国の制度として決められていますけれども、これ以上、制度が利用者とかそういった方の負担が増えずに軽減されるよう国に対して私は求めていくべきだと考えます。これは管理者の一関市長にお伺いいたします。

議長（千田恭平君） 佐藤管理者。

管理者（佐藤善仁君） 今、先ほど来のお話は、要は介護保険料なり介護報酬なり、そういった状況にありますから、そうした全ての財源負担を地方が負担するのか被保険者が負担するのかというよりは国が負担すべきという論点からのお話かと存じます。確かにそれは一部言えていると思います。と言いますのは、介護保険制度が創設されて20年になるわけでありまして、以前はいわゆる戦後の老人福祉法から始まって措置福祉というような形の中で、言ってみれば税金を使

って、直接入所を主体とした福祉サービスをしてきたわけであります。それが増大する介護の問題に対して、在宅というような考え方も取り入れ、かつ保険でもって支え合うというように変わって、しかし、それもまた今、後期高齢者がまさに後期高齢者に団塊の世代が移行するときを迎えて大きな曲がり角に来ていると思うのです。それを現在の財政フレームの中で支えていくというのはやはりなかなか厳しいものがございますので、そこを国というお話は理解はできるのですが、しからば社会保障財源全体をどこに財源を求めるかと、そういったこととセットで議論しなければ答えが出ない話でございますので、そういった論点からも、ぜひ、齋藤議員が属しております御党においても、そうした観点からの議論を深めていただければと、このように存ずる次第であります。

議長（千田恭平君） 4番、齋藤禎弘君。

4 番（齋藤禎弘君） 国の財源をどこから捻出するのかというような答弁でしたが、国では昨年末から防衛費の増大というようなことが言われています。一関市議会の代表質問でもお伺いしましたが、そういった財源を防衛費ではなくてこちらの福祉に回せば、当然財源を確保できるものだと私は考えておりますので、管理者もそういうスタンスになるかどうか分かりませんが、その辺はきちんと国のほうに要望していただきたいということを申し上げまして、私の質問を終わります。

議長（千田恭平君） 齋藤禎弘君の質問を終わります。

次に、那須勇君の質問を許します。

那須勇君の通告時間は60分で、一問一答方式です。

8番、那須勇君。

8 番（那須勇郎君） 質問順番3番、那須勇でございます。

通告に基づき、新最終処分場の整備等について一般質問を行います。

新最終処分場の整備計画については、令和4年度に住民団体から広域行政組合議会に提出された新最終処分場建設候補地の変更を求める請願を令和5年1月に不採択としたことから、前に戻ることなく事業推進に向け、市民目線で質問をいたします。

最初に、新最終処分場に係る今後の対応について、広域行政組合より新最終処分場の建設候補地を千厩字北ノ沢ほかとすることを前提に事業を進めるとの説明があり、さきの住民説明会においても説明会の冒頭、初めに千厩字北ノ沢ほかを建設候補地として整備計画を進めていますとあります。

そこで、1つ目ですが、建設候補地を1か所に絞り込みをした以降、これまで候補地としているが、当該土地に建設することで決定し、予定地とする時点はいつか、どの時点をもって建設候補地が建設予定地となるかその決定理由も含めお伺いをいたします。

2つ目ですが、住民等説明会の在り方についてでございます。

これまで新最終処分場に係る説明会は、建設候補地周辺の土地所有者の方を対象とした土地所有者説明会が4回、北ノ沢自治会、木六自治会、駒場自治会の範囲に住む市民の方、関係行政区長らが対象の建設候補地周辺自治会説明会が7回、一関・平泉両市町に住む人なら誰でも参加できる住民説明会が10回開催されております。引き続き同じような説明会を予定しているのか、今後はどのように開催していく考えかお伺いをいたします。

次に、住民説明会において管理者の声を直接聞きたいとの意見があります。先月開催された第10回住民説明会においても、質問を受け付けた冒頭で、なぜ管理者が来ないのかという質問があ

りました。人と人との関係がおかしくなっているとの声もありました。住民の皆様は管理者の出席を期待しております。管理者の声を直接聞きたいとの意見に対し、今後の説明会に出席するお考えがないか、管理者としての所見をお伺いいたします。

次に、住民説明会では災害や健康への不安があるという質問が多く上がっております。説明会では、その質問に対して、質問や不安の声については一つ一つ丁寧にお答えしながら理解を深めていただくことが必要と考えているとの回答をしております。私も地区ごとの説明会も含め、ほとんどの説明会に出席し傍聴させていただいておりますが、依然として住民の方々の不安解消につながっていない状況にあると感じております。ゲリラ豪雨や地震などの自然災害に対して不安を感じている住民の意見に対し、安全性を明確に答えるべきと考えますが、どのように対応していく考えかお伺いをいたします。

以前の一般質問でも施設整備を進める上での課題について、施設の安全性などに対する住民の不安解消に努めることが大切であり、これらが課題と捉えているとの答弁がありましたが、こうした課題に対する対応について答弁を求めるものであります。

次に、新最終処分場において想定外の事案が生じたときの広域行政組合の責任についてですが、これも住民説明会で質問が出ております。このことについても住民の方々が理解できるようはっきりと答えるべきと考えるがどうか、お伺いをいたします。

3つ目は、生活環境影響調査、ミニアセスメントについてでございます。

3月定例会の一般質問においても生活環境影響調査の目的、具体的な手順、調査項目について答弁をいただいておりますが、先月の住民説明会でも一般廃棄物最終処分場に係る生活環境影響調査の実施案について説明されておりますが、改めまして、どうしてこの調査が必要なのか、調査の内容について答弁をお願いいたします。

先月開催された建設候補地周辺自治会説明会や住民説明会では、住民の意見を参考にしながら今後の調査に生かしていきたいとの説明がありました。説明会で出た意見はどのようなものか、また、その意見に対する対応についてはどうするのかお伺いをいたします。

次に、調査結果に基づき地域の生活環境に配慮したきめ細かな対策を行うとしていることについて、類似している他自治体の事例ではどのような対応を講じているのかお伺いをいたします。

次に、周辺にお住まいの方々の不安解消について、環境影響調査は県条例未満の面積、5ヘクタール未満ということですが、県環境影響評価条例による環境影響評価と調査事項において現況調査の期間等にどれだけの違いがあるかお伺いをいたします。

次に、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく調査項目とのことですが、住民が不安に感じる事項があれば調査できるのか、例えば廃棄物運搬車両が通行するアクセス道路の交通量調査や将来的な土地の評価の動向などを調査する考えはないかお伺いいたします。

次に、新焼却施設から新最終処分場までの運搬計画は、国道284号の市街地を通り、市街地から市道構井田鳥羽線を通る計画であります。生活環境に影響の少ない市街地を通らない新たなアクセス道路の検討は可能なのかお伺いをいたします。

4つ目は、新最終処分場の施設整備を進める上での課題について、どのように捉えているかお伺いをいたします。特にも施設の安全性に対する住民不安の解消については、冒頭にも述べましたが、住民説明会の中では不安解消につながっていないと思っております。

次に、5つ目に施設整備に対しての住民理解を深めていく取組について、令和5年3月23日組合議会定例会一般質問における管理者からの答弁において、説明会や組合広報、くらしの情報誌

の発行を通じて施設整備に対する理解を深めていただく取組をこれからも継続していくことが肝要であり、さらに工夫を重ねながら取組を進めてまいりたいと答弁をしております。このさらなる工夫を重ねながらの取組について、具体的にどのような内容を考えておられるのかお伺いをいたします。

本日は傍聴の方も多くおいででございます。一つ一つ丁寧に御答弁をいただき、議会としても事業の取組について深く理解を深めてまいりたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。壇上からの質問といたします。

御清聴ありがとうございました。

議長（千田恭平君） 那須勇君の質問に対する答弁を求めます。

佐藤管理者。

管理者（佐藤善仁君） 那須勇議員の質問にお答えいたします。

一般廃棄物最終処分場、これは以下、新最終処分場と申し上げます。その整備についてでございますが、まず、どの時点をもって候補地が予定地という呼び方になるのかといったお尋ねにつきましては、当組合の所有地として土地を取得した時点において当該土地への建設を行うことが可能となることから、その時点をもって建設予定地というような呼び方を用いるのが適切な表現であると、このように整理ができると考えてございます。

なお、取得した時点とは、当該土地について地権者との売買契約を締結し、その契約の効力が生じたときと、このようにされているのが一般的でございます。

次に、住民説明会の在り方についてであります。

説明会につきましては、これまで土地所有者を対象とした説明会、建設候補地周辺自治会などを対象とした説明会、そしてどなたでも参加できる住民説明会の3種類を行ってまいりました。

今後についてであります。土地所有者を対象とした説明会については、事業用地がおおむねまとまってきており、今後は必要が生じた際に行うこととしてございます。また、周辺自治会を対象とした説明会とどなたでも参加できる住民説明会につきましては、当組合の考え方を広く住民の皆様に伝える手段として必要なものと考えておりますことから、これにつきましては必要と判断した都度、開催していきたいと考えてございます。

今後の説明会での具体的な説明事項といたしましては、本年9月25日の説明会でも説明をいたしました新最終処分場に係る生活環境影響調査について、その調査の結果とその結果に基づいた生活環境への影響の予測と対応の有無などの検討結果となっておりまして、これまでと同様に周辺自治会を対象とした説明会と住民説明会を開催し、生活環境への影響について理解を深めていただけるように努めてまいりたいと考えております。

次に、住民説明会において管理者であります私の声を直接聞きたいと、私に直接声を届けたい、そういったような意見がございました。このことについてのお尋ねでございます。

これまでの説明会では、施設整備に係る実務的な内容についての説明であったことから、副管理者及び事務局が対応してきています。

なお、令和4年11月に開催した住民説明会ではありますが、これにつきましては管理者が出席をいたしました。これは新最終処分場の候補地選定経過など、これまでの説明会において説明してきたことについて、知らなかったといったような声が多いという意見をいただいたことから、改めて選定経過の説明と管理者としての考えをお知らせするため当職が出席をしたものでございます。

本年9月25日に開催をいたしました住民説明会につきましては、新最終処分場における生活環境影響調査に関するものであり、これまでの施設整備に係る実務的な内容についての説明であったことから、従来どおり副管理者及び事務局の対応としたものでございます。

なお、私自身の管理者としての施設整備に対しての考え方は、本年1月30日の議員全員協議会で御説明をいたしましたとおりでありまして、そこに変わりはありません。

なお、私と直接意見交換したいというような要望をいただいた際には、都合が許す限り対応したいと考えてございます。

次に、自然災害に関する新最終処分場の安全性についてのお尋ねでございます。

新最終処分場の構造は、法令に基づいた構造基準や維持管理基準により、大雨や地震などの災害時においても埋立て物が流出することがないように設計をしておりますため安全なものであります。

施設の安全性については、これまでの説明会でも説明してきていることでありまして、安全なものであることを知っていただくことにより、不安の軽減につながっていくものと考えてございます。

なお、施設の具体的な構造などについては、この後、事務局長から答弁をさせます。

また、事故が生じた場合の組合の責任についてのお尋ねでございました。

現在、管内で稼働しております施設においては、自然災害を含めて周辺住民の皆様方に影響を与えるような大きな事故というものは発生してございません。が、しかし、万が一において施設に起因する事故が発生した場合には、その責任は一関地区広域行政組合に帰属するものと考えてございます。

次に、新最終処分場に係る生活環境影響調査についてであります。

まず、この調査につきましては、新最終処分場の設置に当たり候補地周辺への生活環境への影響について確認しようとするものであり、候補地周辺にお住まいの方々の不安解消を図るための一助とするものであります。

なお、具体的なこの調査の内容につきましても、この後、事務局長から申し上げさせていただきます。

次に、新最終処分場に係る生活環境影響調査の調査項目の追加の質問について申し上げます。

説明会などの意見を踏まえまして、調査の趣旨を念頭に専門家の意見を聞きながら対応を検討したいと考えてございます。

アクセス道路の交通量の調査につきましては、生活環境影響調査において廃棄物積載車両走行時の騒音や振動による影響を予測するため、市道構井田鳥羽線において実施する予定としてございます。

また、新最終処分場周辺の土地の価格などに関する調査につきましては、これは生活環境に直接影響するものではないことや将来にわたる土地の評価、予測は困難でありますことから、本調査での対応は難しいものと考えてございます。

次に、新たなアクセス道路の検討についてのお尋ねでございました。

新最終処分場の計画は既存の道路を前提としたものでございます。なお、将来において新たに道路が計画された場合には改めて対応を検討することになります。

次に、新最終処分場の整備を進める上での課題についてのお尋ねがございました。

施設整備を進めるに当たりましては、廃棄物処理の仕組みやこれまで進めてきた取組に対する

正しい情報を知っていただき、施設の安全性などに対する住民の不安の解消に努めること、施設整備に関する情報を適切にお届けすることが大切であり、これらが課題であると、このように捉えております。

次に、理解を深めていただくための工夫について申し上げます。

当組合では理解を深めていただくために3つの視点で取組を進めてまいりました。

1つ目は、当組合が情報発信していることをまず知っていただくための工夫であります。具体的には、説明会に多くの方々に参加していただくため、これまでの組合広報紙の発行や当組合のホームページへの掲載、LINEによる情報発信のほか、千厩地域の住民の多くの方が利用する千厩まちづくりメールや一関市イベントカレンダーへの掲載、FMあすもによる情報発信などにより周知を行ってまいりました。

2つ目は、発信している情報をもっと分かりやすく伝えるための工夫であります。具体的には説明会において分かりやすい資料の作成に努めるなど、工夫を重ねながら、より理解が得られるよう取り組んできたところであります。

3つ目ではありますが、質問や意見を出しやすい環境をつくり、疑問点を解消していただくための工夫であります。具体的には、どなたでも参加いただける住民説明会において、限られた時間の中でございますが、御自分の意見を述べられていない方や説明会での発言が難しいと考えている方につきましても意見を出しやすいよう意見用紙を配布して、後日、当組合に提出いただけるようにしたところであります。

当組合にお寄せいただきました意見につきましては、当組合のホームページに意見の内容と意見に対する当組合の考え方について、これを掲載し、お知らせをしてきたところであります。

なお、そのほかのお尋ねにつきましては事務局長が答弁をいたします。

議 長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） それでは、私から、まず新最終処分場の自然災害に対する施設の構造上の安全性についてでございますが、埋立地における貯留構造は、岩手県全域が国が定める河川砂防技術基準における地震の発生が予想される強震帯地域であることを考慮し、地盤改良を施すことで地震の際にも安全が図られる設計といたします。

埋立地に降った雨水は埋立てした廃棄物に浸透し、浸出水と呼ばれる廃棄物に含まれる物質を含んだ水となるため調整槽に貯留し、処理施設で安全な水質となるよう処理するものであります。この調整槽や処理施設の構造については、気象庁が公開している1976年以降の千厩気象観測所の観測データのうち、1992年から2021年までの30年間と年間降水量が最大でありました1991年のデータを基に水収支計算を行い、調整槽の規模は1期埋立て分として1,400立方メートル、処理施設の能力は1日当たり100立方メートルという大雨を想定した構造としております。

また、ゲリラ豪雨などが発生し、万が一調整槽や処理施設の能力を上回った場合にも、埋立地自体にダム機能を持たせることで埋立地から浸出水の流れを一時的に止め、処理されない浸出水が外部に流出することがない構造といたします。

このほか、処理施設で処理された水や埋立地の周りに降った雨水などを流入させ貯留させる防災調整池を設置する計画としております。

この防災調整池は、処理水や雨水などの北ノ沢川への放流を調整するためのものでありますが、岩手県の林地開発許可技術基準に基づき、埋立地側から北ノ沢川への流量が30年に一度の大雨の場合でも、現在のピーク流量を超えることがないよう防災調整池の貯留を算出し、容量を6,100

立方メートルと設計したところであります。大雨の際であっても放流が一定に保たれるようにし、北ノ沢川やその先の千厩川への影響を少なくするものであります。

これらの施設により、平常時の放流はもとより、ゲリラ豪雨などの短期集中的な大雨の場合でも安全性が保たれるよう、二重三重の対策を図っていくものであります。

このように計画をしている最終処分場が自然災害に対応した施設であるということをこれまでも説明をさせていただいてきたところでございます。

次に、新最終処分場に係る生活環境影響調査の具体的な内容についてであります。環境省が示している廃棄物処理施設生活環境影響調査指針に基づき、調査事項の整理、調査対象地域の設定、現況把握のための調査、影響の予測、影響の分析、報告書の作成という流れで行い、これから実施いたします現況調査の期間は令和6年8月頃までと見込んでいるところであります。

調査項目の案として住民の皆様説明した項目であります。まず大気質については埋立て作業時における粉じん、運搬車両の通行による二酸化窒素、浮遊粒子状物質の量、騒音については施設での水処理時、埋立て作業時、運搬車両通行時における騒音レベル、振動については騒音と同様の状況下における振動レベル、悪臭や臭気については埋立地からの特定悪臭物質濃度、または、臭気指数、水質については、施設からの浸出水の放流時における生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、ダイオキシン類の量、浮遊物質の量、地下水については流れの状況となっております。各項目について現況を調査することとしております。

現況調査の結果を基に施設が稼働した場合の影響を予測、分析し、影響が大きい場合にはその対策を検討し、施設整備に反映していくこととしております。

調査結果や予測、対策までをまとめたものを新最終処分場に係る生活環境影響調査書として作成し、これについては一関地区広域行政組合一般廃棄物処理施設の設置に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続きに関する条例というものがございまして、その条例に基づき縦覧を行い、住民の皆様から御意見をいただき、それを取りまとめた上で生活環境影響調査と併せ岩手県へ一般廃棄物処理施設設置の届出を行う予定としてございます。

この調査項目の案につきましては、本年9月23日に開催いたしました土地所有者を対象とした説明会、千厩地区の駒場、木六、北ノ沢の自治会の範囲の方を対象とした周辺自治会説明会、本年9月25日に開催した一関市及び平泉町の住民を対象とした住民説明会で説明をしたところでございます。また、調査書を取りまとめた段階で結果や対策について説明会を開催する予定としてございます。

次に、説明会における意見の内容とその対応についてでございますが、各説明会における調査内容についての意見としては、調査期間や調査地点の見直しを要望する意見をいただいたところでございます。原則といたしましては、生活環境への影響を予測、分析するために必要な項目として国が示す調査指針に添って行う必要があると考えておりますが、この調査の目的は新最終処分場の設置に当たり、候補地周辺の生活環境への影響がないことを確認するものであり、候補地周辺にお住まいの方々の不安解消のための一助とするものでありますことから、説明会でいただいた御意見を踏まえ、専門家の意見も聞きながら調査内容を見直すことも含めて対応を検討してまいりたいと考えてございます。

次に、地域の生活環境に配慮した対策の事例についてでございますが、一般的に行われる対策といたしましては、粉じんへの対策といたしましては散水処理を行うこと、廃棄物の運搬車両の影響に対する対策としては、搬入の時間が集中しないよう運行を分散することや通学時間帯を避け

ることなどであります。騒音振動への対策としては、低騒音や低振動の機械設備を使用すること、臭気への対策としては埋立て物の即日覆土処理を行うこと、水質への対策としては施設における処理能力を強化し、放流水の水質をより安全なものにすること、地下水への影響に係る対策としては工事の際の掘削量などを押さえることなどの対策が行われているものであります。

なお、当組合が実施する対策につきましては、調査結果を踏まえて検討することとなります。

次に、新最終処分場に係る生活環境影響調査と岩手県環境影響評価条例に基づく環境影響評価の調査期間などの違いについてであります。まず、国の生活環境影響調査指針の基準から申し上げますと、大気質の調査期間については、粉じんの項目については粉じんの発生が想定される時期に1週間から2週間程度、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質では、少なくとも寒候期と呼ばれる秋頃から翌年の春頃までに1回、1週間から2週間程度、騒音や振動の調査期間については原則として平日の1日間の測定、臭気や悪臭の調査期間については生活環境への影響が大きくなると考えられる時期に1日から2日、水質や地下水の調査期間につきましては、調査項目の特性や地域特性等を考慮し、最低1回以上とされております。

環境影響評価における同様の調査項目に係る調査期間につきましては、岩手県環境影響評価条例に基づく岩手県環境影響評価技術指針によりますと、各項目とも環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯としており、明確な期間や回数の基準は示されていないところであります。

また、調査地点数につきましては、生活環境影響調査、環境影響評価とも明確な基準はないところであります。

なお、組合の調査については、国の指針に基づき行っていくものというように考えているところでございます。

議長（千田恭平君） 8番、那須勇君。

8番（那須勇君） 詳しく御説明をいただきました。

それでは、順次再質問させていただきたいと思います。

まず、建設予定地とすることについてでございますが、その予定地となるという話は管理者から御説明いただきましたものは、具体的にいつ頃になるか、想定しているスケジュールについてお伺いしたいと思います。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 土地取得に係るスケジュールでございますが、令和5年度、今年度の後半に新最終処分場建設候補地におきまして用地測量調査、不動産鑑定調査、物件補償調査などを行うことを予定しており、これまでの説明会で説明をさせていただいてきたとおり、令和6年度予算に用地費などの財産取得に係る予算を計上し、令和6年度には地権者との協議に入りたいというように考えてございます。

議長（千田恭平君） 8番、那須勇君。

8番（那須勇君） スケジュール等についてはさきにも説明しているという状況は確認しておりますが、その際に住民の方には再度そういった予定地になるというところの部分についてははっきりと説明をしなくてはいけないかと思っておりますけれども、住民の方にはやはり説明会という手法なのか、その辺のところをお伺いしたいというように思います。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 候補地から予定地ということですが、先ほど管理者が申し上げまし

たとおり、用地の取得がなった時点というようなことでございますので、その時点の前にはできるのか、その後になるのかというところは検討が必要かというように考えております。

議長（千田恭平君） 8番、那須勇君。

8番（那須勇君） 了解いたしました。

説明会の在り方について今も御答弁をいただいております。今後どのように進めていくかという考えも答弁いただきました。そして、管理者である市長の所見もいただいたところではございますが、いずれ管理者の説明会への出席につきましては、実務的な説明であることから副管理者が出席しているというお話もありました。

説明会での管理者の声を聞きたいという質問に対しては、事務局からも管理者にはその日のうちに説明会の状況を逐一報告しているというような回答がありました。しかし、私は、住民の方の意見を直接聞くという姿勢が大事だと思っております。説明会の雰囲気、住民の不安の具合が直接分からないのではないかとこのように思っております。

説明会では、管理者である市長が来て、市長から市民の皆様とこの事業を一緒にやろうと、そういう話があるべきだとか、今の千厩の状況がまとまらなくなったというようなお話、それから市長が来てこの状況を何とかしてくれというようなそういったお話もございます。千厩に魅力を感じ若い人たちが周辺に家を建てていると、そういった状況をどう考えているのかというような声もありました。市長が説明会に来て市民の皆様と一緒にやろうというこの姿勢、俗に膝を交えて取り組むという姿勢、これが大事だということに思いますが、管理者である市長、改めて管理者にお伺いしたいということに思います。

議長（千田恭平君） 佐藤管理者。

管理者（佐藤善仁君） 私自身のことで申し上げます、管理者になってからは2年ですが、それ以前は当組合の副管理者という立場でこの処理施設の整備に関してはずっと従事をしてまいりました。その間、副管理者という立場でこの候補地選定に関する説明会については、これは先ほど3つの種類の説明会の存在を申し上げましたが、そのいずれにも出席をしてございました。私が直接やり取りをさせていただいてございました。したがって、これは最終処分場の地区であれ、処理施設の地区であれ、様々な方々とまさに膝を交えてお話をさせていただいてきたつもりでございます、お一人お一人の顔も存じてございます。

ただ、管理者となりましてからは、先ほど申しましたように実務的な事柄につきまして、説明会としては極めて実務的な対策の内容ですとか、私どもとして検討してきたことの追加的な説明でありますとか主でございますので、先ほど申しましたような開催に限られてございますが、いずれ、そうしたようなお声があつて、そうした団体、あるいはそうした方々からの御要望があつた場合には先ほど壇上でも申し上げましたとおり、そうした都合の許す限りでございますけれども、設定はさせていただきたいと考えてございます。

議長（千田恭平君） 8番、那須勇君。

8番（那須勇君） 管理者である佐藤市長のお気持ちをしっかり受け止めていきたいというように思いますし、市長と直接話したいという声があれば、そういった意見があれば直接出向いてという話もお聞きしましたので、そういった対応につきましては、今後ともそのような機会があればよろしく願いをしたいというように思います。

私は、説明会に出席している住民の方々は行政組合の事業に対する本気度、これを期待していると感じております。

例えば行政サービスに対する市民満足度という指標を聞きますが、市民の方が行政サービスに対してどれだけ満足しているかということだと思いますけれども、市民満足度が低ければ行政サービスに対して満足していないと評価されるわけですが、同じようにという表現ではございませんが、住民の方々に行政組合の本気度が伝わらないと、幾ら管理者にそういったお気持ちがあったにしても住民の方々に行政組合の本気度が伝わらないと事業が進まない、不安が解消できないと思っております。

副管理者の石川副市長は毎回、説明会に出席しておられまして、住民の方々の意見を直接お聞きしております。市民が感じる行政の本気度を感じておられると思います。住民の方の見方として、住民の方から見て住民の方が行政組合の本気度をどのように受け止めていると思っておられるか、副管理者である石川副市長にお聞きいたします。

議長（千田恭平君） 石川副管理者。

副管理者（石川隆明君） まず、組合としての本気度という部分、そして参加された方々の本気度ということであります。組合とすれば当然ですが、その説明会では必要な事項を的確にお伝えし、理解を深めていただくという本気度を持って説明に臨ませていただいておりますし、参加された方々もその組合の本気度については受け止めているのだろうというように思います。だからこそ、いろいろな御意見をいただいているというように私は捉えております。

ただ、説明会その場の部分で申し上げれば、組合で説明したことの内容についてのやり取りということよりは候補地そのものの場所、これに多くの質問をいただいて、やり取りされているという実態はあるということでございます。

議長（千田恭平君） 8番、那須勇君。

8番（那須勇君） 副市長、ありがとうございます。

壇上でも話しましたが、一つ一つ丁寧にお答えしながら理解を深めていただくことが必要という行政組合のお考え、これは私もそのとおり、そして今までもそうしてきた、これからもそのとおりだと思っております。

本気度という言葉でお話ししましたが、本気度という指標があるかどうか分かりませんが、行政組合が今後も本気になって事業に取り組んでいくという姿勢をしっかりとこれからも示していただければというように思っております。

管理者である佐藤市長からもいろいろ所感もいただきました。それから、今、副市長からもいただきましたが、行政組合が膝を交えて取り組むというこの姿勢について、青木町長、大変申しわけございませんが、副管理者である青木町長からの所感もぜひお聞きしたいというように思います。お願いします。

議長（千田恭平君） 青木副管理者。

副管理者（青木幸保君） 私まで御質問をいただきましたが、ありがとうございます。

いずれ、全く本気度は同じであります。むしろそれ以上に私は感じている一人だというように思います。というのも、今まで説明会、千厩のほうにも当初私も足を運ばせていただいた経過もあります。そして、その後ですが、組合とも必要なときは、私は平泉だから出席する、一関市だから出席しないとかするとか、そういう気持ちは全く持っていないので、行動するときは全て一緒であるというように思っていますから、そのときはぜひ、その日は都合が悪いとか、その日は空いているから行きますとか、そういうことでは全くないので、そういった意味では住民としてしっかり膝を交えながら、そして一つは、やはり大事なものは心を寄せてやるということが最も大事だ

というように思っております。そういった意味では、管理者をはじめ組合としても、しっかりとその部分が一番大事なところだというように認識しておりますので、私自身も一緒になって行動しながら、そして議会の皆さんにもしっかりと御理解を賜りながら、一つ一つしっかりと進めてまいりたいというように思いますので、今後ともなお一層のお力添えを賜りたいと思います。

議長（千田恭平君） 8番、那須勇君。

8番（那須勇君） 青木町長、本当にありがとうございます。

いずれ、広域行政組合は一関市、平泉町が一緒になって取り組む組織でありますし、最終処分場の取組につきましても本当に一緒になって、副管理者、青木町長からお話が合った一緒になって取り組んでいくという姿勢、そして、また心を寄せてやっていくというお考えもお聞きしましたので、今後ともそういった観点でよろしくをお願いしたいと思います。

まだ時間がございますが、施設の安全性などに対する件で再質問させていただきたいと思います。

いずれ、先ほど事務局長からもお話がありました施設の整備後は、施設を整備する前と比べピーク降雨量を超えても安全だというお話、安全対策として埋立地、それから浸出水、調整槽、浸出水処理施設と二重三重の防災対策を講じていると。管理者からも安全な施設であると、こういった説明をいただきました。

そして、さらに防災調整池の機能につきましても、埋立地からの浸出水の流出を止め、埋立地自体にダム機能を持たせるというようにお話、そうした上で浸出水が外部に流出することがないようにする施設ということでお話をいただきましたが、やはり説明会の中では、このような説明でも安全をどこまでこの住民の方々に理解していただけるかということだと思います。

ダム機能を持った防災調整池の規模につきましては、事務局長からも6,100立方メートルという答弁がございましたが、ちなみに受益面積といえますか、集水面積というのは計算しているのであればお伺いをします。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 集水面積ということではありますが、令和4年度に基本設計を行っております、その設計におきましては埋立地とその周辺の集水面積としては約8ヘクタール程度というように想定をしているものであります。

議長（千田恭平君） 8番、那須勇君。

8番（那須勇君） 基本設計での計算上のお話、8ヘクタールということでございますが、計算上山林とか埋立地に浸透したり蒸発したりするという状況もあって、一概に降った雨が防災調整池に集まるということではないというように思いますが、そこで技術的な安全性を住民の方々に理解していただける方法という観点で質問させていただきましても、説明会では住民の方は想定外の豪雨の際の下流域における市街地への影響について大変心配をしております。

想定外のことを想定すれば、いわゆる線状降水帯のような局地的な豪雨に対して、千厩の北ノ沢地区の受益だけではなくて市街地も含め、千厩川流域全域に激甚な災害が発生することであって、一概に北ノ沢のそういった整備だけで安全性を確保できないわけですが、例えばということでの質問になりますが、数的に想定すれば、想定外で例えば一時的に時間雨量50ミリの雨が降ったという場合、通常、時間雨量が30ミリを超えれば災害が起きるといわれておりますが、想定外のこの規模の豪雨では防災調整池を越え、浸出水が外部に流出することがないということが計算上、設計上分かるものなのかどうかお伺いをしたいと思います。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 仮定の話ということで一時的に何ミリの雨が降った場合ということですが、いまずけれども、先ほど議員がおっしゃったとおり、どの程度浸透するかとか蒸発するか、様々な要因がございます。そのほかに、例えばその前後の気象条件ですね、長雨のときに生じるものか、日照りが続いたときにあるのか、そのような条件によりまして大きく変わる要素が多々あるかと思っております。

安全性については説明をさせていただいているところではございますが、仮定の数字で何ミリとした場合、やはりその前提条件が非常に違ってくるという要素もございますので、今の時点で何ミリであればどうだというようにお答えするのはあまり適切ではないのかというように捉えてございます。

議長（千田恭平君） 8番、那須勇君。

8番（那須勇君） 了解でございます。まさしく事務局長がお話しのとおりだということには理解はしております。

今現在ではそういった先ほどの防災調整池とか集水面積のお話もいただきましたが、基本設計ということでまだ詳細な設計はこれからだというように思いますが、いずれ想定外のこの程度の雨量であれば本施設は安全であるという根拠には今の段階ではもちろんならないということだというように思います。いずれ、今後詳細設計をしていくことの中で数値的に安全を確保できるという説明ができないということであれば詳細設計後、今後の説明会において、数値的に安全だという数値的な根拠を持って安全性をはっきりと説明をしていただきたいと思います。

質問の観点をちょっと変えて再質問させていただきます。

事業を推進するための説明会の在り方についてでございますが、最終処分場の候補地である千厩地域の団体との懇談や意見交換会、そういったことを実施するお考えがないかについてお伺いをいたします。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） ただいまいただきました千厩地区の団体との懇談や意見交換ということでございますけれども、いただいた御意見を踏まえながら今後検討させていただきたいというように考えてございます。

議長（千田恭平君） 8番、那須勇君。

8番（那須勇君） まさしくそんな感じかというように思っておりました。

いずれ、この間、3つの説明会ですか、そういったようなことで事業について住民の方々に説明している経過につきましてはこれからもそのとおりだというようなことでの答弁ではございますが、そういった千厩地域の団体との懇談も含めて、様々な形で広域行政組合が意見交換するような場を積極的につくっていただきたいという、これは要望でございます。

ミニアセスメント、いわゆる生活環境影響調査に関する再質問をさせていただきますけれども、生活環境影響調査、ミニアセスメントといわれる環境アセスメント、環境影響評価の基準の違いについても詳しく説明をいただきましたが、これは対象とする規模により、この面積要件だけでミニアセスかアセスかというような判断ということかどうかお伺いをいたします。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） この生活環境影響調査か環境影響評価の違いは議員おっしゃるとおり、面積要件ということになります。これは埋立て処分の用に供される面積が幾らかということで、ど

ちらの対応をするかということで決まってくるものでございます。

議長（千田恭平君） 8番、那須勇君。

8番（那須勇君） 承知しました。

壇上で話した他自治体の事例についての関係でございますが、そういった内容についても今後の説明会で紹介する考えがあるかお伺いをしたいと思います。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 対策のことだと思いますが、他自治体の取組というか一般的な対応については、先日の説明会などでもお話をさせていただきましたので、今後については具体的にこの千厩でやる場合にとこのような形でのお話になるかと考えております。

議長（千田恭平君） 8番、那須勇君。

8番（那須勇君） それについても今後ともそういった形でお願いをしたいというように思います。

時間もなくなってきましたが、先ほど不安解消の一助という話で管理者である市長からも生活環境影響調査がその一助になるというようなお話がありました。

3月議会におきまして、施設整備を進めるに当たり、かつての迷惑施設という捉え方ではなくて地域振興の一助とするなど、新しい時代にふさわしい施設になるよう前向きに捉えていただけるのではないかとというような答弁もしておりますが、先ほどの不安解消の一助という点と地域振興の一助という、この地域振興の一助とはどういうイメージを考えているのかお伺いをしたいと思います。

議長（千田恭平君） 佐藤管理者。

管理者（佐藤善仁君） 不安解消の一助と地域振興の一助では大分違うのでございますが、以前の場におきまして新しい時代にふさわしい施設となるような言葉を使って申し上げました。私なりに整理をさせていただきますと、その意味合いは2つございます。

まず1つであります、この最終処分場を含むごみ処理施設といいますものは、これまでは迷惑施設ということで人家から離れた、人里から離れた場所に整備されている例が多くございました。しかし、近年は、私たちが出したごみがどのように処理されているのかと、そうしたことを知っていただくための、ごみの減量化でありますとか資源循環でありますとか、そうしたことを推進するための啓発施設と、そういったような位置づけで整備されるものが多くございます。科学技術の進歩によりまして、ごみ処理施設がより安全な施設として住民が見学しやすい場所に整備されるなど、施設整備の考え方自体が大きく変わってきております。

そうしたことから、まず一つには新最終処分場についても、地域との関連性が希薄な施設ではなくて、地域づくりにつながるような施設にしたいと、このような考え方は一つございます。

また、現在進めております新最終処分場につきましては、周辺地との緩衝地として緑地帯を整備することを計画しております。

この緑地帯であります、本来の景観保護や緩衝地としての緑地帯、そうしたような機能だけではなくて、市街地に近くて人が集えるような位置に今回の候補地はあります。また、この緑地帯の範囲は平坦でありますし、また、広がりのあるような地形でございますことから、これは地域での活用が可能な場所であると考えてございまして、この点については当組合が管理しております既存の3か所の最終処分場と大きく異なる点であります。

こうしたことから、これは以前の説明会でも申し上げましたが、例えばこの緑地帯を親子でバーベキューを楽しむような場所でありまして、あるいは屋外型のイベントを開催するためのス

ペースでありますとか、そのような人が集まって地域に貢献できるような活用ができるのではないかと、このように考えているものでございまして、そのような説明についてもこれまで説明を申し上げてまいりました。

2つあるといったうちのもう1点であります、新しい時代にふさわしいのもう一つの意味合いでございますけれども、例えばただいま申し上げましたような緑地帯の活用について、どのような活用を図っていくかといったことを地域との話し合いにより、よりよいものをつくり上げていくと、そのようなプロセスが描けるのではないかと考えてございまして、そういったプロセスそのものが新しい時代につながると、そのような考え方から申し上げた次第であります。

議 長（千田恭平君） 8番、那須勇君。

8 番（那須勇君） その地域振興の一助ということの中で、生活環境への影響の観点から市街地を通らない新たな道路の検討について、いわゆる構成自治体である市との連携が必要と思いますけれども、今後、千厩地域の団体との懇談や意見交換を通じて、ぜひそういったところも検討していただきたいというように思います。これは要望でございます。要望を述べまして、私からの質問とさせていただきます。ありがとうございました。

議 長（千田恭平君） 通告時間に達しましたので、那須勇君の質問を終わります。

午前の会議は以上とします。午後1時半まで休憩します。

休憩 午後0時27分

再開 午後1時30分

議 長（千田恭平君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

沼倉憲二君の質問を許します。

沼倉憲二君の通告時間は40分で、一問一答方式です。

13番、沼倉憲二君。

13 番（沼倉憲二君） 質問順番4番、一般質問いたします沼倉憲二であります。

私は今議会において、1つには一般廃棄物最終処分場に係る生活環境影響調査について、2つには今後の介護保険事業の運営について、以上の2点について質問いたします。

午前中の同僚議員との質問と重複いたしまして、なかなか質問の仕方が大変でございますけれども、私なりの視点で質問させていただきますので、答弁のほうをよろしくお願いしたいと思います。

まず最初に、一般廃棄物最終処分場に係る生活環境影響調査について伺います。

この調査は、計画されている最終処分場候補地の現在の大气、騒音、振動、悪臭、水質や地下水状況を調査して施設設置による影響を予測、分析し、適切な生活環境の保全対策等を検討するために実施するとなっております。

そこで、3つの項目について伺います。

まず最初に、私も傍聴しましたが、9月25日に開催されました生活環境影響調査の千厩地区での住民説明会について、70人を超える住民の方々が参加し、石川副管理者をはじめ事務局、そして調査会社の方が出席されていましたが、その際、石川副管理者に対しましても厳しい質問を含めてどのような意見が出され、それをどのように捉えているのか、その所感について、出席されました石川副管理者にお伺いいたします。

次に、その説明会では生活環境影響調査について、大气、騒音、振動、臭気等、各項目を現地の調査、その後に分析、そして調査書の作成など、来年12月までの想定スケジュールにより取り

進めたいとの説明がありました。住民の皆さんからは、調査箇所や調査期間の見直しなどの様々な質問や要望、あるいは調査に対する指摘などの活発な発言があり、組合側から検討させていただきたいとの回答がなされましたが、それらに対する対応や具体的な変更等について伺います。

そして、今回の説明会では生活環境影響調査に対する質疑に加えて、従来にも増して組合の候補地の場所の選定等を含め対応に対する厳しい意見も多かったように感じましたが、そのような中で今後の住民の理解醸成にどのように取り組むのか、従来の手法で説明会に取り組むのか、具体的な理解を得るその内容について伺います。

2つ目の質問は、今後の介護保険事業の運営について伺います。

介護保険制度が始まって23年、そして平成18年から当行政組合が一関市、平泉町の介護保険事業の運営を始めてから17年が経過しました。平成18年当時、約86億円の介護保険給付費も令和4年度決算では148億円と1.7倍に増え、今後も高額のサービスが続くものと見込まれております。

また、この間、介護保険料が当初の2,000円台から6,000円台に増えております。

このような介護保険の規模が大きく増えるとともに、サービス提供体制も整備され、介護を地域で支える仕組みが老後の安心と家族の負担の減少という制度の大きな成果をもたらしています。

国においては、来年度に医療保険とともに介護報酬を見直す重要な時期を迎え、また、市の来年度予算編成が始まることから、この制度の中心テーマと思われます2点について伺います。

1つ目には、今後とも増加すると見込まれる介護ニーズへの対応と介護保険料の負担増加に対する基本的な管理者の考えを伺います。

2つ目には、介護サービス提供の現場のサービス供給体制や人材の確保をどのように捉え対応するか伺います。

特に、人材不足に対する認識と人材確保について、今日の岩手日報社の社説でも、ますます深刻化する介護人材確保という社説が載っておりましたが、広域行政組合と一関市、平泉町がもはや一体となって対応すべき、そういう大変重要な時期を迎えているのではないかと思ひ質問するものであります。

また、新聞報道によれば、4月時点での管内での入所待機者が281人、そのうち早期に施設入所が必要な方が91人いるという状況であります。一方では、深刻な介護を支える人材不足が叫ばれております。もはや待ったなしの施設の整備の推進と介護人材の確保の両面から早急な解消策が急がれておりますので、管理者のこの課題に対します考えをお聞きいたします。

以上、2点について壇上からの質問といたします。

議長（千田恭平君） 沼倉憲二君の質問に対する答弁を求めます。

佐藤管理者。

管理者（佐藤善仁君） 沼倉憲二議員の質問にお答えいたします。

初めに、新最終処分場の整備に係る生活環境影響調査の実施に際し、調査箇所や調査期間などの見直しを求める意見への対応についてから申し上げます。

この調査は、生活環境への影響を予測、分析するために必要な取組として、国が示す調査指針に沿って行う必要があると考えておりますが、調査の趣旨は、新最終処分場の設置に当たり候補地周辺の生活環境へ影響がないことを確認するものであり、候補地周辺にお住まいの方々の不安解消を図るための一助とするものであることから、説明会でいただいた意見を踏まえ、専門家の意見も聞きながら調査内容を見直すことも含めて対応を検討したいと考えております。

次に、住民の理解醸成にどのように取り組むかと、そういったお尋ねについてでございますが、

これまで新最終処分場の整備を進めるに当たっては、新中間処理施設と同様に説明会を開催し、事業の進捗に合わせた説明に加え、これまでの説明に対する疑問や不安に対して繰り返し丁寧にお答えをしてきたところであります。

また、説明会の内容や整備計画の進捗状況について、当組合広報紙の全戸配布によりお知らせをし、施設整備に関する資料を当組合のホームページでいつでも閲覧できるようにしているなど、理解を深めていただけるように努めてまいりました。

しかし、これまでの住民説明会については、こうした組合からの説明事項であります、例えば施設の具体的な安全対策や前回の説明会、それ以前の説明会で寄せられた疑問点や不安の声に対する対応策、これは次の説明会でも説明すると、そういった対応をしてきたものでございますが、こうした説明事項についての質問や意見をいただく場とはなっておらず、候補地の見直しを求める意見が繰り返し述べられるなど理解醸成につながる場とはなっていない状況、そうした現実がございます。

今後とも丁寧な説明を重ね理解を深めていただけるよう努めていくことに変わりはございませんが、現時点においてこのこと以外に現状を開示するような、そのような具体的な手だてというものは持ち合わせてはございません。

次に、今後の介護保険事業の運営に係る基本的な考えについてであります。

第8期介護保険事業計画における高齢者人口の推計では、高齢者人口は令和3年をピークに緩やかに減少する一方で、令和7年には団塊の世代が75歳以上となり、介護ニーズの高い後期高齢者の増加により要介護認定者数も増加し、介護給付費の増加が見込まれることから、介護保険料の増が見込まれる状況となっております。

このため、要介護者の増加を抑制する取組を進めることが重要であると考えており、具体的には、構成市町などが実施する介護予防・日常生活支援総合事業を充実させるほか、高齢者の保険事業と介護予防の一体的な実施を構成市町と連携して進め、健康づくり教室など、通いの場に保健師など医療専門職が関与し、フレイル、いわゆる虚弱対策、疾病予防に取り組むなど、健康寿命の延伸を図ることにより介護サービスの量の急増を防ぐことにつながると、このように捉えております。

また、新たな施設の整備につきましても、施設サービスの利用増加により介護給付費の増加をもたらし、介護保険料の引上げにもつながるものと認識してございまして、待機者などの状況を勘案しつつ慎重に判断していく必要があるものと、このように捉えております。

あわせて、介護給付費の国庫負担割合のさらなる引上げなどの新たな財源措置について、全国介護保険広域化推進会議を通じて国へ要望しているところであります。

次に、介護人材の確保についてであります。

第9期介護保険事業計画の参考とするため、介護サービス事業所を設置する法人を対象に令和4年12月から令和5年1月にかけて行った介護労働実態調査において、約7割の法人が職員が不足していると回答しており、介護サービス事業所における人材の確保、定着は引き続き重要な課題と捉えております。

介護職員などの賃金、報酬について、介護報酬における介護職員処遇改善加算などの制度上の仕組みがあることから、組合ではこの加算を採用しており、組合が指定する介護事業所に対し職員の賃金や職場環境の改善についての指導を行っております。

また、構成市町は介護人材の確保定着に向けた介護職員研修奨励金、介護職員就職奨励金、ま

た、介護従事者向け研修などの事業の推進をしているところであり、介護人材の管内事業所への定着に取り組んでおります。

第9期介護保険事業計画の策定に向け、構成市町や関係機関と人材確保の育成、定着に向けたさらなる取組について協議をしているところでございます。

なお、そのほかのお尋ねにつきましては石川副管理者が答弁をいたします。

議長（千田恭平君） 石川副管理者。

副管理者（石川隆明君） 生活環境影響調査に関する住民説明会での意見についてであります。9月25日に開催いたしました住民説明会には70人の方に参加をいただき、新最終処分場に係る生活環境影響調査の調査内容の案について説明をすることとして開催をしたところでございます。

説明会においての主な意見についてであります。生活環境影響調査に関することといたしましては、まず調査の期間や調査箇所の見直しを求める意見、あるいはゲリラ豪雨などの自然災害への懸念、管理者が来て説明すべきであるとの意見などもありましたが、全般的にこれまでの千厩地域で開催した住民説明会と同様に建設候補地の見直しを求める意見が多く見られたというように捉えているところでございます。

議長（千田恭平君） 13番、沼倉憲二君。

13 番（沼倉憲二君） それでは、順次再質問いたします。

まず最初の1点目の一般廃棄物最終処分場に係る内容で質問したいと思いますけれども、この内容については先ほど同僚の那須議員が管理者、あるいは副管理者の方々から明確な対応について質問されまして、非常に私ども内容は分かったわけですが、まずそういう視点から何点か再質問しますけれども、この7項目、8項目にわたる環境調査、そのデータを具体的にどのように活用するのか、私は従来の説明を受けた段階では、この最終処分場は1期の工事が15年、2期が10年というようなことで、最終処分場が出来上がるのが25年後だという大まかなスケジュールを説明を受けたわけですが、それが出来上がった後に環境には影響を与えないというような取組も想定しているのかどうかお伺いします。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 今回の環境影響調査につきましては、まず現況の数値がどうであるかというものをベースに予測をするということで、今回、現況調査を行いたいということでもあります。これにつきましては、例えば水質については今後整備する予定の浸出水処理施設の性能を加味し、どの程度の放流水が流れるのか、そういう予測を踏まえまして、北ノ沢川への影響というものを予測していくというような形になっていくものであります。

また、25年後ということではなく、最終処分場につきましては完成して焼却灰等の不燃ごみなどの搬入が始まりましたら当然その影響というものは想定されるものですから、稼働が始まったということでの測定ということでございます。

また、25年後ということではありますが、埋立てが完了した後ということだと思いますが、新最終処分場に係る生活環境影響調査は、廃棄物処理施設を整備することに伴って生じる生活環境への影響を検討することですので、埋立て終了後の影響というものは調査の対象には含めていないということでもあります。

埋立てが終了した場合のことについて若干説明をさせていただきたいと思いますが、埋立てが終了した最終処分場は施設の廃止の手続を行うこととなりますが、施設の廃止に際しましては廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく省令により、一般廃棄物最終処分場の廃止に係る技術

上の基準が定められております。

廃止に係る基準の一つといたしましては、埋立地から浸出水処理施設に集められた処理前の水の水質が管理基準に基づく放流水の水質の基準以下である状態を2年以上継続する必要があるとして、この基準に適合するまでの間は浸出水処理施設において適切に処理を継続することとなっております。

このように、埋立てされている廃棄物が安定し、これ以上変化しないことを確認した上での廃止の手続を行いますことから、廃止によって放流水による生活環境への影響が大きくなることはないというように考えてございます。

また、埋立てが終了することによりまして廃棄物の運搬や埋立て作業がなくなり、粉じんなどの大気質への影響や騒音、振動、臭気など生活環境への影響も低減するものというように考えてございます。

議長（千田恭平君） 13番、沼倉憲二君。

13 番（沼倉憲二君） ただいまの答弁ですと、25年間は現況調査がデータのベースになると、これと比較で要するに工事の進捗のたびにこの数字に適合しているかどうかというのを絶えず比較をしながら進めるという内容で捉えていいのかどうか。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 今回の生活環境影響調査は稼働した際に想定される影響への対策ということでございますし、実際に施設が稼働した場合においては、現在の最終処分場、市内に3か所ございますが、それらの施設いずれも毎月なり年1回、定期的に水質の検査を行い、周辺住民の皆様にお知らせをしているという状況でございます。

議長（千田恭平君） 13番、沼倉憲二君。

13 番（沼倉憲二君） 長い期間、絶えず検証しながら安全な対応をするというような答弁ではなかったかと思えますけれども、それで説明会の際、参加した住民の皆さんから様々な、調査地点を増やしてほしいとか、あるいは調査期間を長くしてほしいとか、そういうものを含めていろいろな意見とか要望があって、その際検討するという回答があった項目もあったかと思えますけれども、その検討した結果をどのようにまた住民の皆さんにお知らせするのか、そういう場を考えているのかどうか、そういう今後の対応について伺います。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） いただいた御意見につきましては、現在どのような対応が可能かというように検討している最中ではございますが、どのような中身で実施するということについてはお知らせをしたいと考えてございますが、説明会という形にするのかどうかというところについてはまだ決めていないという状況でございます。

議長（千田恭平君） 13番、沼倉憲二君。

13 番（沼倉憲二君） その辺もしっかり対応するようにお願いしたいと思います。

それから、今回は多分に専門的な調査が多かったと、説明時間も調査会社の方がかなり時間を割いて説明したというような内容でしたけれども、残念ながら調査会社の説明は参加者に分かってほしいという視点がほとんどなかったと、自分たちの視点で説明をしたので、説明を受けた皆さんは非常にストレスを感じたと、そういうのも加えて、なかなか理解が深まらない一因になっているのではないかと思いますので、そのプレゼンテーションというか、参加者に少しでも理解してもらいたいという視点があればその辺も重要な要素だと思いますけれども、参加した副市長

はあのような専門家の説明で住民が理解したという捉え方をしているかどうかお伺いします。

議長（千田恭平君） 石川副管理者。

副市長（石川隆明君） 技術的な専門的な事項に関する質問も確かにございまして、業者のほうから説明はさせていただいたところではありますが、その内容全部が参加されている皆様全員が御理解いただいたかどうかというのは私も若干疑問な部分もありましたけれども、総じては業者が伝えたいことについては全体的には伝わったのではないかというようには感じたところではございます。

議長（千田恭平君） 13番、沼倉憲二君。

13 番（沼倉憲二君） これは捉え方ですから、いろいろあるかと思いますが、やはり少なくとも参加者に少しでも理解をいただきたいという姿勢を感じるような説明の工夫をひとつ、今後お願いしたいと思っております。

それから、私もこの案件については極力説明会を傍聴させていただきました。今回のものは一つには環境調査そのものに対する意見とか、あるいは質問等がありましたし、もう一つは先ほど管理者から答弁がありましたように、やはりそもそもあの北ノ沢ほかが最終処分場としていいのかどうかと、どうしてもその話がこの説明会の根底にあると、それが果たして様々な説明会を何回か開いていますけれども、その面から住民の皆さんの理解が深まっているかどうか、その辺をもう1回どのように捉えているかお伺いします。

議長（千田恭平君） 石川副管理者。

副管理者（石川隆明君） これまでの住民説明会におきましても、施設整備に関わる計画が進む段階、段階において、それぞれその内容について一つずつ説明をしてきたところでもあります。例えば、今回の9月25日の説明会では生活環境影響調査ということで、その部分だけ捉えれば、例えば分別をもっとしっかりして資源化を進めるべきだとか、そういう話も具体的にはあったところでもございますし、その説明している内容そのものには全く理解がないということよりは、ただボリュームとして今議員がおっしゃったような候補地そのものに関わる部分が多くて、その議論が割合として多くないと、候補地に係る部分の割合のほうが多くなってしまっているということはありますけれども、こちらで項目を設定して説明しようと思っている部分についてはある程度の御理解は深めていただいているのではないかというように感じております。ですから、我々の希望とすれば、その説明している内容について、もし疑問な点があればいろいろな方法で問合せいただけますので、そのことについては深めていただければと考えているところでございます。

議長（千田恭平君） 13番、沼倉憲二君。

13 番（沼倉憲二君） その辺の捉え方が非常に普通の問題と違って、条件闘争ではありませんけれども、このようにやってもらえれば理解しましたという、そういう問題ではなくて、そもそも場所の問題が地域の皆さんの大きな課題になっていると、それがなかなか説明会を開いても乗り越えることができないというのが今現状なのではないでしょうか。

そういう視点では、これに対する先ほど那須議員の答弁の中で非常に具体的な取組はお聞きしたのですが、この問題はなかなか簡単ではないと思いますけれども、これをクリアしない以上は説明会を開いても多分同じような内容で時間が経過するのではないかと思いますけれども、この大変な入り口論というか、これをどう管理者がクリアしようとしているのか、改めてもう1回お聞きしたいと思います。

議長（千田恭平君） 佐藤管理者。

管理者（佐藤善仁君） 先ほど壇上からも理解醸成を図るためのといった御質問に対してお答えをしたところでありますが、私どもとして具体的に廃棄物の処理なり最終処分なりに対しての専門的な観点からの知見も総動員をし、そして専門家の皆さんによつての候補地の選定絞り込みがあつて、その過程をそのとおり御説明をして、それでも不安なこと、疑問なことが出てくるのはそのとおりだと思いますので、それに対してもそれぞれ専門的な立場から説明を加えさせていただいて、追加でまたいろいろな疑問が出てくればそれについても御説明をする、そうしたことをやってきたこの何年間だったと思っていますし、私も副管理者の時代にはそうした立場でその説明会にもまいりました。

今、議員がお話のとおり、それでも理解醸成につながっているかというストレートなお答えに対しては、そうした現状にはないということはそのとおりでございます。これにつきましても、先ほど壇上から申し上げましたが、私どもとしてはそうした疑問に答えるためのことをそのとおりお答えをしていくということ以外に今のところは手だてはないというのも現状でございます。答えになっていないかもしれませんが、私どもとしてはできる限りのことをしてきたと、そういった認識であります。

議長（千田恭平君） 13番、沼倉憲二君。

13 番（沼倉憲二君） 今、管理者の答弁のとおりだと思うのですが、いずれその問題が非常に今回の大きな中心テーマに依然としてなっているということを今定例会では指摘をして、これ以上の話は控えたいと思いますけれども、いずれ本当にここ何年かは議会のたびにその話が説明会なんかを通してなかなか大きな課題になっているというのは私ども議員も感じている内容ですので、以上申し上げてこの質問は終わりたいと思います。

2つ目の介護事業の運営についてお伺いします。

1つは、先ほど91人の早期の入所が必要な方が今管内にいるという新聞報道のお話をしましたけれども、お聞きしますけれども、市内の特別養護老人ホームにおいて職員がいらないために使われていないベッドがあるのかなのか、一方では91人が入りたいと待っているのに働き手がいなからベッドを空けているという状況は実際にはないのかどうかお聞きします。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 施設での現状につきましては、当組合でも毎年法人の運営指導ということで法人のほうに赴いていろいろ意見交換などをさせていただいてございます。その中で、今お話のありました人材が不足しているために定数まで受け入れることができない状況にあるというような施設はあるというようには伺ってございますが、統計的に何ベッド分というような形での集計というものは行っていないというところでございます。

議長（千田恭平君） 13番、沼倉憲二君。

13 番（沼倉憲二君） 早期に入所が必要な高齢者を抱えている御家族は一日も早く施設利用をお願いしたいというような大変強い希望があるのです。したがって、やはり受皿である組合がしっかりとそうした状況を捉えて、それを幾らかでも空きベッドを利用してもらうような、そういう対応をしていかないと、もう大変な状況になってきていると思うのです。ですから、組合がもっと踏み込んでこれをどうやって利用してもらうかという視点がないと、91人の入所が必要な方の後ろには大変な家庭の事情があつて、本当に一日も早く入所を待っていると思いますので、今の事務局長の答弁ですと、あまりその実態をつかんでいないのではないかと。したがって、これは要望になりますけれども、やはり具体的なその状況をつかまないと、そういう家庭の皆さんに説明

がつかないのではないのでしょうか。その辺は対応をお願いしたいと思います。

それから、同じように、市内には特別養護老人ホームがあるわけですがけれども、ヒアリングなんかを聞きますと30人以上の定員の施設は県が担当していると、30人以下は市が担当していると、したがって、30人以上の大規模な施設の介護人材の不足等は市では把握していないというヒアリングの際の説明がありましたけれども、私はこの組合管内の一関市、平泉町全体の介護人材の不足というのをしっかりつかんでいかないと、それに向けてどのぐらいの人員を育成して確保するかという的がなかなか定めにくいのではないかと思います。そういう意味では、30人以上の県の担当している施設の実態を市がつかんで、管内全体の状況に取り組むという組合の考え方がないかどうかお伺いします。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 介護人材に係る状況の把握ということでございますが、第9期の介護保険事業計画策定に当たりまして介護労働実態調査というものをしておりますが、今議員がおっしゃるとおり、法人ごとに職員数などを調査はしておりますが、地域別や介護サービス種別ごとの把握というものは行ってございませんでした。

今後ですが、介護労働実態調査の内容に地域別や介護サービス種別の職員数などについての調査項目を追加し、介護サービスの供給体制の把握に努めてまいりたいと考えておりますし、また、調査を実施する際も組合が指定した事業所だけではなく、県が指定する事業所も含めて把握できるよう検討してまいりたいというように考えてございます。

議長（千田恭平君） 13番、沼倉憲二君。

13 番（沼倉憲二君） 介護人材をめぐるっては、様々な研修会を開いて、その育成は一関市とか平泉町でやっていると、それから施設の運営の介護人材をめぐるの状況は組合が対応しているというようなことで、残念ながら広域行政組合と一関市、平泉町の行政の連携が今のところあまりうまくいっていないのではないかという感じがしているのです。もはやこの問題は管内全体の大きなテーマですから、担当ごととか、そちらの分だ、あちらの分だではなくて、やはり連携して取り組まないと、結果として不利を被るのは市民の皆さんですから、その辺はしっかりと介護人材が確実に確保できて、それで介護サービスも円滑に利用できる、そういう体制が必要ではないかと思っておりますけれども、これは大変恐縮ですが、管理者に介護人材をしっかりと取り組んでいきたいという答弁を期待して質問するわけですが、よろしくお願いします。

議長（千田恭平君） 佐藤管理者。

管理者（佐藤善仁君） 現在、人口減少もありますし、稼働年齢層の管外転出、市外転出という現状もございます。これは介護現場に限った話ではありませんが、各事業所において大変な人材不足の状況でございます。したがって、これは管理者としての立場というよりも、構成市町の一つであります一関市というような観点からの取組を御紹介申し上げますが、人口減少への対処策として、しごと・ひと・まち、そうした取組を進めていって、この広い両磐の圏域の中で人材がしっかりと定着できるような取組を進めてございまして、各論についてはこの場で申し上げることは差し控えますが、そのような観点で取り組んでいるところでございます。

議長（千田恭平君） 13番、沼倉憲二君。

13 番（沼倉憲二君） 今回2点について質問いたしましたけれども、いずれも大変重要な問題であります。質問を通して市のほうの考え方は分かったのですが、ひとつ、2つのテーマに向けて住民の視点から取組の一層の推進をお願いしまして、私の一般質問を終わります。

議長（千田恭平君） 沼倉憲二君の質問を終わります。

次に、千葉栄生君の質問を許します。

千葉栄生君の質問通告時間は60分で、一問一答方式です。

2番、千葉栄生君。

2番（千葉栄生君） 質問順番5番、千葉栄生でございます。

通告に沿って大きく2点について一般質問を行います。

私の質問も同僚議員と重なるところがございますけれども、私なりの視点から観点から質問させていただきます。

まず、1点目は、新エネルギー回収型一般廃棄物処理施設及び新最終処分場建設への対応について3点伺います。

両候補地においては、最も適正であると候補地選定委員会がそれぞれ1か所に絞り込み、エネルギー回収型一般廃棄物処理施設は弥栄字一ノ沢ほかに、最終処分場施設は千厩字北ノ沢ほかにとし、広域行政組合として関係市町で説明会を10回にわたり行ってきました。その中でも、新最終処分場説明会においては、候補地に対し反対や不安を訴える方々が多く見受けられました。さらには、候補地の見直しを求める請願と5,000筆を超える署名が寄せられ反対を訴える住民運動が活発化している状況です。

さきの9月25日に行った第10回住民説明会でも豪雨への不安、住宅地に近いなどの声が出されており、住民の理解は進んでおらず、まだまだ時間がかかることが想定されます。丁寧で誰もが納得のいくような取組を求めるものであります。

そこでお伺いいたします。

1点目は、第10回の新最終処分場の住民説明会でどのような意見が出されたのか伺います。

2点目は、最終処分場の整備について住民が不安と感じていることへの対応をどのように考えているのか伺います。

3点目は、可燃ごみの減量化策についてです。これまでの住民説明会の中でも自然環境への不安の声が出されていると認識しております。今や家庭ごみの容器包装の8割がプラスチックと言われており、3R、リデュース、リユース、リサイクルを基本にプラ資源化を進め、焼却ごみを減らすことこそ重要です。

そこで、現在、当組合として、可燃ごみの減量化に対してどのような取組を行っているのかお伺いいたします。

最後に、大きな2件目は、マテリアルリサイクル推進施設、以下、新リサイクル施設といたしますが、整備基本計画について伺います。

今年6月に4会場で開催した新リサイクル施設整備基本計画（案）についての住民説明会を開催し住民理解に取り組んでいるところと認識しております。私はこの取組が今のリサイクル推進につながるための大事な時期と考えます。

そこで、今年6月の4会場で開催された住民説明会において、どのような意見があったのかお伺いいたします。施設整備と併せ可燃ごみの再資源化を進め焼却量を減らすことは、まさに当組合が進めているSDGsの理念であります。目標達成に向けた取組を行うよう期待し、壇上からの質問を終わります。

議長（千田恭平君） 千葉栄生君の質問に対する答弁を求めます。

佐藤管理者。

管理者（佐藤善仁君） 千葉栄生議員の質問にお答えいたします。

まず、新最終処分場に対する住民の不安への対応についてから、私から申し上げます。

これまで新最終処分場の整備を進めるに当たっては、新処理施設と同様に説明会を開催し、事業の進捗に合わせた説明に加え、これまでの説明に対する疑問や不安に対して、繰り返し丁寧にお答えをしております。また、説明会の内容や整備計画の進捗状況について、当組合広報紙の全戸配布によりお知らせをし、施設整備に関する資料を当組合のホームページでいつでも閲覧できるようにしているなど理解を深めていただけるよう努めてまいりました。

さらに、生活環境への支障がないことを確認するため生活環境影響調査を実施することとしており、調査の結果、さらに対応が必要なものがあつた場合には追加的、補足的にそれらを実施していくこととなります。

なお、そのほかのお尋ねにつきましては石川副管理者及び事務局長が答弁をいたします。

議長（千田恭平君） 石川副管理者。

副管理者（石川隆明君） 9月25日に開催いたしました新最終処分場に係る生活環境影響調査の調査内容の案について説明した住民説明会についてであります。

主に出た意見といたしましては、生活環境影響調査に関することといたしましては、調査期間、それから調査箇所の見直しを求める意見、ゲリラ豪雨などの自然災害への懸念、管理者が来て説明すべきであるとの意見などもありましたけれども、全般的にはこれまでの千厩地域で開催いたしました住民説明会と同様に、建設候補地の見直しを求める意見が多く出されたというところでございます。

次に、マテリアルリサイクル推進施設整備基本計画についてでありますけれども、本年6月に開催いたしましたマテリアルリサイクル推進施設整備基本計画の案の住民説明会につきましては、4か所で開催いたしております。平泉町学習交流施設エピカ、弥栄市民センター、アイドーム、マリアージュ、この4か所で延べ53人の方に参加をいただいたところでございます。

主な意見といたしましては、計画する取組は資源化につながるものであるもので周知をしっかりと浸透させるべきとの意見であったり、新処理施設での環境教育への取組に対する意見などがあつたところでございます。全般的には、リサイクルを進めてほしいという意見が多かつたというように捉えているところでございます。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 可燃ごみの減量化対策についてであります。

当組合における可燃ごみの減量化に対する取組といたしましては、ごみ収集カレンダー、ごみの分け方・出し方テキスト、組合広報紙くらしの情報、ごみ分別アプリなどを活用し、管内住民に対しまして周知及び啓発を行っているほか、ごみの減量化のためには住民のごみ処理の現状やごみが環境に与える影響、そして自分に何ができるかなどについての理解を深めていただくことが必要であると考えており、そのための環境学習の取組を進めているところであります。

その内容といたしましては、清掃センターの施設見学、リサイクル工作教室、再生品販売などを行っているところであります。これらの取組を継続して行うことが、管内住民のごみの減量化及び資源化に対する意識の浸透につながっていくものと捉えているところでございます。

議長（千田恭平君） 2番、千葉栄生君。

2 番（千葉栄生君） それでは、順次再質問をさせていただきます。

まずはリサイクル施設説明会のほうから再質問させていただきます。

先ほども壇上で申し上げましたけれども、リサイクル推進における取組として本当に重要な地点にあると私は理解しております。

それで、この説明会をこの間行ったわけですが、今後も住民に対する説明会等の計画はあるのかどうかお聞かせください。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） マテリアルリサイクル推進施設整備基本計画の今後意見を聞く機会があるかというお尋ねでございますが、マテリアルリサイクル推進施設整備基本計画の策定までの経過といたしましては、本年6月に計画案についての説明会を開催し、広く意見を聞く機会を設けたほか、新たな分別区分など住民生活に直結する部分があるとして計画案についてパブリックコメントを実施したところであり、住民の皆様からの御意見を参考にしながら策定を進めてきたところでございます。

この計画策定後は、計画書全体は当組合のホームページに掲載し、概要については組合広報紙くらしの情報で住民の皆様にも周知を図ったところでございます。

今後の対応でございますが、本年度に策定する予定の一般廃棄物処理基本計画の改定において、新たな分別区分の内容を盛り込む予定としているため、改めてパブリックコメントを実施し、分別区分の内容について御意見をいただく予定としてございます。

また、新施設稼働に伴う新たな分別区分については、稼働前の適切な時期に周知していく必要があるというように考えてございますが、具体的な周知方法や内容については今後検討してまいりたいと考えております。

議長（千田恭平君） 2番、千葉栄生君。

2 番（千葉栄生君） やはり新しくリサイクルの対象物が変わってくるというところと、1か所にリサイクル施設が集約されるわけですが、これはその場に来てみなければ分からないという点もあると思うのですが、私が懸念しているのが、直接搬入する方々が距離が遠くなるというデメリットがあると私は捉えております。ぜひこういうことも踏まえながら、今後住民説明会を行うのであればどのような形で行うかということも大切だと私は思っております。この間は4会場で行ったということですが、さらに再分割してというか、もっと細かく説明会を持つことが住民理解が進む一つと考えられますが、そのお考えはないかどうかお聞かせください。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 計画につきましては今年度はもう策定済みということでありますので、その計画についてということでは予定はしてございませんが、実際に今は施設整備をするためにどうであるかという御意見をいただいて進めておりますが、実際には運用面でどのような課題が生じてくるかということも把握しなければならないというように考えてございます。

議員がおっしゃった課題のほかにも実際の運用となれば様々な課題が生じてくるかと思っておりますので、それについてはこれから課題を整理していく必要があると考えておりますし、分別区分につきましても住民の皆様にも十分御理解をいただかないと分別が進まないという状況もあるかと思っておりますので、その周知の方法については、例えば自治会のほうから説明に来てほしいとか、そのような要望がございましたら、そういうものにも対応しながら周知を図っていきたいというように考えてございます。

議長（千田恭平君） 2番、千葉栄生君。

2 番（千葉栄生君） やはり、住民との共通理解を進めていくということが大切だと思いますの

で、要望があつてから行くのではなく、むしろ広域行政組合のほうから説明会をさせてくれというような取組も必要だと思いますので、ぜひ今後検討していただければと思います。

リサイクルにおいては品目が増えてくるところで、その説明するタイミングも難しいと思うのです。早とちりしてまだ対象になっていないのに回収に出してしまうということもあると思いますけれども、そのタイミングを見計らいながら、ぜひできてしまってから対応するのではなく、それを見越したような対応が取れるように今後進めていただきたいと思います。

このリサイクル施設に関してはこれまでとさせていただきます。

次に、新処理施設と最終処分場のところでですけども、まず1点目のごみの減量化対策というところで私はこれを毎回取り上げているわけですけども、これは広域行政組合の分ではない、市町村の分だという話もございますけれども、私はそう思っておりません。やはりこれは連携して取り組まなければ解決することではないと。ましてや、新最終処分場の件もそのとおりです。このプラスチック等を燃やすことによって有害な物質が出るとみんな認識しているところがあると私は理解しております。やはりこの有害物を最初からない残渣にしていく取組も必要なことだと私は考えます。その中で、やはりリサイクルを、分別を進める上で住民理解を深めるために管内各地に出向いて、実際のデータ、測定しているデータと、例えばプラスチックならこれぐらいなら汚れていても汚れと見なすか見なさないかとか、そういうサンプルも用いながら住民への勉強会等を開催する必要があるのではないかと私は考えますけれども、それに関して取り組む考えはあるのかどうかお聞かせください。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） ごみ分別などについての住民向けの勉強会なりというようなものの実施についてということでございますが、ごみの減量化の取組については基本的には構成市町が取り組んでいるところでありますが、構成市町においては自治会などからの要望を受けて勉強会を実施するなど減量化に対する意識の醸成を図っているところでございます。

当組合主催の勉強会というのはこれまでは実施はしてございませんでしたが、実際のごみ処理の状況のデータや分別の判断基準が分かるようなサンプルを用いての勉強会は、可燃ごみの減量化や適切な排出への有効な啓発手段として考えられることから、構成市町と連携した取組について検討してまいりたいというように考えております。

議長（千田恭平君） 2番、千葉栄生君。

2番（千葉栄生君） ぜひ前向きに検討していただきたいと思います。これは先ほど質問したリサイクル施設にも関わってくることだと思いますので、ぜひ取り組んでいただいて、この残渣が畑に使える、農家でも欲しいと思われるような残渣にしていくことが私は大事だと思っておりますので、ぜひそういう取組をよろしく願いいたします。

そして、この残渣を減らすこと、可燃ごみを減らすことは、やはり施設も縮小でき、地域への負担と財政的負担も少なくなると私は考えます。当組合としてさらなる取組を検討されているのかどうか、分別の取組に対してですけども、減量化に対して何か取組があるのであればお聞かせください。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） ごみの分別については、やはり住民の皆様の御協力がなければ進まないというのが第一の条件となってくるかというように思っております。それに向けて組合なり構成市町がどのような取組ができていくかということが基本的な考えになるのかというように思っ

おりますが、減量化、分別をマテリアルリサイクル推進施設整備基本計画の住民説明会の際ももっと分別をすべきだ、そうすることによって減量化ができるのではないかなという御意見もいただいたところでございます。ただ、そうした場合に、どうしても住民の皆様方の負担も増えてくるという二面性があるものというように捉えてございますし、説明会の中でもお話をさせていただいておりますが、やはり高齢化に伴いまして、適切な分別がなかなか難しい世帯というのも出てきているというのも実態でございます。そのようなところも加味しながら進めていく必要があるというように考えておりまして、そのようなところを踏まえた中で、今回、マテリアルリサイクル推進施設の整備基本計画というものを策定をさせていただいたという状況でございます。

議長（千田恭平君） 2番、千葉栄生君。

2番（千葉栄生君） いつもそういう答弁が返ってくるわけですがけれども、やはりこの目標を達成するために、広域行政組合でもそうですけれども、関係市町もそうですけれども、やはり高齢者だから難しいのではないかな、分別がなかなか住民の負担になるのではないかと懸念されているというお答えがありましたけれども、そういう考えでずっといるのであればいつまでたってもリサイクル、そして可燃ごみの減量は進まないとは私は考えております。やはり住民意識を向上させながら醸成していく、そういう取組を広域行政組合が先頭に立って取り組んでいくべきだと私は考えておりますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

それで、これも毎回私が質問しているわけですがけれども、現在新たな回収方法というか、前と言えばコンテナ回収等も私たちは提案しているわけですがけれども、新たな回収方法等を検討されているのかどうかお聞かせください。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） コンテナ回収などの取組ということについては、新しい施設の整備に合わせて検討しているところでございますし、施設整備の完成を待たずに可能であれば前倒し実施ということも含めて対応ができるかどうかというところで検討しているという状況でございます。

議長（千田恭平君） 2番、千葉栄生君。

2番（千葉栄生君） もしよければ、何か一つ検討しているものがあるのであればお聞かせ願えますか。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 検討している内容については、お話しいただいたコンテナ回収とか、あとは全国的に取り組んでおりますが、ごみ袋の有料化、これについては現在販売しているのですが、ごみ処理費用を上乗せして販売するというような取組をやっているところもございますので、それらについても検討は行っていくということで考えてございます。

議長（千田恭平君） 2番、千葉栄生君。

2番（千葉栄生君） コンテナ回収のほうは理解いたしましたけれども、ごみ袋の有料化というか、そこはどうかと、ぜひもっと先進的な取組を行っているところを参考にしながら回収方法も検討していただければと思います。

それでは、説明会、最終処分場の整備について再質問させていただきます。

これまでも同僚議員のほうからかなり重複する質問があったわけですがけれども、私なりの観点から再質問させていただきます。

やはり生活環境影響調査のときでもそうでしたけれども、やはり千厩では駄目なのだ、なぜ千厩なのだという声はかなり私もずっと聞いているわけですがけれども、そのなぜそこにあるのかと

いう根底だと私は思っております。

管理者のほうからは、施設を理解してもらいたいために説明会を行っているのだという答弁がございすけれども、このことがまさに住民との温度差が生まれていることではないかと私は感じております。

私も一般質問でも取り上げておりましたけれども、請願に対する賛成討論でも言いましたけれども、距離、市街地に近い、要は300メートルを線引きしたというところの住民理解が得られていないということが私は大きな乖離だと理解しておりますけれども、その距離に関してもう少し分かりやすく、住民が分かりやすいような考えというか、理由というかをお聞かせください。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 距離の話につきましてはこれまでお話ししてきたことに尽きるということにしかないのでございすけれども、いずれ、最終処分場については繰り返しになりますが、距離という制限は何もないというところが前提でございす。ただ、そうした際にいろいろ周辺環境に配慮すべき施設があった場合はそれを考慮するというところで、今回は高等学校が近くにあるということで、ではどのくらいの距離を見込んだらいいかというような中でも特に距離に関する基準はございせんので、こちらで独自に考慮しなければならない部分だということで旧建設省時代の基準というものを当てはめて、そういう基準を設けさせていただいたというような経過でございす。

議長（千田恭平君） 2番、千葉栄生君。

2番（千葉栄生君） やはり施設と市街地との距離と、対象物との距離ということも私は毎回申し上げておりますけれども、あくまでも配慮したというのは広域行政組合のほうで配慮したことであって、住民の許容範囲というか理解というか、そこは反映されていないと私は認識しております。200メートルがいいのか、300メートルがいいのか、500メートルがいいのか、1キロメートルがいいのか、それは広域行政組合の感覚と住民感覚、これをやはりリンクさせる必要が私はあると思っております。そのための住民との説明会をこれまで行ってきた、理解をしていただきたいと住民説明会を行ってきたという答弁でありました。

さらには、管理者のほうからも市街地に近いメリットというか、やはり今までは山の中にあつたものが市街地に近いところで見える施設にして、それに触れてもらい、それが一助になっていくというようなお話がございました。ですが、これは地域住民にしてみれば、全然聞いていない話であつて望んでいないという意見もあると、私はそのように捉えております。ぜひこの温度差を埋めるための住民との説明会を今後どのように進めていくのかお聞かせください。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） まず、300メートルを組合で決めたということですが、最終的には組合で決めた形にはなりますが、候補地の選定委員会の中で第三者が客観的な判断の基、定めた数字というように捉えておりますので、組合のほうから300メートルといった経過ではないということ御承知いただければというように思います。

これにつきましては、これまでも説明会の中で繰り返し説明をさせていただいてきておりますが、なかなかその部分については参加された方とかみ合わないという状況が続いているという状況ではございす。我々といしましては、こちらで考えていること、伝えたいこと、そういうことはこれまでどおりお伝えをして理解をいただけるように努めていくというような手段しかないのかというようには考えてございす。

議長（千田恭平君） 2番、千葉栄生君。

2番（千葉栄生君） ここでちょっとあれですけども、やはり住民理解を得てこの施設整備を進めていくという考えでよろしいのかお聞かせください。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 住民理解を得てということで、これまでも説明会の中でもお話をいただいてきて、住民とは、理解とは、そういう定義が非常に難しい、こういう状況になったらいいのだと、そういうような形に説明できるというものはなかなか難しいのだろうというように考えてございます。

議長（千田恭平君） 2番、千葉栄生君。

2番（千葉栄生君） その住民の範囲というか、そこが難しいというなお話がありました。それを私はどう捉えればいいのか、この一関地区広域行政組合としてその地域という範囲をどのように捉えているのか、ではお聞かせください。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 広域行政組合として住民とは、管内の住民全ての方という捉え方でありま

す。

議長（千田恭平君） 2番、千葉栄生君。

2番（千葉栄生君） すみません、私の質問の仕方が悪かったと思います。例えば、千厩地域とすればどこがその地域の対象、千厩全体なのか、それと今回の施設でいけば北ノ沢周辺なのかどうかというところをお聞かせください。

議長（千田恭平君） 千葉栄生君に申し上げます。通告されている質問、関連はしていますが、あまり通告外の、住民のこととかは通告していないですよ、これは。不安に対する対応はいいですよ。

佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 今、千厩のエリアがどこまでかという質問であります、最初にお答えしたとおり、我々として住民という範囲を限定して、このエリアが住民理解の範囲だというように限定することはできないということでお答えしたという内容であります。

議長（千田恭平君） 2番、千葉栄生君。

2番（千葉栄生君） ちょっと変えて質問します。

これまで住民説明会を行ってきた中で、私はこの説明会が限界に来ていると感じております。やはりこのまま説明会を続けても住民合意には向かないのではないかと私は考えております。そこで、やはり千厩の未来を考える会とそういう受皿があると私は認識しておりますけれども、そういう方々との懇談を開催する考えはないのかお聞かせください。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 先ほど那須議員からの御質問でも、千厩地域の団体との意見交換をする考えはないかという中でお答えはさせていただいておりますが、そのような御意見も踏まえながら検討したいということでお答えをさせていただいたとおりでございます。

議長（千田恭平君） 2番、千葉栄生君。

2番（千葉栄生君） ぜひ前向きに検討していただきたいと思います。

そこで、やはり9月25日に行った住民説明会の中でも、同僚議員も申し上げておりましたけれども、管理者が何で来ないのだという意見もございました。それに対して管理者は、要望があれ

ば、時間の都合が合えば対応するという答弁がございましたけれども、やはりそういう要望があれば行くという対応ではなく、むしろ私が行くから時間をつくってくれという対応を取るのが本来、責任者としての責任だと私は感じております。この住民説明会への対応も踏まえて今後、ぜひ住民と膝をつき合わせるような取組をしていくことがこの住民不安の解消につながると私は考えておりますので、ぜひこれからも新しい住民説明会というか、住民との懇談、対話を進めていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それで、千厩では本当に分断が進んでしまっている、住民分断がです、反対している、賛成だという方もおります。ですが、これも毎回私が申し上げておりますけれども、住民運動が起きているところは適地ではないのだと私は理解しております。やはり皆さんがここでいいのだというところまで説明をし、丁寧に説明をし、住民理解を進めていくべきと私は考えますけれども、これから時間をかけてでも説明会を行っていくという考えでよろしいですか。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 理解をいただく取組を進めていくというのはそのとおりでございますが、やはり議員からお話があったとおり、説明会という形ではなかなか進まない状況というお話もいただいている中で、やはりどのような形がいいかということも含めて検討する必要があるのかというようには捉えております。

議長（千田恭平君） 2番、千葉栄生君。

2番（千葉栄生君） ぜひ住民の立場、気持ちに立ってこれからも取り組んでいただきたいと申し上げ、私からの一般質問を終わります。

議長（千田恭平君） 千葉栄生君の質問を終わります。

次に、佐藤敬一郎君の質問を許します。

佐藤敬一郎君の通告時間は40分で、一問一答方式です。

14番、佐藤敬一郎君。

14番（佐藤敬一郎君） 14番、佐藤敬一郎でございます。

一関地区広域行政組合議会定例会において議長のお許しを得ましたので質問いたします。どうか明快な御答弁をよろしくお願いいたします。

質問の1番目といたしまして火葬場について、2番目はごみの分別収集とリサイクルについて、3番目はし尿処理汚泥の利活用についての3問について質問いたします。前回と同様な質問となりますが、市民の強い思いをお酌み取りいただきたいということで質問いたします。

1番目の火葬場についての質問です。

宮城県境にお住まいの一関市民の中には宮城県栗原市、登米市の火葬場を利用することが多くあります。さらに、宮城県栗原市有壁の皆さんは一関市の火葬場を利用することがあります。

まず初めに、栗原市民、登米市民、気仙沼市民の釣山火葬場や千厩火葬場の利用状況について伺います。

次に、一関市民のほかの自治体火葬場の利用状況について伺います。県をまたいで栗原市、登米市の火葬場を利用した場合、使用料に2倍の差があるので、組管内の火葬場利用料金と栗原市、登米市の料金を統一できないか伺います。

次に、栗原市、登米市の火葬場利用料金が統一できないのであれば、当組合の火葬場利用料金を上回った分の差額を補助することはできないか伺います。

組合火葬場における火葬後に生じるお骨以外の残骨灰の中に含まれる有価金属の回収について

伺います。

前回の定例会で岩渕優議員が残骨灰からの収益について質問しております。そのときの答弁では、残骨灰の中に微量の金属類が含まれており、それを火葬場の指定管理者が残骨灰の処理業者に有価物として時価で売ることになっているとのこと。その売価は令和2年度で119万9,000円、令和3年度は121万円であり、この価格を指定管理料から引き去っているとの答弁がありました。

そこで、令和4年度は幾らだったのか伺います。

2番目は、ごみの分別収集とリサイクルについてであります。

ごみの分別の仕方がよく分からない、納得し難い部分があるという市民の多くの声があります。そして、今回も取り上げました。

1つ目は、ごみの分別収集とリサイクルの現状と課題について伺います。

次に、現在、花泉地域と大東地域に一般家庭から排出されたプラスチック製品を試験的に収集することとしたチラシが配布され、現在プラスチック製品を回収しております。この事業は3か月でやめるというようになっておりますが、なぜもっと続けないのか、その辺について伺います。

次に、具体的にごみの出し方についての疑問についてお答えいただきたいと思います。

その1つとして、空き缶やペットボトルについてであります。

空き缶やペットボトルはかさばることから、つぶして指定のごみ袋に入れてごみ収集所に出せないか伺います。

次に、生ごみについてですが、現在、生ごみと可燃ごみは一緒の袋に入れて集積所に出しておりますが、これを生ごみだけを収集し、コンポスト肥料として農地に還元するとか、発酵させてメタンガスを取り出して発電するなど、ただ燃やすだけでなくリサイクルすべきではないかと思いますが、組合はどのように考えておりますか。

次に、粗大ごみのリサイクルについてであります。

粗大ごみは資源としてどのようにリサイクルされているか伺います。

3番目は、し尿処理汚泥の活用についてでございます。

し尿処理汚泥を肥料として全量農地還元できないか伺います。

し尿汚泥と生ごみを発酵させてバイオガス、いわゆるメタンガスを製造して発電を行うなど、バイオマス発電所を併設できないか伺います。

以上、壇上からの質問といたします。

御清聴ありがとうございました。

議長（千田恭平君） 佐藤敬一郎君の質問に対する答弁を求めます。

佐藤管理者。

管理者（佐藤善仁君） 佐藤敬一郎議員の質問にお答えいたします。

まず、火葬場の利用料金についてであります。公営の火葬場は基本的にその自治体の住民のための施設として設置をしているものであり、利用料金は施設の整備費と管理運営費を合算した原価の一部を公費で賄い、住民の負担を小さくし、住民以外の負担とは異なる設定としている自治体が多いというのが実態となっております。

当組合と近隣自治体の利用料金を比較いたしますと、対象とする年齢の区別の違いはございますが、当組合の利用料金は住民が全て1体でありますけれども、1万5,000円、住民以外は3万円、栗原市は住民が1万7,000円、住民以外は3万1,000円、登米市は住民が1万円、住民以外が

2万円、奥州金ヶ崎行政事務組合は住民が1万円、住民以外が4万円、気仙沼市は住民が6,000円、住民以外が2万4,000円、このようにそれぞれ異なっております。

火葬場に限らず、近隣の自治体間で施設の利用料金が異なる事例は多数ございます。火葬場の利用料金についても、栗原市、登米市、一関市、平泉町における意見交換の際の懇談事項に加えてもらえるように一関市に対して伝えたいと思います。

また、施設の利用料金の差額に対する補助のお尋ねがございましたが、これは火葬場に限らず他の施設にも、先ほど申しましたように利用料金が異なるという例は数多くございますので、他の施設にも関連することではありますが、一関市及び平泉町に対してそのような御意見があったということをお伝えをしたいと思います。

次に、生ごみの資源としての活用のお尋ねについて申し上げます。

全国で生ごみの堆肥化や、これをメタン発酵させて取り出したメタンガスを燃料として利用するバイオガス化に取り組んでいる事例がございます。このうち、堆肥化につきましては、焼却処理に比べて資源化率が高いといった利点がございますが、一方で生ごみ専用の処理施設が必要となること、また、精度の高い分別収集が必要であり、各家庭での負担が大きくなること、さらに堆肥の長期的かつ安定した取引先の確保が必要となることなどといった課題があると、このように捉えてございます。

また、バイオガス化につきましては、生ごみを発酵する際に発生するメタンガスを回収して、これをエネルギーとして利用できると、そうした点が利点と言えませんが、これも専用の処理施設が必要となること、大量の有機排水が発生する場合があること、また、焼却施設と組み合わせたそうした建設実績が少ないことなどといった課題があると、このように捉えてございます。

現在、整備計画を進めておりますエネルギー回収型一般廃棄物処理施設では、焼却方式に加えて付加的に導入する処理施設として、生ごみの堆肥化設備を設置することを検討してございます。この具体的な規模や堆肥化する生ごみの収集方法について、これは今後検討していくこととしております。

なお、こうしたただいま申し上げました取組は啓発が主な目的でございますため、事業者などから排出された生ごみの一部を利用することを想定しているため、設備については小規模なものとなる見込みでございます。

次に、し尿処理の3つ目の質問のうち、バイオガス発電についてのお尋ねについて申し上げます。

バイオガス発電施設は、し尿だけではなく生ごみなどの有機性廃棄物も合わせて処理するとともに、メタンガスを回収して発電し、肥料となる消化液等を回収するなど、資源を有効に活用する施設であると認識をしておりますが、しかし、当組合が有している既存のし尿処理施設はし尿処理の専用施設であり、生ごみを処理できる、そういった機能は備えていないところであります。

バイオガス発電施設を併設する場合には、発酵槽やガスの貯蔵施設、発電機などの整備が必要となります。

また、既存のし尿処理施設の稼働開始につきましては、一関清掃センターの第1し尿処理施設は昭和52年から、同じく一関清掃センターの第2し尿処理施設は平成元年、また、川崎清掃センターのし尿処理施設は平成7年から稼働を開始してございまして、施設の老朽化が進んでおります。そのため、大規模な改修を行い老朽化した施設に新たにバイオガス発電の機能を整備するよ

りも、まずは既存施設を適切に維持管理しながら、し尿処理を確実に行うことが優先事項であると、このように考えております。

また、生ごみなどの有機性廃棄物を合わせて処理する場合には、ごみの分別区分を新たに設ける必要があり、それに伴う収集方法や収集ルートを検討も必要となると、そのような課題もございます。

なお、そのほかのお尋ねにつきましては事務局長が答弁いたします。

議 長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 火葬場の利用状況でございますけれども、栗原市民、登米市民及び気仙沼市民の釣山斎苑及び千厩斎苑の利用状況でございますが、令和４年度は、釣山斎苑では栗原市の方が火葬炉16件、動物炉32件の利用がございました。登米市の方は火葬炉１件、動物炉６件の利用、気仙沼市の方は火葬炉が１件、動物炉が１件の利用がありました。千厩斎苑では、栗原市の方の利用実績はなく、登米市の方は動物炉１件の利用、気仙沼市の方は火葬炉が５件、動物炉が13件となっております。

管内住民の方が市外の火葬場を利用している状況につきましては、栗原市、登米市の状況のみ確認をしているところでございますが、栗原市の栗原斎苑では火葬炉の利用が２件、登米市の登米市斎場では火葬炉の利用が10件あったとのことでございます。

次に、火葬後の有価金属の回収についてであります。その内容について改めて説明をさせていただきます。

斎苑における火葬後に生じる骨つばに納めずに残った分の遺骨など、いわゆる残骨灰の取扱いにつきましては、火葬時、御遺体については火葬炉で平均約1,000度、最高で約1,200度の高温で火葬されるため、生前装着していた金属製の歯などの金属類は融解して形状が分からなくなり、小さな塊、または粒状の破片となってしまいますが、金属類などがその形状を残していた場合はその取扱いを御遺族に確認した後、収骨をしている状況でございます。その後、骨つばに納めずに残った細かな遺骨や金属類は残骨灰として一まとめにし、斎苑内の保管場所で一定期間保管しております。

その後の残骨灰の処理につきましては、御遺族の宗教的感情や心情を十分に尊重し、残骨灰の分別及び処理を適正に行うことができる事業者処理に委託し、定期的に斎苑からの残骨灰の引渡しを行っているところでございます。

残骨灰の処理業務委託の内容は、火葬場から発生する残骨灰の搬出運搬、残骨灰を灰状になった遺骨と有価物などへの分別、灰状になった遺骨の納骨堂などへの合祀及び供養、有価物の買取りとしているところでございまして、令和４年度の有価物の買取りの実績は119万9,000円となっております。

続きまして、ごみの分別収集及びリサイクルの現状と課題についてであります。ごみを燃やすごみ、燃やせないごみ、資源リサイクルをする瓶、缶、紙類、プラスチック製容器包装などに現在は分別をいただいているところでございます。

資源リサイクルされたごみのうち、資源物として売払いしているものは圧縮成型をされたアルミ缶やスチール缶、圧縮成型ができない金属くず、新聞、雑誌、段ボールなどの紙類などがあり、組合管内のリサイクル業者へ売渡しをしているところであります。

また、平成７年に容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律、いわゆる容器包装リサイクル法が制定され、ガラス瓶、ペットボトル、プラスチック製容器包装、白色トレイ

については公益財団法人日本容器包装リサイクル協会に引き渡す形で再商品化を委託してございます。

このように、当組合では家庭などから排出された資源ごみのリサイクルに取り組んでおり、住民のごみ分別に対する意識も徐々に浸透してきているところではありますが、各家庭から排出された可燃ごみにはいまだ資源ごみが混入しているものも見受けられるなど、さらなる分別やリサイクルの意識啓発が課題であるというように捉えてございます。

資源ごみの分別を進めるためには、家庭での分別がどのくらいできるかが重要であり、家庭から排出される前の段階において、リデュース、リユース、リサイクル、いわゆる3Rを徹底することをホームページや組合広報紙、ごみ分別アプリなどで繰り返し周知をしていくことが必要であると考えております。

次に、試験的なプラスチック製品の収集についてであります、この事業については一関市、または当組合が事業主体として取り組む事業ではなく、組合管内の民間事業者が岩手県の補助事業でありますプラスチック再商品化事業者開拓支援事業というものを使って実証するというものでございます。

この事業は令和5年度から令和7年度まで試験的に実施するものであります。

この事業の実施に当たり一関市では回収専用コンテナボックスの設置場所の提供を、当組合では清掃センターに搬入されたプラスチック製品を提供するなどの協力を行うこととしたものでございます。

事業の具体的な内容は、家庭から排出されたプラスチック製品を花泉支所及び大東支所に設置した回収専用コンテナから回収し、プラスチック製品の品目や回収量、リサイクルができない混入物の量などについて把握するものであります。

回収期間につきましては、令和5年度は10月から12月までの3か月間とされておりますが、取組はその後も継続し、1月から3月にかけて回収結果を検証した上で、令和6年度及び令和7年度にもそれぞれ6か月間、試験的な回収を予定していると伺っているところでございます。

次に、空き缶やペットボトルの排出方法でございますが、一関清掃センター及び大東清掃センターのリサイクル施設では、収集した缶やペットボトルを手作業により選別した後、圧縮成形をしております。

引取業者に引き渡すためには一定量が必要なことから、引渡しが可能になるまで清掃センターの敷地内に保管し、引取業者に引渡しをしているという状況でございます。

現在、稼働している圧縮成形機は、つぶれた缶やペットボトルが少量であれば、つぶれていないものと合わせて圧縮成形できるものでありますが、つぶれた缶やペットボトルのみの場合、機械圧縮板で圧縮する際に缶やペットボトルがうまくかみ合わないため圧縮成形することができないものであります。この圧縮成形ができませんと、引取業者が指定する基準までに減容成形ができないこと、つぶれた状態のものをそのまま保管することはスペースを大きく使用することとなり、引渡しが可能になる量までの保管ができなくなることから、つぶさないで出していただくようお願いをしているところでございます。

次に、粗大ごみのリサイクルについてであります、粗大ごみは家具類や寝具類、自転車といった指定ごみ袋に入らないものであります。

一関清掃センターでは年に5回、一関清掃センターまたは大東清掃センターに持ち込まれた粗大ごみのうち、未使用のものや清掃や軽い修理を行うことで使用できるようなものを再生品とし

て抽せんでの販売を行っております。

また、再生できない粗大ごみについては、自転車などはゴム類やプラスチック類を取り除いて未破碎の鉄くずとして、それ以外の金属類は機械で破碎処理を行い、アルミ破碎くずとスチール破碎くずに分けてリサイクル資源として売り払っているところでございます。

次に、し尿処理汚泥の農地還元についてであります。一関清掃センター及び川崎清掃センターから搬出される脱水汚泥は全て有償で資源化をしております。

一関清掃センターから搬出される脱水汚泥については、県内の肥料製造会社に処理を委託し、全量を肥料の原料として資源化をしております。

川崎清掃センターから搬出される脱水汚泥は、一関清掃センターと同様に県内の肥料製造会社に処理を委託し、肥料の原料として資源化をしているほか、管内のセメント製造会社に処理を委託し、セメントの原料として資源化をしております。

過去に一関清掃センターから排出される脱水汚泥を管内の希望する農家などに無償で提供し、肥料として農地還元をしていた経過がございますが、農業者の高齢化や肥料としての脱水汚泥の取扱いが難しいことから、農地への還元数量が激減し、今後の需要が見込めなくなったため、平成27年度には全量を肥料の原料として処理を委託することとなったものでございます。

このような経緯や脱水汚泥のままでは肥料として扱いにくく、また、現状において脱水汚泥を利用したいなどとの要望はいただいていないことから、脱水汚泥をそのまま肥料として全量農地還元をする予定はないところでございます。

議長（千田恭平君） 14番、佐藤敬一郎君。

14 番（佐藤敬一郎君） それでは、順次再質問をいたします。

まず、火葬場の利用料金について質問いたしますが、まず、県境にお住まいの一関の市民、さらには栗原市の有壁の皆さんから再度強い要望がありました。このために質問をさせていただくものでありますが、また、登米市で行われました一関市、登米市、栗原市の3市の議員の交流会の場において火葬場料金の問題提起を行いました。ところが、栗原市、登米市でも一般質問の中でこれらが出されているという話をお聞きしまして、共通の課題がほかの市でも議論されております。

それから、前回の広域行政組合の議会の中で私がこの一般質問をした際に管理者である市長は、この問題について栗登一平の協議の中で話合いを行うというように明言しておりますが、その話合いがなされたのかどうか、その辺を伺います。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 県境での火葬場の利用ということでもありますけれども、前回の議会の開催後であります。組合といたしましても状況の整理などをさせていただいてございます。例えば、市内各地域から火葬場までの移動距離や移動時間というもの考えた場合に、花泉地域の方が栗原市、登米市に行くと同様に、市内でも他の自治体の火葬場のほうが近いという事例がございます。

室根地域におきましては気仙沼市の火葬場なり、大東地域、東山地域においては奥州市の火葬場のほうが近いというエリアもございます。そういう中で、その圏域の住民の皆様の対応ということ考えた場合に、やはり宮城県の対応だけではなく、ほかの部分についても併せて検討する必要があるのかというような課題が出てきたところであり、それらの整理がなかなか難しいというようなところで話合いということまではいっていないという状況であります。

議長（千田恭平君） 14番、佐藤敬一郎君。

14 番（佐藤敬一郎君） いずれ、県境にお住まいの一関市民の皆さんから、何で我々が県境にいただけでそういう差をつけられなければならないのかと、非常に不快であると、同じ一関市民であれば同額で火葬ができるようにしていただけないかということなので、何とかその差額分を市から補助できないかどうか、その辺をお願いしたいと思います。

時間がなくなってきましたので、次に、火葬場の金歯の金属回収についてお伺いをいたします。

壇上からも申し上げましたが、岩淵優議員が質問しておりますが、再度、私のほうからも質問をしたいと思います。

まず、火葬場で火葬された御遺体には、かなり高額な金歯をしている方もおります。それで、これはある御遺族からの疑問でありましたが、100万円近く金歯をしていたと、ところが、火葬されて出てきたお骨が乗った台の上には金歯の一欠片もなかったと。それで、お骨は整然と整理されて歯のあった位置に金の溶けて固まった状態もなかったと。

昔はお金を入れて、それを火葬に付して、その焼けた、ほとんど原形をとどめていますが、そういう硬貨を財布に入れたりした経験があると思いますが、いずれ、それなのに、金歯の融解点というのは千六十何度なのです。先ほど1,200度で焼くと言いましたね、火葬すると。もっと低いのではないですか。1,200度であれば硬貨はもっと溶けるはずですね。金は千六十何度ですから、溶けたとしても丸くそこに固まるはずだというように私は歯科医から説明を受けました。

そこで、金の相場は、今、金はどんどん上がっています。24金で1万1,000円ぐらいになっていると思いますが、金歯に使うのは20金、K20、いわゆる24と18の間ぐらいのものをを使うと、それとバナジウムとか何かを混ぜ合わせて硬くして使っているのだということです。

それで、一般的に1本の歯には3グラムから4グラムの金を使うそうです。そうすると、大体1本当たり3万3,800円ぐらいになります。では普通の人は何本くらい金歯にするかということですが、大体2本から4本なそうであります。多い人だと10本くらい金歯にする方もいるということなのです。そうすると4本で13万5,000円、10本で33万8,000円、この金がどこにいったのだろうかと言族は非常に疑問に思っている。

それで、これは最高裁の判決ですが、その火葬場から出てくる有価金属の収集でどこにその所有権があるかということですが、まず火葬が終わって出てきた、収骨をする、そこまでは遺族なそうです。収骨が終わった後は広域行政組合なり管理者なり、そういったところに所有権が移るという判決が出ています。ですから、まず、焼き上がった段階ではその遺族のものなのです。ただ、亡くなったときですから、遺族のほうも強く言えないとか、そのような気持ちもあるのでしょうが、ただ、後で考えるとあそこに金があったはずだと、どこにいったのだろうという疑問が湧くと、強く湧いたというのがありますので、その火葬場に届出を持っていきますね、申請書を持っていきますね。その際に、この御遺体は金歯をしているかしていないか、それで、金歯を指定管理者が火葬が終わった後に残骨灰として収集していいか、回収していいかどうかのチェック欄もあるべきではないかと思うのです。それで、遺族がいいですよと、多少ですからいいですよという人もいるだろうし、たくさんやっているから返してほしいという人がいるかもしれない。そういうチェックシートみたいなもの、それから申請書をつくるべきではないかと私は思うのです。その辺についていかがでしょうか。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 残骨灰の取扱いについては先ほど説明をした流れというように認識をしてございますし、今議員からいただいたお話というのも初めて伺ったところでございます。そのようなお話もあるということであれば、実際に運営をしております指定管理者と組合としても、どのような取扱いをしているかというあたりを再度確認させていただきたいというように考えてございます。そして、指定管理者と協議の上ということになるかと思いますが、御意見を踏まえた中での検討をさせていただきたいと思います。

議長（千田恭平君） 14番、佐藤敬一郎君。

14 番（佐藤敬一郎君） それでは、最後にし尿処理汚泥の農地還元について、今日は猪股議員からも質問がありました。

そこで、今、肥料が足りない、肥料不足、日本にはリンがなくて海外から輸入をしていると。し尿の中にはリンが結構入っているのです。身体の中から出ているリンがし尿の中に入っていると。そこで、そのし尿汚泥の中からリン回収をして肥料に向けるというようにすべきだと私は思いますが、いかが考えますか。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） し尿汚泥の利活用についてということで、過去においてはその汚泥をそのまま活用していただいたということもございますが、その中の一部の水分を取り出して活用することになれば、それなりの設備投資なりを行わなければ難しいのかというように考えてございます。先ほど申し上げましたように、し尿処理施設は3つございますけれども、いずれも老朽化しているという状況の中で、スペースも現在は脱水汚泥にして搬出するというような形しかございませんので、新たにそういう機能を持たせるスペースというのなかなか確保できないという状況もありますので、現時点では難しいかというように考えております。

議長（千田恭平君） 14番、佐藤敬一郎君。

14 番（佐藤敬一郎君） 広域行政組合の皆さんの中には技術屋もいると思いますが、リンの回収です。リンの回収は汚泥槽の中に鉄の棒を突っ込めば、その鉄にリンが吸着されて取り出せると、それは分かっていたか。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 専門家ではないので把握しておりませんでしたが、いずれ、そのような施設が不要としても人手が必要になってくるというものなのかという形でお話を伺ったところであります。

議長（千田恭平君） 14番、佐藤敬一郎君。

14 番（佐藤敬一郎君） いずれ、そういう簡単な方法もあります。鉄脱リンという、ですから、その辺も少し勉強していただいて、リンを取り出すということも今後考えていただきたいということで私の質問を以上で終わります。

議長（千田恭平君） 佐藤敬一郎君の質問を終わります。

午後3時40分まで休憩します。

休憩 午後3時26分

再開 午後3時40分

議長（千田恭平君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

なお、議事の運営上あらかじめ会議時間を延長します。

次に、岩渕典仁君の質問を許します。

岩渕典仁君の通告時間は60分で、一問一答方式です。

3 番、岩渕典仁君。

3 番（岩渕典仁君） 3 番、岩渕典仁です。

第53回組合議会定例会に当たり、通告に基づき新最終処分場について一般質問を行います。

先に午前中の同僚議員からの一般質問で、(5)施設整備を進める上での課題については理解をしましたので答弁を求めません。そのほかについても重複している質問がありますが、別な視点からただしていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

初めに、新最終処分場に係る今後の対応についてです。

管理者は令和5年1月30日の一関地区広域行政組合議会議員全員協議会において、新最終処分場整備に係る今後の対応について、新最終処分場の建設候補地の見直しを求める署名簿の提出に対して、新最終処分場の建設候補地は千厩字北ノ沢ほかとすることを前提に事業を進めるとの説明がありました。また、施設整備を進めるに当たって、住民の方への不安の軽減に努めると説明がありました。そして、基本的な考え方については、新最終処分場を新しい時代にふさわしいものとなるように進めていくとの説明がありました。

そこで、新最終処分場に係る今後の対応についての説明後、管内の住民や反対の意見を有する団体に対してどのように説明、対応してきたのか、また、住民の方の不安の解消にどのように努めてきたのか、そして新しい時代にふさわしいものとは具体的にどのようなものを考えているのかお尋ねいたします。

次に、施設整備に関し説明会で出た意見の概要と今後の対応についてです。

広域行政組合は令和5年9月に土地所有者説明会、建設候補地周辺自治会説明会、住民説明会を開催しました。そこで、説明会においてそれぞれの施設整備に関してどのような意見や要望があったのか、また、説明会での意見、要望に対し今後どのように対応していくのかお尋ねいたします。

次に、洪水浸水想定区域と土砂災害警戒区域の影響についてです。

県では平成27年5月の水防法改正により、想定し得る最大規模の豪雨と河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定しています。それによると、新最終処分場候補地の下流となる千厩町内は、洪水浸水想定区域に含まれています。

また、県では土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域等を指定しています。その中、現在、新最終処分場候補地周辺では土砂災害警戒区域の見直し作業を行っています。

そこで、洪水浸水想定区域と土砂災害警戒区域がそれぞれ指定されていますが、新最終処分場の候補地に影響はないのか、また、土砂災害警戒区域の見直し結果をどのように反映するのかお尋ねいたします。

次に、敷地外の道路整備についてです。

令和5年9月の説明会では、今後一般廃棄物処理施設から新最終処分場までのアクセス道路について検討、調整がされるとの説明がありました。そこで、敷地外の道路整備は誰が実施するのか、構成自治体との連携をどのように図っていくのかお尋ねをいたします。

最後に、住民合意についてです。

管理者は、住民合意なるものの理念は、進め方、つまり一つずつ、少しずつを重ねていく努力が大切であり、この点に意を配して進めていく取組の総体を示すものであると捉えていると説明

がありました。

そこで、今後、今回の説明会を終えて地域住民との合意形成をどのような方法で実施していくのかお尋ねいたします。

以上、登壇での質問を終えます。ありがとうございました。

議長（千田恭平君） 岩渕典仁君の質問に対する答弁を求めます。

佐藤管理者。

管理者（佐藤善仁君） 岩渕典仁議員の質問にお答えいたします。

新最終処分場の整備に係る対応についてであります。令和5年1月以降の地域住民への説明及び対応については、2月に建設候補地周辺自治会を対象とした説明会及び住民説明会を開催し、令和4年度に進めてきた事業の検討状況を説明し、また、令和5年度の事業として新最終処分場に係る生活環境影響調査などを行う予定であることを説明しております。

6月には千厩地区を会場にして、マテリアルリサイクル推進施設整備基本計画の案について住民説明会を開催しております。

また、9月に開催した建設候補地周辺自治会を対象とした説明会及び住民説明会において、新最終処分場に係る生活環境影響調査の調査案の内容を説明してございます。

施設整備に関しましては多くの方に理解を深めていただく必要があることから、これまでと同様に説明会を開催してきたところであります。また、これらの説明会でいただいた質問や意見については、その都度お答えをしてきたところでございます。さらに説明会に参加いただけなかった方に対しましては、これもこれまでどおり説明会の概要や組合広報紙を全戸配布いたしまして、施設整備について多くの方の理解が得られるよう努めてきたところであります。

また、説明会の都度であります。各種団体への説明をする用意があることをお伝えをしておりますが、そのような御要望はなかったところであります。

なお、住民説明会は一関市や平泉町の住民はどなたでも参加できるものとしているところであります。候補地の見直しを求めている方々を対象とした説明はしていないところでございます。

次に、住民の方の不安の解消についてのお尋ねでございます。

これまで新最終処分場の整備を進めるに当たっては、新処理施設と同様に説明会を開催し、事業の進捗に合わせた説明に加え、これまでの説明に対する疑問や不安に対して繰り返し丁寧にお答えをしてきたところであります。

また、説明会の内容や整備計画の進捗状況について、当組合広報紙の全戸配布によりお知らせをし、施設整備に関する資料を当組合のホームページでいつでも閲覧できるようにしているなど、理解を深めていただけるよう努めてまいりました。

次に、新しい時代にふさわしいものとはどのようなものかとお尋ねについてであります。ここで言う新しい時代にふさわしいということの意味は2つございます。一つは、施設そのものの性格や施設そのものの考え方についてであります。

最終処分場を含むごみ処理施設は、これまで迷惑施設というようなことで人家から離れた場所に整備をされている例が多くございました。近年は、私たちが出したごみがどのように処理されていくのかを知っていただき、ごみの減量化や資源循環などを推進するための啓発施設と位置づけて整備をされているものも多く見受けられてございます。処理技術の進歩により、ごみ処理施設がより安全な施設として住民が見学しやすい場所に整備されるなど、施設整備の考え方も近年で大きく変わってきているところであります。

こうしたことから、新最終処分場についても地域との関連性が希薄な施設ということではなくて、これは地域づくりにつながるような施設、これかもしれないと考えているところでもあります。

現在進めております新最終処分場整備においては、周辺地との緩衝地としての緑地帯を整備することを計画してございます。この緑地帯は、本来の景観保護や緩衝地としての緑地帯の機能のみではなく、市街地に近く人が集えるような位置にあること、また、緑地帯の範囲は平たんであり、広がりのある地形であることなどから、地域での活用が可能な場所であると、このように考えてございまして、このたびの新最終処分場の候補地は既存の3か所の最終処分場とは異なる、そうした点がございます。

こうしたことから、例えば緑地帯を親子でバーベキューを楽しむ、あるいは屋外型のイベントを開催するためのスペースなど、人が集まり、地域に貢献できるような活用ができるのではないかと考えているものであり、そのような説明についてはこれまでも申し上げてまいりました。

また、新しい時代にふさわしいもう一つの意味ではありますが、ただいま申しましたような緑地帯の活用について、どのような活用を図っていくのか、それを地域との話し合いにより、よりよいものをつくり上げていくと、そのようなプロセスが描けるのではないかと考えてございまして、そうしたプロセスそのものが新しい時代にふさわしいものにつながるものと、このようにも考えているところでもあります。

次に、新最終処分場の整備に係る今後の対応についてのお尋ねでございますが、先ほど申し上げましたように理解を深めていただけるよう努めてきたところでもあります。なお、生活環境への支障がないことを確認をするため、今後、生活環境影響調査を実施することとしており、調査の結果、さらに対応が必要なものがあつた場合には、追加的、補足的にそれらを実施していくこととしてございます。

次に、洪水浸水想定区域と土砂災害警戒区域についてのお尋ねについて申し上げます。

新最終処分場の候補地については、現在までに洪水浸水想定区域の指定及び土砂災害警戒区域の指定はともに受けていないことから、影響はないものと考えてございます。

なお、県による土砂災害警戒区域の見直しについては、見直しの結果がどのようなものになるかによって、これにより必要に応じ専門家の意見を聞きながら対応を検討することとなりますが、県の見直しは図面上における確認により行われているものと聞いてございまして、千厩字北ノ沢ほかについては当組合において専門家が現地に足を運び、現況を確認した上で適地と判断しておりますことから、問題は生じないものと捉えております。

次に、新最終処分場の敷地外の道路の整備についてでございますが、新最終処分場の敷地内の取付道路については施設の一部であり、公道ではないことから当組合で整備することとなります。一方、敷地外の道路整備については組合としては計画はしてございません。

なお、施設の整備については一関市とも情報を共有しながら検討してきているものであり、関係する市道に関しましても情報共有を図りながら進めてまいるところでございます。

次に、地域住民との合意形成をどのような方法で行うのかとのお尋ねについてでございますが、理解を深めていただくため丁寧な説明を行い、不安や疑問に一つ一つ答えていくことの積み重ねの先に形づくられていくものであると考えており、そうした考え方でこれまで説明を重ねてきたところでもありますし、また、現在においてもそのような考え方で進めさせていただいてございます。

なお、そのほかのお尋ねにつきましては、石川副管理者が答弁をいたします。

議長（千田恭平君） 石川副管理者。

副管理者（石川隆明君） 説明会で出た意見の概要と今後の対応についてという質問の中で、今後の対応についての部分については管理者からただいま答弁いたしましたので、私からは意見の概要について答弁させていただきます。

まず、9月23日に開催いたしました建設候補地の土地所有者を対象といたしました説明会では8人の方に参加をいただき、新最終処分場に係る生活環境影響調査の実施案と事業用地の範囲について説明をし、緑地帯の活用方法に関する意見や災害時に備えた北ノ沢川の河川整備の必要性に関する意見などをいただいたところでございます。

同じく、9月23日に開催いたしました建設候補地周辺自治会を対象とした説明会では12人の方に参加をいただき、最終処分場に係る生活環境影響調査の調査内容の案について説明をし、現況調査の期間や範囲の見直しに関する意見をいただきました。

また、9月25日に開催いたしました住民説明会では70人の方に参加いただき、同じく生活環境影響調査の調査内容の案について説明をし、生活環境影響調査については調査期間や調査箇所の見直しを求める意見が、新最終処分場の整備については管理者が来て説明すべきであるとの意見、ゲリラ豪雨などの自然災害への懸念などがありました。

住民説明会に参加された方からは、これまでの千厩地区で開催した住民説明会と同様に建設候補地の見直しを求める意見が多く見られたというように捉えてございます。

議長（千田恭平君） 3番、岩淵典仁君。

3 番（岩淵典仁君） それでは、順次再質問をしたいというように思います。

まずもって、今回の最終処分場に関しては、新最終処分場候補地の変更を求める署名に対して管理者のほうでは千厩字北ノ沢ほかとすることを前提に事業を進めるということがありました。もう1点では請願が議会のほうに出されまして、変更を求める請願に関しては議会の中で不採択という状況になったというところがありました。私は請願に賛成する立場でいろいろと述べておりましたが、結果で不採択となったところに関しては議会制民主主義というところがあるのかというように捉えていますが、何よりもその2つの結果をもとにして、この変更を求める団体の方々が非常に残念に思われているということはまず先にあるのかというように思っております。

そのときの市長の説明の中にも、そのような中でも若い方々が政治に関して関心を持ったことはよかったのではないかとという視点を議員全員協議会の中ではありました。

それについては、まさしく関心を持つということは、この青年の会の中の人たちは関心を持って、いろいろと自分たちの主張をしてきたわけでありますが、それは管理者に対しても直接申込みをした場合もありましたし、我々議員も説明する機会をいただいて、彼らの思いを聞く機会もありました。ただ、その関心を持った方々が今、特に若い方の中で、やはり残念というところから、逆に行政に対する不信であり、それは議会に対する不信も含めて、そういった思いでいらっしゃる方々がいるということをまずもってこの場で、私が話を聞いた中ではあるということを申し上げたいというように思います。

その中で、最初のこの1番の中の新最終処分場に係る今後の対応について、管理者は1月30日に議員全員協議会で述べられました。私はもちろん、先ほどの同僚議員からで住民とはどこを指すのかとか、そういったものを言うこともあるかと思いますが、まずもってこういう方々がこういう不安を持って署名活動をされたり、青年の会を立ち上げて変更を求める意見が出たわけでありますので、まず今回の説明に関して、答弁の中には2月に説明会をやったとか、6月にマテリ

アルリサイクルの説明をしたとか、9月に環境整備をしたという説明があったわけではありますが、私はまずもってこういう方々にどのように結論を出したということはあったかと思いますが、その会の方々にどのように回答をしたのか、お尋ねいたします。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 署名に対する回答ということではありますけれども、まず2月の住民説明会の中において、1月の議員全員協議会で管理者が述べた内容について、副管理者のほうから管理者の考えということで会場にはその署名を提出された団体の方も多くいらっしやったので、その場を利用いたしまして管理者の考え、今後の進め方、そういうものについて、議会でお話した内容について述べさせていただいたという状況であります。

議長（千田恭平君） 3番、岩渕典仁君。

3番（岩渕典仁君） 私は、説明としてはされているのだというように思いますが、特にも不安に思っている方々、そしてそういった署名を集められた方々に判断をしたことについて、しなければいけないということはないかもしれませんが、やはり誠意を持ってそういう方々に一緒に住民として協力を得る部分があるわけでありますから、もしこういったことを判断したのであれば、そういったものをきちんと場を設けて直接説明するべきではないかというように思います。我々議会は議員全員協議会というところで説明を受けたわけでありますが、そういったところを持って直接管理者の口から説明を受けたいという思いがあったというように聞いておりますが、管理者、その部分に関してはどのように考えられて行動されたのかをお尋ねします。

議長（千田恭平君） 佐藤管理者。

管理者（佐藤善仁君） 同じ一関市内に住んでございますし、いろいろな場で、いろいろなところでそうした方々ともお会いをします。また、そうした団体といいますか、若い方々と直接かなりの時間お話しする機会もございました。そうしたところで私どもの話も考えもお話をし、皆さん方のお話もお聞きをいたしました。その後の対応につきましても今申し上げたとおりでございます。

今回、先般9月に行った説明会のことが先ほど来、本日御質問を頂戴してございますが、それはあくまでもその後に追加的に生活環境影響調査の事柄がありましたので、御説明する場というような形で従来どおりの説明をさせていただきましたが、先ほど何人かの皆様から御質問をいただいておりますので、私どもからは説明を申し上げましたし、また、さらにそういったリクエストがあればそうしたことにも現に対応してきたところもございますので、そこはそれでやってきたつもりではあります。

ただ、そうした取組全体を今の現状を俯瞰すれば、議員としてはそういったものがまだ足りないというような観点からのお話だと思いますけれども、それはあくまでも双方の認識の中からそうした場の設定というものは自ずと出てくるものと、このように思っておりますので、それはそれで御了解をいただければ、先ほど申しましたとおり都合の許す限り対応させていただきたいと考えてございます。

議長（千田恭平君） 3番、岩渕典仁君。

3番（岩渕典仁君） 先ほどの同僚議員からの質問に対しても、今後の対応については今までどおりの進め方をするというところで、それが理解が深まるのかどうかというのは分からないけれども、それを進めていくということですが、管理者、必ず我々政治家というのはそういったものを見られています。問われています。その姿勢、態度、それをきちんとその方々、団体に対して、一番

不安に思っている団体に対して、青年に対して自ら言う、説明をする、説得をする、場合によっては頭を下げてでもやらせてくれということが私は管理者の責任だというように思います。それは我々議会も不採択をしたのであれば、そういったところがぜひ一関市としては必要だということは議員も、どこかに必要だということは議員も住民の方も理解しているわけです。だから、そういったものを判断したのであれば、やはりそういう方々に直接出向いてやる姿勢が私は今までにない手法として、必要な方法としてぜひまずもって提案をしていきたいと思ひますし、団体のほうももし申出があれば説明しますよということは私も議員としてそういうことを情報提供しているわけでありませうけれども、やはり向こうとしての感情であったりとか、どうせ説明しても同じことの繰り返しではないかという不信感がどうしてもあればやはりそれは前に進められないわけですから、そこは一步、二歩も先に管理者のほうから、ぜひそういった場を設定して進めていただきたいというようにここは要望したいと思ひます。

次の説明会についても先ほど来一般質問でほかの議員からも質問がありました。副管理者が今回説明している部分がありますが、今回の説明会は住民説明会だけではなくて、土地所有者と建設候補地周辺自治会の説明会をされていました。ちょっと私はその部分に関しては傍聴していませんでしたが、住民説明会に関しては先ほど来から説明があったのであとでまた質問しますが、その土地所有者の説明の特にその部分と建設候補地の説明会の中で、特に千厩地域の中ではこういうような不安に思ふ団体がいて、変更を求める団体もいらっしやるということは理解しているわけですが、それに対する懸念というものがこういう方々にはないのかどうか、なかったのかどうかをお尋ねいたします。

議 長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 土地所有者説明会を開催した際に不安というのは、その施設整備に対するそういう意見があるのだけれども北ノ沢で進めるのかというような御意見はありましたが、これまでお話ししているとおり、北ノ沢前提で進めますと、そのようなやり取りはございましたが、それ以上の不安というようなお声はいただけていないところでございます。

議 長（千田恭平君） 3番、岩渕典仁君。

3 番（岩渕典仁君） なぜそのようなことを質問したかということ、やはり最終的には先ほどの同僚議員からの質問にあったとおり、候補地が予定地になるということは用地取得が進んだ段階でそうになると、逆に言えば土地所有者の方々に、ある意味、場合によっては負担もかかるのかというところがあってお伺いしました。そういった方々の思いも含めて、広域行政組合と用地取得に対して売買契約をするということにすごく不安を感じるのではないかとこのところでそういった質問をしましたが、そういった不安に思ふ方々は今いらっしやらないという判断でよろしいでしょうか。

議 長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 参加した範囲ではそのような不安の御意見は頂かなかったということでありませう。

議 長（千田恭平君） 3番、岩渕典仁君。

3 番（岩渕典仁君） それであれば、今度はその3つの説明会の中で、私は住民説明会しか聞いていなかったわけですが、その候補地に関して不安を感じる、そしてさらにやはり引き続き変更を求める意見は聞きましたけれども、どうしてもいろいろな説明会の中で、広域行政組合が言うのと同じようにそこが適した位置なのだという賛同の立場の意見というものがどうしてもそ

の説明会で出てこないというところが私はすごく意外に感じているわけですが、ホームページとかでもいろいろな意見を聞いているということでもありますけれども、ここを候補地にすることをすごく適していると、賛同しているという立場の意見というものも把握されているのでしょうか。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 候補地が北ノ沢ほかが適地だということについて、説明会の中で御意見を頂くという機会は少ないということでもありますけれども、意見として意見書的なもので頂くということはございませんが、電話などでの問合せの中で、そのように決めてあるのだから、きちんと手続を踏んで進めてきたのだから進めるべきだというような御意見は頂いているというケースはございます。

議長（千田恭平君） 3番、岩渕典仁君。

3 番（岩渕典仁君） そういった意見があるということは今初めて聞きましたけれども、私自身は前も一般質問で述べましたけれども、賛同する立場の方々、そして不安に思う方々がやはり一緒に議論しながらどうしていくのだということを決めていくことが大切なのではないかと、意見を出し合いながら、決まったものを説明していくということではなくて、そういった賛成の立場、不安の立場の方々が意見を出し合うことが必要だということに思って先ほども質問させていただきました。

やはり今後もそういった部分で賛同の立場の方々の意見も踏まえながら、なぜこの候補地になったのかというところと、やはり不安に思っている方々を混ぜながら進めていかなければまずいのではないかとこのように思います。今本当に出てくる意見というのは、私も説明会の中では不安に思う方々の意見がすごくあって、それによって町自体も崩れていっているということが私の中では把握しておりますので、その部分に関してやはりそのような進め方も説明会の中できちんと提供していく部分かというように思っております。

次に、洪水浸水区域のところについて質問しますが、先ほどの説明の中で洪水浸水区域に関しては候補地に関してはそういう設定ではないので問題ないということでありましたけれども、この部分に関しては、洪水区域のところと土砂災害警戒区域というところに関しては今現在調査中だということがあります。最終候補地の部分に関しては今、見直しをかけているというところではありますが、先ほどの答弁、もう一度、それについて結果が出てから検討するものなのかというように私は思ったわけでもありますけれども、というのは、そういうことを今調査に入っていることで市民の方々が不安に思っているというところがあります。ですから、結果に関して出てからの進め方になるのではないかと思いますので、それについてもう一度答弁をいただきたいと思います。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 県での土砂災害警戒区域の見直しについては、先ほど図上で対象地を絞り込みをしているというお話をいたしました、あくまで図上で、例えば等高線の間隔とかということで高低差がどのくらいある、災害のおそれがあるという以前のそういう条件にあるかどうかというところをまずリストアップをし、県ではその後に現地を確認し、そのおそれがあるかどうかを判断するという流れで進めるということでもありますので、昨年度は公表になって、今年は今作業をして今後公表されるということになります、そのエリアがイコール災害のおそれが高いところだということではないということでもあります。最終的には、先ほど申し上げましたように、

現地を確認した上でその危険性が高いかどうかという判断になるというお話も伺っておりますが、北ノ沢ほかを選定する際に土木工学の専門の方が現地を確認し、そういう危険性は少ない場所だという意見を頂いておりますので、言わば県で現地確認をするのを前倒しで実施しているような形になっているという認識でございましたので、そのような問題は生じないというようなお答えをさせていただいたのはそのような理由からでございます。

議長（千田恭平君） 3番、岩渕典仁君。

3番（岩渕典仁君） 理由は分かりましたが、再度確認しますけれども、では見直しの中にそういった今の最終候補地が警戒区域にならないという判断で進めているということですのでよろしいですね。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） その見直しで対象のエリアになるかどうかというところについてはまだ情報がございませんので、どうなるかというところは未定でございます。仮にそういう対象になったといたしましても、先ほど申し上げましたように、最終的には現地確認をした上での判断になるということですので、組合としてはそういう手続を既に踏んでいるという認識でございますので、問題は生じないという認識だということでございます。

議長（千田恭平君） 3番、岩渕典仁君。

3番（岩渕典仁君） そういった細かいところまで調整をされて把握をされているのであれば、前回の説明会の中にもそういった不安要素、説明会の中で不安を持っている方々がいらっしゃいましたが、実際に土砂災害の最終候補地のところを調査に入ったところで把握をされている住民の方々がいらっしゃって、そういったものが調査が入っているのにどうして候補地として進めているのかという不安を持っている方々もいらっしゃいましたので、説明会のときにもそういった情報を把握しているのであればそういった意思で候補地を変わずに進めているのだという説明が必要だというように思いますが、今後についてはそういったものを説明していくということでよろしいのでしょうか。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 今申し上げました現地確認につきましては候補地選定委員会の中での話でありまして、そのときの資料も公開してございますので御確認いただければというように思っております。その部分について特出しでお話をするというよりは、そのような機会があれば併せて説明をさせていただきたいと思ひますし、あと先ほど私、土木工学等の専門家が現地を確認したと申し上げましたが、地盤工学の専門家の方に確認いただいたという中身でございましたので、訂正をさせていただきたいと思ひます。

議長（千田恭平君） 3番、岩渕典仁君。

3番（岩渕典仁君） この点についての最後の質問になりますが、今回の候補地の中での選定に關してでありますけれども、これらの洪水浸水想定区域、そして土砂災害の警戒区域というものはそれぞれが一つずつ起こるのではなくて、場合によっては地震が起きて台風が来ることもありますし、その台風自体も今まで東北にはなかなか来る機会もなかったのがどんどん来ているわけがありますが、そこら辺の最大の想定し得る中でもこの最終候補地が特に影響がないエリアだということで捉えているということですのでよろしいのでしょうか。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 最終的な評価の中で災害に強い場所というような比較の中でさせていただいてございます。そういう意味で、災害には強い場所だというような認識で選定をさせていただ

いているということでございます。

議長（千田恭平君） 3番、岩渕典仁君。

3番（岩渕典仁君） 質問にぜひ答えてもらいたいのですけれども、その洪水浸水想定区域の部分と土砂災害警戒区域というものがそれぞれあって、それぞれが重なって起きたときにでもこの最終候補地が影響がないエリアだということで選ばれているということによろしいのでしょうか。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） そのような考えでございます。

議長（千田恭平君） 3番、岩渕典仁君。

3番（岩渕典仁君） 分かりました。

次に、敷地外の道路整備についての部分であります。これについても住民の方々は、組合議会というものと一関市議会、もしくは一関市というものと一関市と平泉町が合体した一つの、ある意味自治体と捉えた広域行政組合というものがそれぞれあって、それぞれの何が所管をしているかという部分を整理されているわけではないところがありまして、私の中にも今回の質問のように敷地内の道路はもちろん広域行政組合のほうの権利として取付道路ということで整備はされると思うのですが、一般廃棄物の処理場から最終処分場まで持ってくる道路ですね、それについての道路に関してはどこがやるかという部分がやはり全て整理ができていないというところがあって、今回質問させていただきました。

先ほどの説明のとおり、敷地外に関しては広域行政組合のほうでは計画がなくて、それに関しては一関市との連携を図っているということですが、これは一関市の市長でもありますけれども、質問はできないかもしれませんが、どこまでそれに当たって、まず調査に関しては組合議会がそれにどういう道路が必要であったり、どのようなものが、生活環境調査もやりながら必要な道路がこれだけ必要だという、幅もそうですけれども、そのようなものに関する調査はどちらがやるものなのでしょうか。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 新しく想定しております最終処分場への搬入道路ということだと思いますが、基本的には今の道路で搬入は可能だというような認識でおりますので、施設整備に伴って道路を拡幅する必要がある場所というのはないかと思っております。ただ、住民説明会などで地域からのお話をいただいて検討すべき事項があるかもしれないということで、周辺自治会説明会などには一関市の担当部署の方にも同席をいただいて、住民の皆様の御意見を一緒に聞いていただいていると、そのような体制を組んでございます。

議長（千田恭平君） 3番、岩渕典仁君。

3番（岩渕典仁君） 分かりました。現段階の中で原則的には今ある道路を使うということでありまして、新たに道路が必要だったり、要望があったりとか、そういったものは専門家の意見も聞きながらなのかもしれませんが、そういったものが出ているということはないのでしょうか。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 現在、施設整備に関して道路というようにお話をいただいております。

議長（千田恭平君） 3番、岩渕典仁君。

3番（岩渕典仁君） まずこれについては最後にしますが、敷地外の道路整備に関しての担当がこの団体なのかであったりとか、それについてどのように進めていこうとしているのかという部

分に関してもきちんと情報提供しながら、場合によっては説明をしながらが必要なのではないかと思いますし、これは一関市に関して言えば、今度は各地域の中で優先して道路整備は計画されているわけでありますから、それに新たな道路になってくると、今度は一関市との調整になってくるといえると思いますので、ぜひその辺の部分も継続して進めていただきたいというように思います。

最後の住民合意の部分になりますけれども、これは今回の質問の全体のところのまとめのようなどころになるのかと思っておりますが、先ほど管理者の答弁の中には新しい時代にふさわしいものということも述べられておりました。2つの視点もあったということでありますが、この住民合意するに当たって、こういった新しい時代にふさわしいものとなっているかどうかは、その住民の方々が理解をされて合意をしていくものだというように思うのですけれども、そのようなものをやるためには現在の例えば最終処分場もあるわけでありますから、その最終処分場からも新しい時代にふさわしいものにしていくことがその住民合意の部分の一つになるのではないかと思います。それについて、現在の最終処分場に対するアプローチが間もなく終わるわけですが、それに対するアプローチを示すことが実際に理解が深まることにつながるのではないかと思います。その点についてどのようにお考えになっているのかお尋ねします。

議長（千田恭平君） 佐藤管理者。

管理者（佐藤善仁君） ちょっと私、先ほど御質問がございましたので、新しい時代にふさわしいものの定義づけといいますか、私なりに考えていることは申しましたが、それはあくまでも現在の候補地の場合に追加的にそうしたものができないのではないかとという意味でございまして、端からそうしたことを念頭において現在の候補地の選定に至ったというものではないということを御承知置き願いたいと思います。

あくまでもその専門家によります4か所の候補地、これは新処理施設もでございますが、4か所、4か所が選ばれた際には、まずは安全性でありますとか機能性でありますとか、そうした幾つかの観点から選定がされたものであります。その上で、その4か所から1か所を選んでいく中において、さらにいろいろな区別を、差別を点数づけをしなければいけない。その点数づけの中で望ましい施設の在り方といったものを私どもなりに考えて、それを説明会で説明をし、その中には先ほど申しましたような新しい時代にふさわしいものという、その際には選定の項目としますと協働のまちづくりですとか、そうしたような項目を置きました。置いたのは先ほど言ったような意味合いで申し上げたのですが、ただ、そこに直接的にダイレクトにその時点で呼応するのはございませんでしたので、4か所ともそこは言ってみれば配点としてはなかったのですが、今現在、この候補地の状況を見ますと、先ほど申し上げたところが出てくるのではないかとといったところを今思っているということで、そうした考え方についても説明会の中で申し上げてきた経緯がございます。

ですので、今、質問に対して回りくどい話になりましたが、既存の3施設について、埋立て処理後の姿を新しい時代も描いてはというお尋ねでございしますが、なかなか先ほど申しましたように、既存の3施設と現在の候補地では地理的、地政学的に違いがかなりございます。したがって、先ほど申しましたような例については、なかなか今思い当たるものがございません。ただ、いずれ埋立て完了という時期がございしますし、跡地の利活用という点が出てまいりますので、そこはそこでもって私どもとして考えていかなくてはならないことではあります。先ほど比喩的に申し上げました新しい時代に不足したものと、そうしたところとそのまま結びつけられるようなもの

は今の段階では具体的なアイデアとしてはございません。そのような状況でございます。

議長（千田恭平君） 3番、岩渕典仁君。

3番（岩渕典仁君） そういったものは、なかなか変更を求めている団体であったり不安に思っている方々自体が理解が進んだり、もしくは管理者が言うような新しい時代にふさわしいものだ、迷惑施設ではないというように思えるためには、そういったものをやはり示していかないと、それ自体がやはり自治体としては、それで進めていくということで理解をされているのだと思いますが、全くもってそれをそうだと思えていない方々が引き続き今でもいるわけですから、そういった方々に今まではないものを実際にこの広域行政組合の今の施設の中でもこのようにできるのだというものを示していくことであったり、そういったものが実際にそういった方々に改めて新しい時代というものはこういうものなのかというところに理解していくのではないかとというように思ったので、質問いたしました。

やはり今回の一般質問を通して、これまでの住民説明会を通して、決めたことは説明をしていると思うのですが、引き続き不安に思っている方とか、そもそもなぜあそこなのだと思うている方々が一歩進んで、そうだと思っている方々が私の中にはいらっしゃらないです。むしろ、こういう自治体であることに残念に思う、そういうところに住んでいることに諦めであったり、そして、嫌な思いをされている方々がいるということが私自身も残念ですし、私自身も同じように説明をしたとしても、なかなか理解が得られない。ですので、やはり今までにない施設を造るのだというのであれば、やはりそういったものを実際に管理者が、先ほどの最初の質問に戻りますけれども、出向いて説明をして頭を下げて、こういったものを一緒につくっていくのだというように同じベクトルを持っていけるようなところまでいかないと、今回の候補地が継続して進めていけないのではないかとというように思いますが、この点、管理者はどのように捉えられて今後進めていくのかというところを再度質問したいと思います。

議長（千田恭平君） 佐藤管理者。

管理者（佐藤善仁君） 説明会を行えば、先ほど何回か皆さん方の一般質問にもありましたとおり、現状は変わっていないわけであります。やはり理解はできないと、反対だといった方々が会場の多くを占めて、そうした御意見を頂戴しております。

一方で、先ほど事務局長が答弁いたしました、私ども、現在の進め方なり候補地の選び方なり現状なりに御賛同をいただいている方々も一方で多くございまして、そうした方々からもその説明会の中ではございませんが、多くのお声も頂戴しております。しかし、賛成とする方もあれば反対する方もある、そうした現状に変わりはありません。その数の比較は何もする物差しはございません。

そうした中で一つの物事を決めていくわけでありますが、先ほど議員からは、私自身が出向いてお話をする場面というのはちょうどございましたが、何分、今はまだ新しい追加的な説明事項がある段階でございます。それは具体的には今回の質問の中で多くございました生活環境影響調査、それを9月に説明を行いまして、その説明会をして、それに対してまた追加的な調査項目の御要望ですとか、そうしたことがございましたので、私どもとしてはその辺についてもまだまだ検討しなくてはいけないことがございますので、今の段階が先ほど議員からお話ございましたような、そうしたような時節なのかといいますと、まだ私どもとしては追加的に説明をする状況がございまして、まずはそのようなことから一つ一つ疑問にお答えするのが私どもとして先にすべき仕事なのだろうと、このように思っております。

しかし、いずれ、そのような段階はいずれ来るものとは思っていますが、今はまだ説明を尽くしている、そうした状況でございます。

議長（千田恭平君） 3番、岩渕典仁君。

3 番（岩渕典仁君） 管理者、非常に残念ですよ。やはりそこは進めていくことを自らが説明をして何でも聞いて、それに対して説明をしてというような、ある意味当たり前のことです。当たり前のことを、副管理者が行っているから担当でいいのだというところではなくて、やはり最高責任者の方が直接出向いて、不安に思っている方、そして変更を求める方に対しても、こういう施設を造りたいのだということを説明会、説明会というのはあくまでも環境整備の説明だったり、場合によっては基本設計の説明であったり、そういった最初の前半の部分というのはやはり科学的な説明があって30分、40分取るわけでありますが、その参加をしている方々はそれについて説明を聞きたいわけではなくて、それに対して施設整備に当たってやはり不安に思っていることとか変更を求めることを伝えたい、管理者に、今回は副管理者でしたけれども、副管理者に伝えたいということが非常に強いわけでありますので、やはり進めるに当たって、ぜひそういった部分はやはり必要なのではないかというように思います。

議会の中でもその請願を、不採択になりましたけれども、議員全員が住民の理解を進めてほしいということと不安解消を進めてほしいということは全員思った中での不採択だったというように思っておりますし、もちろん組合自体も理解を深めたい、不安を軽減したいということはみんな同じ方向性なはずなのに、何も3月から今回の9月にかけて説明会をしてみると変わっていない、今後も同じように説明会を持っていくけれども、それは何かの機会に説明会をするということであれば、また3月の中でも同じようなことが起こるのではないかとこのところ残念に思いますし、やはりこのままでは進まないのではないかと思いますので、ぜひそういった部分を管理者の中で受け止めていただいて、非公式でも何でもいいと思います。そういった形でぜひこの団体の方々であったり、青年の会の方々に出向いて、その部分に関しての説得、説明を自ら行っていただくことを申し上げたいと思います。私ではなくて若者に対してぜひ答弁をいただきたい。

議長（千田恭平君） 佐藤管理者。

管理者（佐藤善仁君） 先ほど申しましたが、若い方たちとかなりの時間お話しする機会がありました。その説明会というものの主催ですとか、言ってみれば組立て自体でありますけれども、これは先ほど申しましたように3種類、言ってみれば土地所有者の方々、そして周辺自治会、そして住民説明会という中で同じことをその対象の範囲が違うだけで説明をしていますから、私どもが主催する説明会といったものは基本的にそういったものだと考えてございます。その中でもまたいろいろな御要望があれば私どもとしても対応いたしますと申し上げてきましたが、そうした具体的なお声はかかってございません。

そうした中で、どなたでも御参加いただける住民説明会もし、同じことを説明するのがやはり筋だと思えます。私どもが行う説明会についてはそうであります。しかし、私どもがいずれの段階かで今の、現在の中身が変わらなければそうしたようなことを私どもとして訴えさせていただく場というのはいずれあるかと思えますので、ただ、今は先ほど申しましたように新しい追加項目がある中の説明でありますから、そこから先は同じことの繰り返しになりますので、ただ、岩渕議員がおっしゃりたいことはそれはそれで理解はできます。今は具体的なアクションとしては先ほど来申し上げたとおりでございます。

議長（千田恭平君） 3番、岩渕典仁君。

3 番（岩渕典仁君） ぜひ政治家としての姿勢を見させていただきたいというように思います。

私の一般質問を終わります。

議長（千田恭平君） 岩渕典仁君の質問を終わります。

真竈光幸君の質問を許します。

真竈光幸君の通告時間は45分で、一問一答方式です。

17番、真竈光幸君。

17 番（真竈光幸君） 質問通告 8 番、真竈光幸であります。

第53回一関地区広域行政組合議会定例会におきまして、質問の機会をいただきましたことに感謝を申し上げます。

質問は、本年 7 月 31 日に策定されましたマテリアルリサイクル推進施設整備基本計画の事業方式について伺うものであります。

マテリアルリサイクルなどカタカナとアルファベットの略が入り乱れた質問になりまして、なかなか一般の方々には分かりにくい話になると思いますので、解説をつけ加えながらの質問をさせていただきます。

1 つ目に、事業方式は D B O 方式を採用することで検討しているとしています。

D B O とは、デザインビルドオペレートの略でありまして、公共が資金調達をし、施設の設計、建設、運営等を民間事業者と一緒に委託し、民間の提供するサービスに応じて公共が料金を支払う方式であります。この施設の建設費用として 30 億 1,600 万円を見込まれております。民間事業者に行った意向調査から出された L C C、ライフサイクルコスト、設定した事業期間に係る収支の全てであります。その事業費の根拠となるのかを伺います。

2 つ目に、従来の L C C には現行のリサイクルプラザのコストを当てはめて算出の根拠としているのか伺います。

3 つ目に、整備基本計画の 66 ページ、第 2 節に簡易 V F M の検討、D B O 方式と公設公営方式の比較が述べられております。V F M、バリューフォーマネー、これは P F I 事業での概念であります。支払い、マネーに対して最も価値の高いサービス、バリューを供給するという考え方で、従来の方式と比べて総事業費をどれだけ削減できるのかを示す割合をいうものであります。言い換えれば費用対効果ですが、その V F M で運用管理費を 1 % から最大 15 % と算出しています。つまり、従来の公共事業の L C C を 100 とすれば、D B O 方式では 99、V F M の算定式が 100 分の 100 引く 99 になりますから 0.01 掛ける 100 で 1 % という縮減率になるわけですが、これはいささか目標値としては低いのではないかと思いますので、伺うものであります。

4 番目に、D B O 方式の場合、事業者が S P C、特別目的会社、いわゆるスペシャルパーパスカンパニーの略であります。この特別目的会社を設立してその運営業務を委託することになるわけですが、公共事業は全てにおいて非課税である S P C の場合の設立、運営に係る課税について伺うものです。

5 つ目に、施設の建設には循環型社会形成推進交付金を活用するとしています。その交付要件として 3 R 推進のための目標を設定するとあり、ごみ排出量の発生抑制減少率やリサイクル率の増加率など、現行と比較しての目標値の設定はどのように算出しているのかを伺います。

質問は以上であります。

簡潔な答弁をお願いいたします。

議長（千田恭平君） 真竈光幸君の質問に対する答弁を求めます。

佐藤管理者。

管理者（佐藤善仁君） 真竈光幸議員の質問にお答えいたします。

御質問の最後の項目になりますが、国の循環型社会形成推進交付金、この交付要件である目標値の設定について、これを最初に申し上げます。

当該交付金の交付を受けるためには、整備する施設ごとに目標値を定める必要はありませんが、事業主体において循環型社会形成推進地域計画を策定することが要件となっております。

当組合では、令和2年11月13日に構成市町である一関市及び平泉町の連名により、この計画を策定したところであります。

計画におきましては、ごみの排出量、再生利用量として直接資源化量及び総資源化量、また、施設からの発電や熱利用によるエネルギー回収量、埋立て最終処分量についてそれぞれ目標を設定してございます。これらの目標数値は計画策定時において、一関市及び平泉町の各種計画との整合を図りながら、ごみの排出量の推計を行い算定したものであります。

なお、そのほかのお尋ねにつきましては事務局長が答弁をいたします。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） マテリアルリサイクル推進施設整備に係る事業費でございますが、マテリアルリサイクル推進施設整備基本計画においてお示ししている費用は施設の建設費としており、30億1,600万円と見込んだところでございます。

その算出につきましては、現在の建設コストが上昇している状況において、事業費を正確に算定することが難しい状況にあったことから、平成25年から令和4年までの過去の10年間の他の自治体の建設実績を参考に算出した建設費を基に、現時点における建設資材費及び労務単価の上昇率を見込み算出したものであり、民間事業者への意向調査結果に基づくものではないところであります。

なお、建設費については、建設コストの動向を見極めつつ再度確認することとしております。

次に、マテリアルリサイクル推進施設整備基本計画の策定に当たり行った民間事業者への意向調査において、公設公営方式とD B O方式の設計施工及び管理運営までの費用であるライフサイクルコスト、いわゆるL C Cの比較について依頼し、各民間事業者に対し同一の公共サービスの水準のもと、L C Cが従来の事業方式と比較し、どれだけ優位性があるかを示す指標でありますバリューフォーマネー、いわゆるV F Mを算出していただいたものであります。

この調査は各民間事業者に対し、マテリアルリサイクル推進施設の規模や能力などの基本条件を提示した上で、公設公営方式とD B O方式の比較をしていただいたものであり、現在稼働している一関清掃センターリサイクルプラザや大東清掃センター粗大ごみ処理施設の収支を参考にしたのではないところでございます。

次に、運営管理費でございますが、マテリアルリサイクル推進施設整備基本計画において目標値として設定しているものではなく、民間事業者の意向調査の結果をお示ししたものでございます。

本調査は、民間事業者ごとに公設公営方式とD B O方式の費用を比較してV F Mをそれぞれ算出したものであり、建設費については各民間事業者とも費用の差がなかったものの、人件費については公設公営方式はD B O方式に比べ最大で10%、人件費を除く運営管理費については最大で15%費用がかさむという結果になったものでございます。

次に、特別目的会社、いわゆるS P Cへの課税についてでございますが、S P Cは特定目的の

ために設立される会社であり、一般廃棄物処理施設に関しては施設の建設及び運営等の目的のために設立されることがございます。

このSPCに対する課税につきましては、消費税、地方消費税、法人税、法人事業税、地方法人税、地方法人特別税、法人県民税、法人市民税が想定されるところでございます。

なお、現在、当組合において検討を進めているDBO方式による場合は、整備する施設の所有は当組合になりますことから、固定資産税及び都市計画税、不動産取得に係る不動産取得税や登録免許税などにつきましてはSPCに対しては課税されないものと考えてございます。

議長（千田恭平君） 17番、真竈光幸君。

17 番（真竈光幸君） 何か再質問をさせていただきます。

この施設はエネルギー回収型一般廃棄物処理施設と一体での整備となるわけですが、民間事業者への意向調査についてお伺いしますが、これは何者について実施をされたものでしょうか。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） この意向調査につきましては、民間事業者5者に対して調査を依頼したところでございます。

議長（千田恭平君） 17番、真竈光幸君。

17 番（真竈光幸君） この事業の参入に対しましては、地域企業への配慮というものはなされているのでしょうか。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 現時点では意向調査をする際には、まず概要ということでありますので、地元企業への対応というものは考慮せず意向調査を実施したというところでございます。

議長（千田恭平君） 17番、真竈光幸君。

17 番（真竈光幸君） 先ほど建設費につきましては過去10年間の建設の実績を参考に算出をされた、この分が23億2,000万円であります。資材の上昇率等30%を掛けて30億1,600万円としたという回答でございました。これのDBO方式であっても民間事業者の算定するLCCについては、いわゆる1.0、コストの縮減経過はほぼないというように思いますが、施設の建設費自体については従来の公設公営方式と比べて特段メリットになるものはないということになるかと思えます。メリットがあるとすれば、年間の運営管理費について縮減効果が見込まれるようになるかと思うのですが、この年間の運営管理費用の見込み額はどのぐらい算定されているのか伺います。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） DBO方式のメリット、建設の部分について金額的な部分ではなくて、DBOの場合は設計、建設、運営まで一体で行うということでありますので、運営を見越した設計ができるという中で、金額ではない部分でのメリットというものが想定されているというところでございます。

また、運営費につきましては、民間の意向調査の中で想定される運営費というものは頂戴して参考とさせていただいているところでございます。

議長（千田恭平君） 17番、真竈光幸君。

17 番（真竈光幸君） まだ年間の運営管理費用の総額については想定されていないということですか。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 最終的な施設の規模、形態などが未確定の要素が多くございます。民間事

業者から参考としていただいた形でございますので、当方でも参考として扱わせていただいております。実際の運営費につきましては、やはり整備の内容によって違ってくるものがあるというように捉えております。

議長（千田恭平君） 17番、真竈光幸君。

17 番（真竈光幸君） その管理運営費用の根拠になるものがまだ見えておらないということですが、そこからはじき出される運営管理費の縮減効果、VFMであります、先にわたっての1.01から1.15としているわけですけれども、予測ではですね、これはどのような形に目標設定をされているのか、また、どのような形に推移されると予測されているのか伺います。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） VFMの関係で先ほど民間事業者からのアンケート結果ということでお話をいたしました、こちらから示した条件でということですが、その条件が変わることによって違ってくるかと思いますが、参考として試算していただく条件としてはお示しをしておりますが、その中で運営管理費については公設公営のほうがDBOに比べて最大で15%費用がかさむというような報告をいただいておりますので、それぞれ人件費については最大で10%、人件費を除く運営管理費については最大で15%、DBOより公設公営のほうが費用がかさむというような回答をいただいていたので、DBOの方式が費用的にかからないというか、有利だというような調査の報告をいただいたというところでございます。

議長（千田恭平君） 17番、真竈光幸君。

17 番（真竈光幸君） いずれ、選定段階でのVFMのシミュレーションが必要になるかと思うのですが、実際のVFMとの比較をした場合にその数値が上回る可能性は持っていらっしゃいますか。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 費用対効果、VFMの関係につきましては、今回、民間事業者からの調査、アンケートを基にどちらの方式が有利かという判断をさせていただくという内容でありましたので、実際の整備に当たって何%削減になるかというような形での改めての調査というものは現時点では予定していないというところであります。

議長（千田恭平君） 17番、真竈光幸君。

17 番（真竈光幸君） 施設の性格上コストメリットがあるからいいとか悪いとかということではもちろんないと思います。高い専門性を有する施設、運営管理する施設ということになりますので、ただ単純に縮減効果が上がればいいというものではないと思いますが、それにつけても、やはり高いVFMをはじき出すためには、この入札に参加する民間事業者を増やして競合させていくことが縮減率を上げることにつながるというようにはなると思うのですが、今後その選定段階に進むに当たって、どのぐらいの専門的な知見を持つ業者を選定していくかということになるかと思うのですが、そういった選定の基準というものは何かおありでしょうか。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） この業者選定に当たりましては、まず仮にDBOとした場合には性能発注というような意味合いもございますので、要求水準書、このような仕様でこのような水準をクリアするような施設を整備してほしいというようなこちらでのそういう仕様に準じるような要求水準書を作成する必要があると思いますが、その際に専門家のアドバイスをいただきながらその要求水準書というものを作成をしていきたいと考えてございます。

この要求水準書の作成も1年以上かけて詰めていくというような形になってまいります。この

要求水準書の内容によって参加業者の範囲が決まってくるというか、そういう部分もございますので、なるべく多くの業者に参加いただけるような、そのような要求水準書というようなものを検討していきたいということで今後作業を進めていく予定としてございます。

議長（千田恭平君） 17番、真竈光幸君。

17 番（真竈光幸君） 最終的に出されたVFMは公開されるのですか。公表されるのですか。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） その要求水準書の作成をする際にですけれども、改めてVFMの試算というものは現時点では予定してございませんので、公表というような予定はございません。

議長（千田恭平君） 17番、真竈光幸君。

17 番（真竈光幸君） 質問を変えます。

S P Cについて伺いますが、この整備基本計画の中ではS P Cの設立費用、S P C経費、総務経理費と記述しているのですが、別途必要になることも考慮すべき点であると記述をされているのですが、これはちょっと意味が分からなかったのです。特に行政側に持ち出しはないかと思うのですが、これは何を説明しているのかをお聞きします。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 今回の施設整備をする際に、入札をした際に応札する企業が必ずしもS P C、特別目的会社を設立し応札するということではないというように考えてございました。単独の企業で応札するというようなことを前提に、場合によってはS P Cも想定されるというようなこともございましたので、S P Cの分について追加で記載をさせていただいたということであります。

議長（千田恭平君） 17番、真竈光幸君。

17 番（真竈光幸君） このS P Cに契約といいますか、運営を委託する際の契約年数はどのようになりますか。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 期間についてはまだ決まっておりませんが、全国的にD B Oで運営している場合には20年という期間で委託している例が多いというように承知しております。

議長（千田恭平君） 17番、真竈光幸君。

17 番（真竈光幸君） このD B O方式とした場合、基本設計はプロポーザルだと思うのですが、広域行政組合からの意見、もしくは要望というのはどの程度まで反映させるのか分かりませんが、その設計案を選択する中でこちら側の希望というのはこの場合は採択させられる、要望として通るものかお伺いします。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） プロポーザルなりの手続に入る前ということで、先ほど申し上げましたこちらで考えている仕様なりという形での要求水準書を作成いたしますので、その作成の段階でいろいろ御意見を頂き、盛り込んでいくというような形になるのかというように考えてございます。

議長（千田恭平君） 17番、真竈光幸君。

17 番（真竈光幸君） このD B O方式は発注する組合側にも多大な時間を要すると思いますし、また、事業者側もS P Cの設立などの経費がかさむ点がデメリットだといわれております。こうした施設設計と運営管理の専門の知見を必要とするため、提示されるものが適切なものかどうかという判断が大変組合側としては難しいのではないかと思います。そうしたものの他自治体で

行っているものを参考にするのはいいのですが、内部でもそうした、いわゆる理論武装しておく部分というのは必要になるかと思うのですが、それに関しての担当者配置はされているのか伺います。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 施設整備につきましては、広域行政組合総務管理課の中に施設整備係という係を設けて、その係の中で対応していくというように考えてございます。また、議員おっしゃるように専門性が高い内容になってまいりますので、予定といたしましては業者選定アドバイザー業務というような専門の方の助言をいただきながら作業を進めていくというようなことで予算のほうもお願いをしたいというように考えているところでございます。

議長（千田恭平君） 17番、真竈光幸君。

17 番（真竈光幸君） 質問をまとめたいと思います。

このマテリアルリサイクルのデメリットは分別にマンパワーが必要になると、これは非常にコストがかかるという点がデメリットであります。リサイクル、3Rいろいろありますけれども、本来のリサイクルは水平リサイクルが理想でありまして、ペットボトルからペットボトルを再生する、こうした技術が実は世界にただ1社、日本にあります。そうした技術のほうに進んでいくべき世界は動いております。ベンチャー企業でJ E P L A Nという神奈川県川崎市に本社を置く会社がありまして、世界中からプラントの建設の依頼が寄せられていることが新聞報道でございました。

リサイクル率を上げるにはやはり分別の徹底化が必要となりまして、日本のマテリアルリサイクル率は19.9%です。再生されるリサイクル製品はまだまだ十分に普及しているとは言えません。この熱可塑性、熱で可塑性、いわゆるポリマーはまた元の素材に返るというのは非常に難しいわけですが、これのリサイクル品がまだまだ十分に活用されていない、普及されていないという現実があります。

そして、本来は焼却処理すべきでないものも一定量焼却されている現実があります。マテリアルリサイクル率を上げることが焼却の際に排出されるCO₂を削減し、焼却処理量を減らし、最終処分量を減らすといういい循環を実現する、これを住民への周知の徹底とともに、住民自体がごみの適切な分別を意識し、ともに循環型社会の形成に協力していただくことが必要であると考えています。

最後に、総括して管理者から見解を伺って終わりにしたいと思います。

議長（千田恭平君） 佐藤管理者。

管理者（佐藤善仁君） このたびの施設整備全般を通じて、これは中間処理にありましても、あるいはお尋ねのマテリアルのリサイクルの分別にありましても、さらには先ほど来お話のございました最終処分まで持っていく過程にありましてもありますが、資源循環とかエネルギーの循環といった大切な視点であります。加えて、その事業方式が近年ではいろいろな方式が出てまいりましたので、どういった発注方式が私どもとして最終的なライフサイクルコストが低減できるものがあるかといったいろいろなアプローチがございます。

ただ、その事業方式も含めていろいろなやり方は出てはきましたが、何分、それぞれ知見も十分ではないところもございますし、ましてや何十年に一回しか整備しないような施設建設をこれから手がけるわけでありまして。最後に御紹介いただきましたようなそうした専門の業者もある、また、私どもの把握している中では、例えばプラスチックでありますとか、そのような新しいよ

うな水平的な展開でございますか、そのようなことを行っている業者も他にございますし、いろいろな情報はありますが、いずれ私ども、この整備するプラントの在り方、仕組み、そしてその発注方式、どれも勉強しながらでございます。ですので、そこはしっかりと、真摯に一つ一つに向き合いながらやっていくしかございませんので、ただいま議員からお話をいただきましたような観点につきましても含めて、一番のベストな方法を一つ一つ手探りでありますけれども、探していきたいと思っております。

今回、特にマテリアルリサイクルというのは初めてのものですのでございますので、そうした観点からいろいろな意見ですとか、現時点における最新の情報は取り込みますが、しかし、なかなか先進的なものというのは実証されてもございませんし、そうしたリスクもあります。そうしたところを踏まえながら対応させていただきたいと思っております。

議 長（千田恭平君） 17番、真竈光幸君。

17 番（真竈光幸君） 終わります。

議 長（千田恭平君） 真竈光幸君の質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

議 長（千田恭平君） 日程第4、報告第2号、令和4年度一関地区広域行政組合一般会計予算継続費の通次繰越しの報告について及び日程第5、報告第3号、令和4年度一関地区広域行政組合一般会計予算繰越明許費の繰越しの報告について、以上2件を一括議題とします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

石川副管理者。

副管理者（石川隆明君） 報告第2号、令和4年度一関地区広域行政組合一般会計予算継続費の通次繰越しの報告について、申し上げます。

本件は、令和4年度一関地区広域行政組合一般会計予算のうち、エネルギー回収型一般廃棄物処理施設環境影響評価事業及び一般廃棄物最終処分場に関し生活環境影響調査、基本設計業務などを実施する一般廃棄物最終処分場生活環境影響調査等事業について、合わせて2,921万6,500円を令和5年度に通次繰越したので報告するものであります。

次に、報告第3号、令和4年度一関地区広域行政組合一般会計予算繰越明許費の繰越しの報告について、申し上げます。

本件は、令和4年度一関地区広域行政組合一般会計予算のうち、ごみ焼却施設管理事業、リサイクルプラザ管理事業、リサイクル施設管理事業及び一般廃棄物処理施設整備事業について、合わせて1,780万1,000円を令和5年度に繰越明許したので報告するものであります。

以上であります。

議 長（千田恭平君） 報告に対し質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（千田恭平君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

以上で、報告を終わります。

午後5時半まで休憩します。

休憩 午後5時16分

再開 午後5時30分

議 長（千田恭平君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第6、認定第1号、令和4年度一関地区広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定について

て及び日程第7、認定第2号、令和4年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、以上2件を一括議題とします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

石川副管理者。

副管理者（石川隆明君） 認定第1号、令和4年度一関地区広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定について及び認定第2号、令和4年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、提案理由を申し上げます。

本案は、令和4年度一般会計及び介護保険特別会計の歳入歳出決算について、監査委員の審査を終えましたので、議会の認定に付するものであります。

なお、一般会計及び介護保険特別会計決算の概要につきましては、会計管理者及び事務局長が説明いたします。

議長（千田恭平君） 中村会計管理者。

会計管理者（中村由美子君） 令和4年度一般会計及び介護保険特別会計歳入歳出決算の概要について、総括的な説明を申し上げます。

決算書の2、3ページをお開き願います。

各会計歳入歳出決算総括表であります。

表の左から4列目の収入済額、2つ飛びまして支出済額、さらに2つ飛びまして、右端の収入支出差引額の欄で説明いたします。

初めに、一般会計について申し上げます。

収入済額30億8,619万882円、支出済額28億9,656万8,132円で収入支出差引額は1億8,962万2,750円であります。

次に、特別会計について申し上げます。

まず、介護保険特別会計事業勘定であります。収入済額167億9,940万9,492円、支出済額161億7,986万4,446円、収入支出差引額は6億1,954万5,046円であります。

次に、介護保険特別会計サービス勘定であります。収入済額3,181万9,843円、支出済額3,177万3,727円、収入支出差引額は4万6,116円であります。

なお、実質収支額についてであります。ただいま申し上げました各会計の収入支出差引額から令和5年度に繰り越す事業の財源の額、これを差し引いた額が実質収支額となります。

一般会計において繰越事業がございますので、説明を申し上げます。

36ページをお開き願います。

一般会計の実質収支に関する調書であります。

調書は千円単位となっております。

表の区分、4、翌年度へ繰り越すべき財源の欄を御覧ください。

(1)の継続費通次繰越額が2,921万6,000円、(2)の繰越明許費繰越額が1,780万1,000円となっており、実質収支額は1億4,260万6,000円となります。

他の会計には繰越事業がございませんので、先ほど申し上げました各会計の収入支出差引額が実質収支額となります。

以上で決算の概要について、私からの説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

事務局長（佐藤正幸君） 令和4年度一関地区広域行政組合決算の概要につきまして、主要な施策の

成果に関する説明書により一般会計、特別会計の順に説明を申し上げます。

2 ページをお開き願います。

まず、一般会計の決算について説明を申し上げます。

決算額は、四捨五入による1,000円単位で申し上げます。

(3) の歳入決算につきまして、1 の分担金及び負担金は、当組合を構成する一関市及び平泉町からの収入であり、決算額は22億615万6,000円、前年度比で4,010万8,000円の減であります。

構成団体ごとの内訳につきましては、3 ページの(5) 分担金及び負担金の内訳に記載のとおりであり、合計額で申し上げますが、一関市が20億6,058万円、構成比は93.4%、平泉町が1億4,557万6,000円、構成比は6.6%であります。

2 ページにお戻り願います。

2 の使用料及び手数料について、使用料は清掃センター敷地内に設置を許可しております自動販売機などの敷地料、手数料は一般廃棄物処理業などの許可申請手数料、ごみ処理手数料、し尿処理手数料であり、決算額は1億7,803万7,000円、前年度比で325万2,000円の減であります。

飛びまして、8 の諸収入は、清掃センターにおけるアルミ、スチール、紙、ペットボトルなどの資源物などの売払い金などであり、決算額は9,258万7,000円、前年度比で2,456万7,000円の増であります。

3 ページとなりますが、(4) の歳出決算につきまして、1 の議会費は、組合議会議員報酬のほか、会議録作成などの議会事務に要する経費であり、決算額は186万4,000円、前年度比で77万5,000円の増であります。主要な事業につきましては9 ページに記載しておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

2 の総務費は、主に組合広報の発行や情報機器の更新費用など、組合運営に要する経費のほか、財政調整基金への積立てをしたものであり、決算額は2億2,697万7,000円、前年度比で5,213万9,000円の増であります。主要な事業につきましては10ページに記載しておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

なお、財政調整基金の年度末現在高につきましては、後ほど財産に関する調書の説明において説明をいたします。

3 の衛生費は、火葬、ごみ処理、し尿処理に要する経費で、決算額は26億4,825万6,000円、前年度比で2億3,874万円の増であります。

4 の公債費の決算額は1,947万1,000円、前年度比で3,506万1,000円の減であります。

4 ページをお開き願います。

(6) のア、目的別地方債残高につきまして、令和4年度末残高は3,085万8,000円であります。次に、介護保険特別会計事業勘定の決算について、説明を申し上げます。

5 ページとなりますが、(2) の歳入決算につきまして、1 の保険料は、決算額は30億3,732万4,000円、前年度比で1,441万4,000円の減であります。

2 の分担金及び負担金は、当組合を構成する一関市及び平泉町からの収入であり、決算額は25億3,806万円、前年度比で900万5,000円の減であります。

構成団体ごとの内訳につきましては、6 ページの(4) 分担金の内訳に記載のとおりであり、合計額で申し上げますが、一関市が23億8,671万5,000円、構成比は94%、平泉町が1億5,134万5,000円、構成比は6%であります。

5 ページにお戻り願います。

次に、（３）の歳出決算につきまして、１の総務費は、介護保険運営協議会の開催など、保険事業の総務的な業務や保険料の賦課徴収、要介護認定に係る調査及び審査に要する経費であり、決算額は２億７,７２３万６,０００円、前年度比で４００万２,０００円の減であります。主要な事業につきましては３５ページに、認定者数につきましては４０ページに記載しておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

２の保険給付費の決算額は１４８億１,６８８万３,０００円、前年度比で１億８,６７３万２,０００円の減であります。

なお、介護サービス費等の給付実績につきましては４１、４２ページに、介護保険事業計画と給付実績との比較につきましては４３ページに記載しておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

３の地域支援事業費は、介護予防事業及び包括的支援等事業に要する経費であり、決算額は６億８,１１１万円、前年度比で１,１０７万円の減であります。

４の基金積立金は、保険料及び基金利子を介護給付費準備基金に積立てしたものであり、決算額は１億４,４６２万３,０００円、前年度比で６,９９２万３,０００円の増であります。

６の諸支出金は、過年度保険料還付金及び前年度の介護給付費などの精算に伴う国、県、構成市町への返還金であり、決算額は２億６,００１万２,０００円、前年度比で１億２,６６５万５,０００円の増であります。

次に、介護保険特別会計サービス勘定の決算について、説明を申し上げます。

７ページをお開き願います。

サービス勘定につきましては、一関西部地域包括支援センター及び一関東部地域包括支援センターが所掌する要支援１、２などの利用者の介護予防支援計画、いわゆる介護予防ケアプランの作成管理をするものであります。

（２）の歳入決算であります。１のサービス収入は、介護予防ケアプランの作成料であり、決算額は３,１３５万４,０００円、前年度比で１３８万６,０００円の減であります。

次に、（３）の歳出決算であります。１のサービス事業費は、介護予防ケアプランの作成に係る事務費及び居宅介護支援事業所への介護予防ケアプランの作成委託費であり、決算額は３,１７７万４,０００円、前年度比で５６万３,０００円の減であります。

次に、主要な事業について説明を申し上げます。

１１ページをお開き願います。

一般会計分となりますが、上から２つ目の白丸の生活環境対策費につきましては、主に清掃センター施設周辺住民との公害防止協定などに基づく業務に要したものであります。

黒丸の上から２つ目の公害防止等に関する会議等の開催につきましては、定期的に稼働状況及び環境測定結果の報告などを行ったものであります。

次の一般廃棄物処理施設周辺住民健康診断につきましては、舞川清掃センター、大東清掃センター及び東山清掃センターの施設周辺住民の皆様の健康診断などを実施したものであります。

１２ページをお開き願います。

上から２つ目の白丸、一般廃棄物処理施設等整備調査事業費につきましては、エネルギー回収型一般廃棄物処理施設、マテリアルリサイクル推進施設及び新最終処分場の整備に関し、住民説明会の開催などを行ったものであります。

一つ飛びまして、火葬場管理費につきましては、施設の利用実績につきまして、１９、２０ページ

に記載しておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

13ページとなりますが、ごみ焼却施設管理費につきましては、一関清掃センターの運転管理及び施設設備の維持補修の経費であります。

一つ飛びまして、リサイクルプラザ管理費（繰越明許費）につきましては、施設の定期整備工事などを令和3年度から令和4年度にかけて行ったものでございます。

14ページをお開きください。

ごみ収集運搬事業費につきましては、家庭から排出される可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみを委託により収集したものであります。大東清掃センター分も同様であります。

次の廃棄物処理施設モニタリング事業費につきましては、廃棄物処理施設から発生した廃棄物の放射性物質濃度測定を専門業者に委託し実施したものであります。

一つ飛びまして、ごみ焼却施設管理費につきましては、大東清掃センターの運転管理及び施設設備の維持補修に係る経費であります。

15ページとなりますが、上から3つ目の指定廃棄物保管事業費につきましては、国の委託を受け保管管理している8,000ベクレルを超える飛灰について、空間線量率測定を専門業者に委託し実施したものであります。

次の放射性物質汚染廃棄物処理事業費（繰越明許費）につきましては、国の委託を受け保管管理をしております8,000ベクレルを超える飛灰について、放射性物質濃度が8,000ベクレル以下となった焼却灰の指定を解除し、管外において処分をしたものであります。

16ページをお開き願います。

上から1つ目の白丸、花泉清掃センター管理費につきましては、最終処分場の運転管理及び施設設備の維持補修の経費であります。なお、花泉清掃センターにつきましては、埋立て容量の上限に達したため、令和4年7月に埋立てを終了しているところであります。

次の東山清掃センター管理費につきましても同様であります。

ごみ処理施設及び最終処分場の施設の概要につきましては、21ページ、22ページに記載をしておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

次の一般廃棄物処理施設整備事業費につきましては、エネルギー回収型一般廃棄物処理施設整備に係る環境影響評価、交差点検討に係る交通量調査及び敷地造成基本設計などを、マテリアルリサイクル推進施設の整備については、ごみ質の分析を実施したものであります。

次の一般廃棄物処理施設整備事業費（逡次繰越）につきましては、エネルギー回収型一般廃棄物処理施設整備に係る環境影響評価を、一般廃棄物最終処分場整備につきましては基本設計を実施したところであります。

続いて、23ページをお開き願います。

（2）のAでございますが、ごみの搬入量の実績であります。令和4年度の搬入量の合計は3万3,855.47トン、前年度比では543.18トンの減であります。

次の24ページから27ページまでは、種類別のごみ搬入量の実績でございます。

続いて、29ページをお開き願います。

29ページのカ、資源物の搬出状況であります。令和4年度の搬出量の合計は3,396.20トン、前年度比で59.06トンの減となっております。

次に、30ページをお開き願います。

キは最終処分場埋立量であります。令和4年度の埋立量の合計は3,986.83トン、前年度比で

15.05トンの増となっております。

次に、33ページをお開き願います。

下段の（２）のアですが、し尿・浄化槽汚泥搬入量であります。令和４年度の搬入量の合計は7万3,136.54キロリットル、前年度比で1,250.27キロリットルの減となっております。

なお、環境測定値につきましては31ページ、32ページ、34ページに記載をしてございますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

いずれの施設におきましても、国の基準を下回っているという状況でございます。

以上が一般会計の決算であります。

37ページをお開き願います。

次に、介護保険特別会計事業勘定分の説明となりますが、上から２つ目の白丸の一般介護予防等事業費につきましては、訪問型サービス事業、通所型サービス事業及び一般介護予防事業について、構成市町に委託し実施したものであります。

38ページを御覧願います。

上から１つ目の白丸、包括的支援事業費につきましては、１つ目の黒丸となりますが、地域包括支援センター業務の委託について、社会福祉法人、医療法人及び一関市病院事業の５つの事業所に委託して運営しているところであり、介護予防ケアマネジメント、総合相談、権利擁護などを実施したものであります。

２つ目の黒丸、包括的支援事業業務の委託につきましては、介護等に関する総合相談業務などを２つの事業所に委託して実施したものであります。

次の任意事業費につきましては、１つ目の黒丸となりますが、任意事業について構成市町への委託により、認知症サポーター養成講座、配食・給食サービス、家族介護支援事業などを実施したものであります。

39ページとなりますが、１は介護保険料の賦課及び収納状況であります。

（１）の調定額から（５）の不納欠損の事由別内訳までをそれぞれ特別徴収、普通徴収、滞納繰越の区分ごとに説明をいたします。

特別徴収は、（１）の調定額28億2,718万4,700円に対し（３）の収納率は100％であります。

普通徴収は、（１）の調定額２億993万1,100円に対し（２）の収入済額は１億9,528万5,600円で、（３）の収納率は92.81％であります。

滞納繰越分は、（１）の調定額3,534万4,900円に対しまして（２）の収入済額は535万9,600円で、（３）の収納率は15.16％、（４）の不納欠損額は1,713万6,200円であります。

不納欠損の事由につきましては（５）のとおりで、生活困窮が77.9％、所在不明が6.9％、死亡による相続放棄などが13.6％、転出が1.6％であります。

43ページをお開き願います。

４は、介護保険事業計画と実績との比較であります。

総合計で申し上げますが、計画値の155億7,438万円に対しまして給付実績は148億1,688万3,000円であり、実施割合は95.1％であります。

以上が介護保険特別会計事業勘定の決算であります。

次に、45ページをお開き願います。

介護保険特別会計サービス勘定分となりますが、上から２つ目の白丸の介護予防支援事業費につきましては、介護予防ケアプランの作成について、直営1,986件、居宅介護支援事業所への委

託で4,931件、合計6,917件の作成管理などを行ったものであります。

以上が介護保険特別会計サービス勘定の決算であります。

次に、財産に関する調書について説明を申し上げます。

こちらは決算書の76ページ、77ページをお開き願います。

1の公有財産の土地及び建物については、令和4年度中の増減はありませんでした。

次に、78ページをお開き願います。

3の基金につきましては、財政調整基金の年度末現在高が2億4,261万9,000円、介護給付費準備基金の年度末現在高が7億8,617万5,774円であります。

以上で一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の概要についての説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

議 長（千田恭平君） これより質疑を行います。

決算認定議案でありますので、一問一答方式の場合は回数の制限は設けませんが、時間は45分以内としますので、御留意願います。

岩渕優君の質疑を許します。

岩渕優君の質疑は、一問一答方式です。

9番、岩渕優君。

9 番（岩渕優君） 長時間になりましたけれども、もうしばらくよろしくお願いいたします。

私のほうからは、最初に認定第1号の3款1項1目であります、衛生総務費の中の生活環境対策費であります。これはかなり予算と決算では大きく乖離しておりますが、特にも一般廃棄物処理施設周辺住民健康診断のところであります、予算が2,382万5,000円だったのが決算は774万5,930円ということで、予算の約3分の1に決算がとどまっておりますが、この理由についてお伺いいたします。

続きまして、同じく認定第1号の3款1項1目衛生総務費の中のごみ減量化対策費であります、これにつきましては予算に対して増額になっておりますが、この増額したことによる成果についてお伺いをいたします。

続きまして、認定第2号の介護保険特別会計の歳入歳出決算の中の1款1項の歳入の保険料についてであります、収入未済額が先ほどの御説明もございましたけれども、2,795万1,000円となっておりますが、この発生要因について改めてお伺いします。

それから、歳出1款3項1目の認定審査費であります。予算は8,043万1,000円でありましたが、決算が5,882万9,000円と、これも予算と決算の乖離がかなりありますが、この結果について、この事業について、どのような評価をしたのかお伺いします。

それから、3款1項1目介護予防・生活支援サービス等事業費であります、この中の一般介護予防等事業費でありますけれども、これも予算が5,074万4,000円で決算が3,516万円ということになっておりますが、これについても予算と決算の乖離がございますが、この結果についての評価についてお伺いします。

以上であります。

議 長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） まず、生活環境対策費についてであります、各清掃センターでは施設周辺住民に対しまして健康への影響に対する不安を低減するため、毎年健康診断を実施しているところあります。

令和４年度の一般廃棄物処理施設周辺住民健康診断は、予算額2,382万5,000円に對しまして決算額が774万5,930円となっております。

決算額が予算額と乖離した理由につきましては、予算では受診者数を施設周辺地域の人口に対する割合や過去３年の受診実績などから1,145人と見込んだところでございますが、実際の令和４年度の受診者数は355人となっており、見込みに対して約３割にとどまったことによるものであります。

なお、令和５年度の予算では令和４年度の実績を踏まえ、受診者数の見込みについて見直しを行っているところでございます。

次に、ごみ減量化対策費についてであります。予算額の341万2,000円に對しまして決算額が429万1,320円と増額となった理由であります。当初の計画では、ごみ収集カレンダーやごみの適正な排出を促進するためのごみ分別チラシなどを各戸へ配布するための予算のほか、ごみ分別アプリの保守に係る費用などを計上していたところですが、ごみの出し方のうち住民の方から清掃センターへの問合せが多く寄せられる雑紙及び粗大ごみについて周知を図るために、新たに雑紙の出し方のポイント、粗大ごみの処理について、この２種類のチラシを作成し全戸へ配布したことや、ごみ分別アプリをより使いやすくするため、アプリのトップページに利用者が設定したエリアを表示させる改修をしたことなどにより増額となったものでございます。

令和４年度の実績でございますが、令和４年度と令和３年度の清掃センターへのごみの搬入量を比較しますと、可燃ごみ、不燃ごみ、不燃粗大ごみ、資源ごみの搬入はそれぞれ減少しておりますが、搬入されたごみの割合を見ますと、資源ごみの割合が増えているという状況であります。

資源ごみは全体の搬入量が減少している中でも、プラスチック製容器包装が対前年比では5.77トンの増で、資源ごみ全体に占める割合が0.36ポイントの増となっており、ペットボトルが同じく対前年比で1.51トン、0.13ポイントの増、古紙類は0.14トンの減少ではありますが、資源ごみ全体に占める割合では0.34ポイントの増加となっており、少しずつではありますが、可燃ごみから資源ごみへの分別が進んできているものと捉えております。

啓発チラシの配布やごみ分別アプリの活用など、様々な取組を継続して行うことで資源化に対する意識が浸透し、成果につながるものと考えていることから、引き続きごみの分別方法の周知に努め、さらなるごみの減量化と資源化に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、保険料の収入未済についてであります。普通徴収の対象者4,763人の約７％である334人が収入未済となっております。

その内訳を見ますと、所得段階別介護保険料11段階のうち、生活保護受給者や被保険者本人が住民税非課税である第１段階から第５段階までの未納者が192人、被保険者本人が住民税課税対象者である区分のうち一番低い保険料所得段階である第６段階の未納者が71人です。これを合わせた263人が収入未済の約８割を占めており、収入未済となっている割合も高くなっていること、また、令和４年度の未納欠損の対象者433人中339人が生活困窮を理由にしたこともあることから、収入未済については低所得や生活困窮によるところが大きいものと捉えております。

次に、認定審査費についてであります。認定審査費は、要介護等認定に係る介護認定審査会の開催、介護認定調査の実施、主治医意見書の取得に要する経費となっており、当初予算においてはその年度の申請数の見込みにより予算額を計上しております。

令和４年度当初予算では、令和２年度までの実績から年間9,991件の申請があるものと見込ん

でいたところでございますが、令和４年度末の実績では7,956件と見込みより約2,000件少ない結果となったため、不用額が生じたものであります。

申請数が見込みより下回った要因であります、認定の更新に係る申請数の見込みとの差によるものでありまして、更新申請数の見込みは既に認定を受け令和４年度に更新時期が到来する方全員分の6,324件としていたところでございますが、更新時期前に死亡したり介護サービスを利用しないなどの理由で更新しない方が増えたことにより見込みを下回り、4,462件となったものであります。

次に、一般介護予防等事業費についてであります、この事業は構成市町へ委託し実施したものであり、その内容は、保健師などの専門職による介護予防に関する相談や健康教室、ボランティア活動を行う意思のある方に対する生活支援アシスタント研修、住民ボランティアなどが主体となり体操や運動などを行う介護予防活動などを行ったものであります。

令和４年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により住民ボランティアなどの活動の自粛や事業の実施場所である施設において参加者の受入れが困難であったことにより、事業が計画どおりにできなかったため、予算額に対して決算額が下回ったものであります。

このことについては、やむを得ない状況であったと考えておりますが、コロナ禍での様々な制約がある中にありまして対策を工夫しながら事業を実施したことは、介護予防に一定の効果があったものと評価しているところであります。

以上でございます。

議長（千田恭平君） ９番、岩渕優君。

９番（岩渕優君） それでは、再質疑をさせていただきます。

先ほどの歳入の保険料のところの収入未済のところでございますが、この収入未済額ですが、令和４年度の収入未済額は令和３年度、前年度に対して739万4,000円減額となっておりますが、令和４年度で何か特別な取組をされたのか、その減額になった背景といいますか、理由について伺います。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 収入未済の減額につきましては、裏を返せば収納率が上がったということでもあります。当組合でも収納率の向上ということについては意を配して取り組んでいるところでございますが、納付が困難な方の相談を受け、分納のお話をさせていただいたり、そのような保険料を納める方とのやり取りをきちんと行ったというか、そのような手続を行ってきた、そのような成果が、これまでもやってきているところであります、そういうものが少しずつではありますが、収納率とかという成果につながっているのではないかと捉えております。

議長（千田恭平君） ９番、岩渕優君。

９番（岩渕優君） 収入未済が不納欠損につながっていきますので、この納付している方からすると不公平感というのは否めないと思うのですが、この不公平感を払拭するようなそういう努力というのは何か取組をされているのかお伺いします。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 不納欠損につきましては、その方々の状況を踏まえて、やむを得ない判断であるということでの不納欠損という扱いになっております。その前段に至るまでは、やはり組合としても催告なり督促などを行った中で、納付されていない方と連絡を取り合いながら納付に向けた話合いなどの場を設けながら進めているという状況であります。そういう積み重ねという

形でしかお話しできる部分はありませんが、特に令和4年度についてこれまでと違う新たな取組をしたというような状況ではないというところであります。

議長（千田恭平君） 9番、岩渕優君。

9番（岩渕優君） 不納欠損の事由は先ほど御説明をいただきましたが、全体の77.9%が生活困窮だということで資料をいただいておりますけれども、このところ、当然お一人お一人様々な理由があると思うのですが、特にも構成市町の福祉部門との連携をもう少ししっかり取り組んでいくといいますか、その辺が非常に大事ではないかと。このままずっと生活困窮ということで常に収入未済、そして不納欠損につながっていくという、ここを何とかしていかなければいけないと思いますが、いかがでしょうか。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 不納欠損につきましては、お話のあったとおりに納付されている方の公平性というような視点もございます。ただ、債権管理の上では納付が望めないというような状況になっているという方に対しましては、やはり今後も現年度分の納付をきちんとやっていただくというようなことも必要となっておりまして、そのような形で制度上不納欠損ということができるといえるものでもございますので、そのような取扱いをさせていただいているところでございます。

議長（千田恭平君） 9番、岩渕優君。

9番（岩渕優君） 以上で私の質疑を終わります。

議長（千田恭平君） 岩渕優君の質疑を終わります。

次に、千葉信吉君の質疑を許します。

千葉信吉君の質疑は一問一答方式です。

7番、千葉信吉君。

7番（千葉信吉君） もうしばらくお願いします。

私は認定第1号の部分で質疑させていただきたいと思います。

3款1項1目の衛生総務費の生活環境対策費についてお伺いいたします。

説明書の中では、地域住民に対しての生活環境などを含めながら、運営委員会においての会議、健康診断の取組が行われておりますが、そこで一つとして公害防止等に関する会議等で出された意見を含め、その内容についてお伺いいたします。

2つ目として、一般廃棄物処理施設周辺住民健康診断の状況とその結果についてをお伺いいたします。

3つ目としては、3款3項3目の舞川清掃センター費があるのですが、まず1つ目が舞川清掃センター管理費についてお伺いいたします。

施設設備の整備計画による補修など、焼却灰などの覆土工事などが行われておりますが、そこで伺いますが、焼却灰などを含め現在の管理状況についてお伺いいたします。

次に、同じく舞川清掃センターの指定廃棄物保管事業費で、これは福島第一原子力発電所事故による当組合への放射性物質汚染被害がいまだ続いているということで、ここで8,000ベクレル超の放射性物質に汚染された指定廃棄物が一時保管されておりますが、この事業の内容についてお伺いしたいと思います。

あとは、その下の放射性物質汚染廃棄物処理事業費（繰越明許費）の指定廃棄物処理事業の現状を含めた効果についてお伺いいたします。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 最終処分場の公害防止に係る会議についてでございますが、舞川清掃センターにおいては舞川清掃センター運営委員会を、東山清掃センターにおいては東山清掃センター公害防止協定委員会を開催しております。

令和4年度の開催状況は、舞川清掃センター運営委員会は5月と11月の2回、会議を開催し、前年度の廃棄物埋立量の実績のほか、公害防止に係る報告事項として、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令で定められている水質検査、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める政令で定められている水質検査、周辺空間の放射線量率、放流水などに含まれる放射性物質の濃度の測定結果と測定値に異常がなかったということを報告させていただいております。

また、舞川清掃センターに一時保管している指定廃棄物を当組合管外で最終処分するための搬出状況について、舞川清掃センターでの作業内容の説明や作業終了後の搬出状況についての説明を行い、搬出作業による周辺環境への影響がなかったことを報告させていただいております。

なお、5月の会議において委員から、舞川清掃センター施設の地下を通った地下水が下流で合流する沢があり、その沢の水を農業用水として利用していることから、最終処分場からの浸出水がないかを確認するための水質検査の要望がございました。これに対しましては、委員会終了後、直ちに検査を実施し、最終処分場からの影響はなかったことを11月の会議で報告をしたところであります。

東山清掃センター公害防止協定委員会では5月に会議を開催し、舞川清掃センターと同様に水質検査結果などの定期報告をさせていただいたところであります。

なお、両最終処分場では周辺住民の方々に定期的に施設の状況を報告しており、施設が適切に稼働していることを確認いただいております。

最終処分場周辺の住民を対象とした健康診断につきましては、舞川清掃センター及び東山清掃センターは国が設定している環境基準を遵守し操業していることから、周辺住民の皆様の健康に被害が及ぶことはないものと捉えておりますが、周辺住民の皆様の健康への影響に対する不安を低減するため、血液学検査や生化学的検査など41項目の健康診断を行っているところであります。

健康診断の結果は、健康診断業務の委託事業者から一関清掃センターと大東清掃センターに一括で届くため、舞川清掃センター周辺の住民の方には一関清掃センターから受診者の自宅に郵送し、東山清掃センター周辺の住民の方には健康診断業務の委託事業者の看護師による事後指導の際に受診者へお渡ししております。

なお、事後指導を受けない方には大東清掃センターから受診者の自宅に郵送しておりますし、医師の診断が必要と判断された方の結果につきましては、健康診断業務の委託事業者から他の健診結果とは別に届くため、早急に本人の元に届けているところであります。

なお、これまで施設周辺住民の方から、検査結果を踏まえ健康に対する不安の声や御意見などは頂いていないところであります。

次に、舞川清掃センターの管理状況についてでございますが、舞川清掃センターに埋立てをしている廃棄物は、一関清掃センターごみ焼却施設で可燃物の焼却後に発生する燃え殻といわれる主灰、ばいじんといわれる飛灰、一関清掃センターリサイクルプラザで資源として回収されなかった不燃残渣がございます。

主灰と不燃残渣の埋立てについては、舞川清掃センターに搬入後、飛散防止のため速やかに覆土処理を行っているところであり、飛灰の埋立てについては、極めて微量に含まれる鉛やカドミウムといった重金属が溶出しないよう薬剤で処理を行った後に埋立てを行っております。

なお、一関清掃センターから排出される飛灰は、放射性物質汚染対策特別措置法における特定一般廃棄物となっていることから、同法による埋立て処分基準にのっとりまして、フレキシブルコンテナバッグに封入した飛灰を土壌による厚さ50センチメートルの隔離層の上に置き、フレキシブルコンテナバッグの上にベントナイトシートをかぶせ、さらに50センチメートルの覆土を行い、遮水シートをかぶせて埋立て処分をしているところでもあります。

また、最終処分場の周辺環境への影響を確認するため、埋立地内に浸透した浸出水、浸出水を処理し公共水域に放流する放流水、最終処分場の遮水層から漏水がないかを確認するため、埋立地上流部と下流部に設けた井戸から採取した地下水などについて、ダイオキシン類や放射性物質の有無や濃度を含めた水質検査などを定期的に行っているところでもあります。

この水質検査結果でこれまでに基準値を超えたり異常値を検出したことはございません。

次に、指定廃棄物保管事業についてであります。事業内容は、当組合が国からの委託を受け、一関清掃センター及び舞川清掃センターで一時保管している放射性セシウム濃度が1キログラム当たり8,000ベクレルを超える指定廃棄物である飛灰とベントナイトシートを安全に保管するための事業であります。

令和4年度については、指定廃棄物の保管により清掃センター内の放射線量に変化がないかを確認するための空間線量率の測定や、指定廃棄物のうち指定の取消しとなった廃棄物を処理したことから、保管していたコンクリートボックスや屋根つき保管施設の遮水シートなどを処分したものであります。

なお、一関清掃センター内の4か所、舞川清掃センター内の6か所で空間線量率測定の結果は、1時間当たり0.04から0.11マイクロシーベルトであり、影響のない低い値で安定しているところでもあります。

申し訳ございません。主要な施策の成果に関する説明書で訂正をお願いしたい箇所が1か所ございます。主要な施策の成果に関する説明書の15ページをお開きいただきたいと思います。

この一番下の放射性物質汚染廃棄物処理事業費（繰越明許費）の欄で1行目、指定廃棄物の指定が解除（8,000ベクレル／キログラム未満となった焼却灰）と記載がありますが、未満ではなく以下の誤りでございましたので、8,000ベクレル以下ということで訂正をお願いしたいと思います。申し訳ございませんでした。

それでは、議案に対する質疑の答弁を引き続きさせていただきます。

次に、放射性物質汚染廃棄物処理事業費でございます。この事業は国の委託を受け、一関清掃センター及び舞川清掃センターの敷地内に一時保管していた指定廃棄物のうち、放射性物質濃度が1キログラム当たり8,000ベクレルを下回っていることが確認できた指定廃棄物について、その指定を解除し、特定一般廃棄物として当組保管外の業者に委託をして処分したものであります。

令和4年度の事業費については、特定一般廃棄物を運搬するための積込み、放射線量の管理、最終処分を行う処理などの業務の経費として2億1,506万3,200円、特定一般廃棄物を処分先の事業者まで運搬する業務の経費として971万7,400円となっているところでもあります。

この事業の効果につきましては、一関清掃センターにおいて114個のコンクリートボックスに収納、一時保管をしていた指定廃棄物の飛灰98.71トンの全ての処理を完了したこと、また、舞

川清掃センターにおいて屋根つきの保管施設に一時保管していた混練り固形化物81個、114.5トン、封じ込め固形化物76個、251.2トン、この処理を完了したことから、周辺住民などの不安の低減につながったものと考えております。

なお、舞川清掃センターに一時保管している指定廃棄物は、コンクリートボックス2個分のベントナイトシート1.31トンのみとなっているところであります。

議 長（千田恭平君） 7番、千葉信吉君。

7 番（千葉信吉君） 再質疑は少なくなりました。

1つ目と2つ目と重なっていくのですが、再度確認ですが、もうそろそろいっぱいになってくるといことで、かなり長い間埋立てが行われております。焼却灰など様々、それに対しての中身として先ほどお話をいただきました重金属、そういったものが埋め立てられているといことで、今まで被害は発生していないといことでそこは確認してよろしいでしょうか。

議 長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 埋立てしているものの中に含まれる微量の重金属類等につきましては、薬品処理をし、流れ出ないような処理をして埋立てをしておりますので、水質検査も行っておりますが、全て基準値以内というような状況になっておりますので、周辺への影響はないものというように捉えております。

議 長（千田恭平君） 7番、千葉信吉君。

7 番（千葉信吉君） もう一つですけれども、長期の管理ということもありながら、昨今の線状降水帯というものには見舞われていないのですけれども、一関市も大きな台風も来ています、過去に。そういった中で、舞川もかなりの雨が降ったという状況もあります。遊水地もいっぱいになったという、そういった状況もある中で、令和4年も含めながら大雨がやはり発生しているといことで、先ほど話は聞いたのですが、地下水、後で来るのは地下水なのですが、その地下水浸透であそこの下流には、ずっと下流は田んぼだけれども、近辺には家もあります。集落もあります。そういったことで被害が発生していないということを再度確認したいと思います。そういった理解でよろしいのでしょうか。

議 長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 大雨などによる被害の状況という御質問であります。舞川清掃センターは平成10年の稼働開始以来、大雨を起因とする上流からの土砂災害の発生とか堰堤の損傷、地下水の影響による遮水層の破損など、最終処分場の機能に影響するような被害は発生してございません。

大雨などの際には、最終処分場より上流からの雨水は暗渠対策によって埋立地の下流に排出し、処分場の周囲からの雨水は周囲に設けた側溝により埋立地内への進入を防いでおりますし、遮水シートより下の地下水は地下に張りめぐらされた地下水の集水管により埋立地の下流に排出しております。

また、埋立地内に降った雨は浸出水となり、一旦調整槽に貯留され、一定量に達すると水処理施設に送られることとなっておりますが、仮に水処理施設の処理量を超える雨量の場合は、埋立地自体が貯留機能を合わせ持つため、未処理の浸出水が外部に流出することがない構造となっております。

なお、これまで大雨により埋立地内に降った雨水が未処理のままあふれ出たということはありません。

議長（千田恭平君） 7 番、千葉信吉君。

7 番（千葉信吉君） 大分前に造ったところでそういった安全性があるということで、これからのところはさらに安全性が確立されていくのだろうということを確認させていただきました。

最後になりますけれども、指定廃棄物の関係ですが、そうするとコンクリートボックスを処分したということがありますが、ということは先ほど言ったとおり、以前よりも8,000ベクレル超のものは減ってきているという理解でよろしいのですか。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 指定廃棄物については、先ほど申しあげましたように、コンクリートボックス2個分のベントナイトシート1.31トンのみという状況になってございます。

議長（千田恭平君） 7 番、千葉信吉君。

7 番（千葉信吉君） 特にも、この放射性物質の関係ですけれども、処理の関係は関係市町だと思いのですけれども、しっかりと一緒になって広域行政組合も国に対して一日も早く環境省が、国が指針を出すように働きかけていただければいいのかと思います。以上でございます。終わります。

議長（千田恭平君） 千葉信吉君の質疑を終わります。

以上で、質疑を終わります。

お諮りします。

本案は討論を省略し、直ちに採決を行うことに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（千田恭平君） 異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、直ちに採決を行うことに決定しました。

これより採決を行います。

採決は個別に行います。

初めに、認定第1号、本案賛成者の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（千田恭平君） 起立満場。

よって、認定第1号は、認定されました。

次に、認定第2号、本案賛成者の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（千田恭平君） 起立満場。

よって、認定第2号は、認定されました。

議長（千田恭平君） 日程第8、議案第7号、令和5年度一関地区広域行政組合一般会計補正予算（第1号）、及び日程第9、議案第8号、令和5年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計補正予算（第1号）、以上2件を一括議題とします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

石川副管理者。

副管理者（石川隆明君） 議案第7号、令和5年度一関地区広域行政組合一般会計補正予算（第1号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、エネルギー価格高騰の影響に伴う一関清掃センターなどの施設管理費の増額、一般廃棄物処理施設整備事業費の減額及び令和4年度決算剰余金の計上など、所要の補正をしようとする

るものであります。

1 ページをお開き願います。

歳入歳出予算の補正額は1億3,997万円を追加し、歳入歳出予算の総額を28億8,937万円といたしました。

2 ページをお開き願います。

歳出の目的別補正額は、第1表のとおりで、総務費1億780万5,000円、衛生費3,216万5,000円を増額いたしました。また、歳入につきましては、分担金及び負担金178万円、国庫支出金89万円を減額し、財産収入3万5,000円、繰越金1億4,260万5,000円を増額いたしました。

3 ページとなりますが、第2表、継続費補正につきましては、エネルギー回収型一般廃棄物処理施設環境影響評価事業について、事業期間を延長し、事業費の年割額を変更しようとするものであります。

4 ページをお開き願います。

第3表、繰越明許費につきましては、エネルギー回収型一般廃棄物処理施設等整備事業について、繰越明許しようとするものであります。

5 ページとなりますが、第4表、債務負担行為につきましては、川崎清掃センターし尿処理施設運転管理業務委託について、期間及び限度額を定めようとするものであります。

なお、事務局長から補足説明させます。

次に、7 ページをお開き願います。

議案第8号、令和5年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計補正予算（第1号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、事業勘定においては、令和4年度保険給付費の精算に伴う国県支出金の返還金及び令和4年度決算剰余金の計上など、また、サービス勘定においては、令和4年度決算剰余金の計上について、所要の補正をしようとするものであります。

事業勘定の歳入歳出予算の補正額は5億6,499万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を171億4,172万9,000円といたしました。また、サービス勘定の歳入歳出予算の補正額は4万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を3,188万6,000円といたしました。

なお、事務局長から補足説明させます。

以上であります。よろしくお願いいたします。

議 長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 議案第7号、令和5年度一関地区広域行政組合一般会計補正予算（第2号）について、補足説明を申し上げます。

まず、歳出について説明をいたします。

予算書の14ページをお開き願います。

2款1項1目総務管理費の財政調整基金積立金につきましては、令和4年度決算剰余金を積み立てるものであります。これにより、財政調整基金の令和5年度末残高は、前年度末に比べて3,219万円減の2億1,043万円ほどとなる見込みであります。

3款3項1目一関清掃センター費、2目大東清掃センター費及び3款4項2目川崎清掃センター費の光熱水費につきましては、エネルギー価格高騰の影響に伴い、施設の電気料を増額しようとするものであります。

3款3項6目施設整備費の一般廃棄物処理施設整備事業費については、エネルギー回収型一般

廃棄物処理施設環境影響評価事業のスケジュールの見直しにより減額するものであり、継続費の年割額の変更も必要であることから、継続費についても補正を行うこととしてございます。

次に、歳入につきましては12ページとなりますが、1款2項負担金、3款1項国庫補助金、4款1項財産運用収入及び7款1項繰越金につきましては、説明しました歳出に係るものであります。

予算書の3ページをお開き願います。

第2表、継続費の補正であります。3款3項エネルギー回収型一般廃棄物処理施設環境影響評価事業につきましては、エネルギー回収型一般廃棄物処理施設環境影響評価事業のスケジュールの見直しにより継続費の事業年度を追加し、併せて年割額の変更をしようとするものであります。

4ページをお開き願います。

第3表、繰越明許費についてであります。3款3項エネルギー回収型一般廃棄物処理施設等整備事業につきましては、マテリアルリサイクル推進施設整備基本計画の策定に時間を要したことから、当該計画を踏まえて実施する予定でありましたエネルギー回収型一般廃棄物処理施設等敷地造成測量実施設計業務の年度内完了が困難と見込まれるため、繰越明許費を設定しようとするものであります。

5ページとなりますが、第4表、債務負担行為であります。川崎清掃センターし尿処理施設運転管理業務委託につきましては、令和6年度から川崎清掃センターの運転管理業務を業者へ委託するため、債務負担行為を設定しようとするものであり、議決をいただいた後、令和5年度内に入札などの契約事務を進める予定であります。

次に、議案第8号、令和5年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計補正予算（第1号）について、補足説明を申し上げます。

まず、事業勘定の歳出について説明いたします。

予算書の22ページをお開き願います。

4款1項1目基金積立金の介護給付費準備基金積立金につきましては、令和4年度保険給付費などの精算により生じた保険料を積み立てるものであります。これにより、介護給付費準備基金の令和5年度末残高は、前年度末に比べて6,596万円増の8億5,214万円ほどとなる見込みであります。

6款1項1目諸支出金の介護給付費負担金等精算返還金、地域支援事業交付金等精算返還金、保険料軽減強化分担金精算返還金及び事務費分担金精算返還金につきましては、令和4年度保険給付費及び地域支援事業費などの精算により生じた国県支出金及び構成市町分担金を返還するものであります。

過年度保険料還付金につきましては、過年度の保険料の還付金が見込みより少なかったものであります。

次に、歳入について説明をいたします。

戻りまして、20ページをお開き願います。

5款1項支払基金交付金及び7款1項財産運用収入につきましては、説明いたしました歳出に係るものであります。

8款1項基金繰入金につきましては、令和4年度保険給付費などの精算により生じた保険料を決算剰余金に計上しましたことから、当初予算の歳出に計上しておりました過年度保険料還付金

の財源分を減額するものであります。

21ページとなりますが、2款サービス勘定繰入金につきましては、サービス勘定の令和4年度決算剰余金を繰り入れるものであります。

9款1項繰越金につきましては、令和4年度決算剰余金であります。

次に、サービス勘定の歳出について御説明をいたします。

26ページをお開き願います。

2款1項1目事業勘定繰出金につきましては、令和4年度決算剰余金を事業勘定に繰り出すものであります。

歳入についてであります。2款1項繰越金につきましては、令和4年度決算剰余金を計上するものであります。

以上であります。

よろしくお願いいたします。

議 長（千田恭平君） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（千田恭平君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

本案は討論を省略し、直ちに採決を行うことに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（千田恭平君） 異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、直ちに採決を行うことに決定しました。

これより採決を行います。

採決は、個別に行います。

初めに、議案第7号、本案賛成者の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（千田恭平君） 起立満場。

よって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号、本案賛成者の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（千田恭平君） 起立満場。

よって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

議 長（千田恭平君） 日程第10、議案第9号、あっせんの申立てについてを議題とします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

石川副管理者。

副管理者（石川隆明君） 議案第9号、あっせんの申立てについて、提案理由を申し上げます。

本案は、平成23年東北地方太平洋沖地震により発生した東京電力株式会社原子力発電所事故に起因する放射性物質による影響対策に要した費用で、東京電力に損害賠償を請求したもののうち、いまだ賠償を受けていない額について、原子力損害賠償紛争解決センターに対し、損害賠償の支払いのあっせんの申し立てをしようとするものであります。

なお、事務局長から補足説明させます。

議 長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 議案第9号、あっせんの申立てについて、補足説明を申し上げます。

議案書を御覧願います。

1の申立先は、東京都港区西新橋1丁目5番13号、原子力損害賠償紛争解決センターであります。

2の（2）の相手方は、東京都千代田区内幸町1丁目1番3号、東京電力ホールディングス株式会社、代表執行役社長、小早川智明氏であります。

3の申立ての趣旨及び原因であります、平成23年東北地方太平洋沖地震により発生した東京電力株式会社原子力発電所事故に起因する放射性物質による影響対策に、平成30年度から令和3年度までに当組合が要した費用のうち、支払いの合意に至っていない711万7,423円を支払うよう、あっせんを求めるものであります。

当組合は、これまで東京電力ホールディングス株式会社を相手方として三度にわたりあっせんの申立てを行っており、平成23年度及び平成24年度分の損害については平成26年3月にあっせんの申立てを実施して平成27年10月に和解に至り、また、平成24年度の一部と平成25年度、平成26年度の損害については平成28年4月に2回目のあっせんの申立てを実施し、平成30年10月に和解に至っております。

また、平成27年度から平成29年度までの分の損害については、令和2年1月に3回目のあっせんの申立てを実施し、令和3年12月に和解に至っております。

参考資料を御覧願います。

合計欄で申し上げますが、平成30年度から令和3年度までの損害賠償請求額は合わせて4,873万9,801円であり、このうち東京電力ホールディングス株式会社が支払いに合意し支払いを受けた額は4,162万2,378円であります。差し引き711万7,423円があっせん申立ての額となります。

請求項目につきましては、表に記載の3項目となります。

1の検査・測定費用は、各清掃センターにおける空間放射線量や飛灰、原水などの放射性物質濃度測定に要した費用であります。2の職員人件費は、放射線影響対策事業などに従事した職員の人件費であります。3その他放射線影響対策に要した費用は、放射能汚染廃棄物、焼却飛灰であります、その保管に要した原材料費及び工事費などであります。

なお、現在も東京電力ホールディングス株式会社と交渉を継続しており、今後、賠償金について新たに支払いに合意した場合については、当該合意額を除いた額をもって申立てを行うものであります。

以上であります。よろしくお願いいたします。

議長（千田恭平君） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（千田恭平君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

本案は討論を省略し、直ちに採決を行うことに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（千田恭平君） 異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、直ちに採決を行うことに決定しました。

これより採決を行います。

議案第9号、本案賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長（千田恭平君） 起立満場。

よって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

議長（千田恭平君） 日程第11、議案第10号、釣山斎苑の指定管理者の指定について及び日程第12、議案第11号、千厩斎苑の指定管理者の指定について、以上2件を一括議題とします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

石川副管理者。

副管理者（石川隆明君） 議案第10号、釣山斎苑の指定管理者の指定について及び議案第11号、千厩斎苑の指定管理者の指定について、提案理由を申し上げます。

本案は、釣山斎苑及び千厩斎苑の指定管理者として、新生ビル管理株式会社を指定しようとするものであります。

なお、事務局長から補足説明させます。

議長（千田恭平君） 佐藤事務局長。

事務局長（佐藤正幸君） 議案第10号、釣山斎苑の指定管理者の指定について及び議案第11号、千厩斎苑の指定管理者の指定について、補足説明を申し上げます。

本案は、釣山斎苑及び千厩斎苑の両火葬場の管理運営について、新生ビル管理株式会社を公募により指定管理者として指定しようとするものであります。

参考資料をお開き願います。

参考資料の1は、指定管理者に管理運営を委託する釣山斎苑及び千厩斎苑の施設の概要であります。

2は、指定管理者候補者であります新生ビル管理株式会社の概要であります。

2ページ目となりますが、釣山斎苑及び千厩斎苑の指定管理者の選定については、外部有識者も交えた一関地区広域行政組合指定管理者選定委員会において、公募に係る募集要項の検討及び指定管理候補者の選定に係る協議を行ったところであり、3にその選定結果をお示ししております。

選定理由といたしましては、新生ビル管理株式会社は、団体としての経営状況も安定しており、これまで10年間にわたる釣山斎苑、千厩斎苑の指定管理業務の受託実績を有し、火葬場運営のノウハウが蓄積されているなど、安定的で堅実な管理運営が可能である点が評価でき、また、業務を統括する管理部門が火葬場、組合、構成市町などの関係機関と密接な連携が可能な地域に所在し、かつ業務の遂行に必要な指揮命令系統と責任体制が構築されている点が安定的運営に資すると認められたものでございます。

さらに、利用者のニーズを的確に把握し、運営に反映させていく姿勢が見られ、指定期間全体を通じて利用者サービスの向上の取組が期待でき、施設の設置目的を十分に理解しており、厳粛な儀式の進行、円滑かつ確実な業務の遂行により、利用者に安心、安全を提供していくことを基本に掲げて運営する考え方が評価できますことから、新生ビル管理株式会社を釣山斎苑及び千厩斎苑の指定管理候補者として選定したところでございます。

なお、指定期間は、長期の指定期間を設定することにより、安定した経営により利用者へのサービス確保及び向上を図るため、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間としたところであります。

以上であります。よろしくお願い申し上げます。

議 長（千田恭平君） これより質疑を行います。
（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（千田恭平君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。
お諮りします。
本案は討論を省略し、直ちに採決を行うことに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（千田恭平君） 異議なしと認めます。
よって、討論を省略し、直ちに採決を行うことに決定しました。
これより採決を行います。
採決は個別に行います。
初めに、議案第10号、本案賛成者の起立を求めます。
（賛 成 者 起 立）

議 長（千田恭平君） 起立満場。
よって、議案第10号は、原案のとおり可決されました。
次に、議案第11号、本案賛成者の起立を求めます。
（賛 成 者 起 立）

議 長（千田恭平君） 起立満場。
よって、議案第11号は、原案のとおり可決されました。

議 長（千田恭平君） 日程第13、議員の派遣についてを議題とします。
お諮りします。
ただいま議題となっております議員の派遣については、会議規則第150条の規定により、お手元に配付の議員派遣書のとおり議員を派遣することに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（千田恭平君） 異議なしと認めます。
よって、お手元に配付の議員派遣書のとおり議員を派遣することに決定しました。

議 長（千田恭平君） 以上で、議事日程の全部を議了しました。

議 長（千田恭平君） 管理者より発言の申出がありますので、これを許します。
佐藤管理者。

管理者（佐藤善仁君） 第53回一関地区広域行政組合議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。
議員各位におかれましては、令和4年度決算並びに令和5年度補正予算等の議案につきまして、慎重なる御審議を賜りましたことに対しまして、御礼を申し上げます。

私は、決算は組合運営に対する評価が問われるもので、大変重要なものであると認識をしております。

令和4年度においても、一関市及び平泉町が当組合において共同処理することとした一般廃棄物処理並びに介護保険等の事務について、構成市町と連携をしながら実施をまいりました。

一般廃棄物処理においては、エネルギー回収型一般廃棄物処理施設、新リサイクル施設及び新最終処分場の整備に向けた取組、介護保険においては、高齢化に伴い増加している要介護者の適切で円滑な認定及び保険給付等により、介護サービスの推進を図ってきたところであります。

本日、ここにその取組の成果である決算につきまして、議会の認定をいただきましたことに対

し、心から御礼を申し上げます。

本定例会で賜りました一般廃棄物処理、介護保険事業に対する貴重な御意見、御提言につきましては、これをしっかりと受け止め、一関市及び平泉町との連携を一層図りながら、今後の組合運営に生かしてまいりたいと考えております。

今後とも、議員各位の一層の御指導、御支援を賜りますようお願いを申し上げまして、第53回定例会の閉会に当たりましての御礼の挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

議長（千田恭平君） 第53回定例会の閉会に当たり、一言御挨拶申し上げます。

今定例会は、令和4年度一般会計及び介護保険特別会計決算など、当局提案7件の議案について、終始慎重かつ熱心に審議をいただき、全ての議決決定を見るに至りました。これもひとえに、議員各位の御協力と、管理者をはじめ職員の皆様の誠意ある対応によるものと敬意を表するとともに、衷心より御礼を申し上げる次第であります。

また、議員各位におかれましては、一般質問、議案審議を通じて直面する課題について当局の考えをただし、議論を深めていただいたところであり、各議員から開陳されました提言等については、今後の広域行政組合運営において十分に重きを置かれ、取り組まれるよう望むものであります。

広域行政組合の業務は衛生事業、介護保険事業いずれも住民生活に密着しているからこそ、市民、町民皆様の御理解、御協力が不可欠であり、組合当局とともに我々議員も説明責任を果たしていく必要があります。

廃棄物処理施設などの衛生事務及び介護保険事業にありましては、取り組むべき課題が山積しているところであり、市民、町民の福祉増進のため、組合当局のさらなる御尽力をお願いしますとともに、議会としまして、今後一層、努力してまいらなければならないものと思うところであります。

結びに、今議会の運営に御尽力を賜りました議員各位、管理者、監査委員及び職員の皆様に感謝を申し上げ、挨拶といたします。

議長（千田恭平君） 以上をもって、第53回一関地区広域行政組合議会定例会を閉会します。

お疲れさまでした。

閉会 午後7時11分

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

一関地区広域行政組合議会議長 千 田 恭 平

一関地区広域行政組合議会議員 千 葉 信 吉

一関地区広域行政組合議会議員 岩 渕 優